

628  
142







中國人民政權



中國人民政權





濱口雄幸氏





若槻禮次郎氏





氏 治 忠 田 町 裁 總





一以貫之

川崎卓吉氏書

題立憲民政先史

協榮





大  
家  
筆墨

小山松壽氏書

新  
温  
古  
史



題主筆松壽氏書

松壽



綱母木桂吉氏書



為傳子載

小川 郷太郎氏書

松青



治天下  
當無私  
存陸為

齋藤 隆夫氏書



在掬  
手如  
長子

横山金太郎氏書

名鴻  
正憲  
勿  
題  
正憲氏書

勝  
正憲氏書



齋

波

岩切軍雄氏書

芳

良學先史題

壬午年

千秋不朽

增田義一氏書

奎城學人



温故知新

題民政党史

斯波貞吉氏書

温故知新

貞吉氏書

斯波

貞吉

628-142

立憲民政党史後篇

目次

第五章 憲政會時代 (前篇續) ..... 五七

第十八節 議會終了後の黨情 ..... 五七

關東會の大會

第十九節 高橋内閣の最後 ..... 五九

崩壊に至るまでの經過

第二十節 加藤友三郎内閣成立 ..... 五三

超然内閣出現の理由——聯合協議會

第二十一節 第四十六議會 ..... 五五

劈頭第一の論戰——憲政會大會——豫算案論議——廢減稅案——内閣不信任案——五回目の普選案

第二十二節 加藤内閣總辭職と山本内閣成立 ..... 五五

加藤友三郎男の薨去——關東大震災と山本内閣成立——大震災と政府の應急施設——大震災と憲政會——震災善後決議

目次



第二十三節 第四十七議會……………五二

震災に關する兩決議——憲政會大會の宣言及決議——火災保險問題——帝都復興計畫法案——事後承諾案

第二十四節 山本內閣總辭職と清浦內閣出現……………五九

突發の不祥事件——內閣遂に瓦解——清浦奎吾內閣——三派の護憲運動——政友會遂に分裂——憲政會大會の宣言——議會の再開と解散

第二十五節 總選舉及び其前後……………五七

選舉委員指名決定——選舉施行期日と其取締方針——護憲三派の共同聲明——各政派の選舉對策——總選舉の施行と開票の結果——總選舉後の議員總會

第二十六節 清浦內閣の瓦解……………五三

總選舉後の政局

第二十七節 加藤護憲內閣成立……………五七

憲政會議員總會——護憲三派幹部招待會——黨務委員會及び政務調査會

第二十八節 第四十九議會……………五三

鞏固なる三派の協調——與黨三派の大會——本部役員指名決定——首相、外相の施政演說——加藤首相の施政演說——幣原外相の外交方針演說——追加豫算案——政務次官の設置——其他重要法案——重要建議案——農村振興に關する建議案——貴族院制度改正に關する建議案——議會の閉會

第二十九節 爾後次期議會召集迄……………六四

議員總會——遣外員と新幹部決定——行政整理特別委員會——三派普選委員會——貴革特別委員會——三派委員總會——閣僚幹部懇談會——三派交渉會——貴革問題經過——最高幹部會——議員總會

第三十節 第五十議會……………三七

議會の召集と開院式——憲政會大會——首相、外相、藏相の施政演說——加藤首相の施政演說——幣原外相の外交演說——濱口藏相の財政演說——豫算案論議——普通選舉法案——貴族院改革案——重要法案その他——議會の閉會

第三十一節 爾後の黨務及び政界の情勢……………五九

總務會及び幹部會

三派協調前途の嬉雲……………六一

高橋政友總裁の引退——護憲內閣破綻の因——評議員、議員聯合會

第三十二節 政黨兩派の決裂……………六四

政友、革新、中正三派の合同——稅制案閣議の決裂

第三十三節 護憲內閣總辭職……………六五

加藤首相の辭職理由

第三十四節 憲政會單獨內閣成立……………六七

大命加藤子に再降下

第三十五節 第五十一議會……………六〇



當時の政情——加藤首相の施政演説

加藤總裁薨去

薨去に至るまでの経過——首相危篤と臨時閣議——伯爵大勳位に陞叙——總裁の葬儀と憲政會追悼會

第三十六節 後繼若槻内閣成立

前内閣の施政踏襲——後繼總裁若槻氏に決定——若槻新總裁就任の挨拶

第三十七節 第五十二議會前後

陰鬱な政界の景況——大正天皇崩御——國務大臣の施政方針演説——若槻總理大臣の演説——豫算案通過——三黨首の會見——憲本兩黨の聯盟——震災手形法案——正副議長更迭——若槻内閣總辭職

第三十八節 田中内閣成立

臨時議會——地方長官大更迭——山東出兵——川崎造船救済問題

第六章 立憲民政黨の成立

第一節 その結成までの経過

憲本兩派の合同——第五十四議會の解散——普選最初の總選舉

第二節 總選舉後の臨時議會

内相引責辭職——内閣不信任案——田中内閣の失政益々暴露——床次竹二郎氏の脱黨——御即位大典執行

第三節 第五十六議會前後

六五

六一

六九七

七六

七三

七三

七〇

七七

當議會の分野——滿洲問題で三黨首會見——滿洲事件真相發表決議——内閣不信任案——政友會内閣を彈劾す——貴院の首相問責決議案——柳澤伯の提案理由説明要旨——議會閉會——民政黨臨時議員總會——田中内閣總辭職

第四節 濱口内閣成立

大命を拜し即日組閣完了——組閣當日の初閣議——組閣祝賀會

民政黨内閣の十大政綱

地方官會議に於ける訓示——各省政務官決定——新黨政友無條件合同——田中男の死去と犬養新總裁——豫算の特徴と新政策の實現——歳出の緊縮——國債の整理——地租の根本的改正——義務教育費國庫負擔金の増額——鐵道運賃の引下——金輸出解禁の斷行——海軍軍備縮少會議——軍縮會議全權出發

第五節 第五十七議會

民政黨議員總會——衆議院最後の異彩——濱口首相の施政方針演説——衆議院解散——第五十七議會解散に對する政府の聲明書——總選舉前の分野——總選舉の結果——政府の聲明書——特別議會召集期日決定

第六節 第五十八議會

總選舉後の臨時議會——濱口總理大臣の演説——議會無事閉會——議會後の地方長官會議——議員總會——若槻全權の歸朝——若槻全權の報告——倫敦條約御批准

第七節 濱口首相遭難

首相臨時代理設置——黨内の一致結束に留意

第八節 第五十九議會

七五

七二



民政黨員總會——民政黨大會——幣原首相臨時代理の演説——井上蔵相の演説——昭和六年度豫算——首相代理問題——濱口首相の登院——議會終了——議員總會——此期議會に於て成立せる重要法案——中野正剛氏の議會評

第九節 議會後の政局と黨情……………八四二

濱口首相再び帝大病院に入院——若槻男の總裁就任——議員並に評議員聯合會——濱口前總裁の挨拶——濱口内閣總辭職

第十節 若槻内閣成立……………八五一

組閣經過とその陣容——新内閣最初の閣議——行財政の三大整理——若槻首相の車中談——地方長官會議——全國警察部長會議——東北北海道大會——北陸大會——官吏減俸の斷行——恩給法の改正——濱口前總裁薨去

滿洲事變……………八九三

第十一節 協力内閣問題……………八九三

黨内に異論擡頭——閣僚及び議員懇談會——安達内相の聲明——若槻總裁の談——幹部會の決議

第十二節 若槻内閣總辭職……………九〇一

新たな協力内閣運動——首相總辭職を決意

第十三節 犬養内閣成立……………九〇五

安達、富田、中野三氏の脱黨——犬養内閣總辭職

第十四節 犬養内閣の留任より瓦解迄……………九〇八

第六十議會の解散——解散後の總選舉——第六十一議會——五・一五事件——内閣總辭職

第十五節 齋藤内閣成立……………九一五

その組織に至る迄の經過——六十二議會——荒木陸相の演説——第六十三議會——内田外相の演説——第六十四議會——第六十五議會——民政黨員總會——齋藤内閣遂に挂冠

第十六節 岡田内閣成立……………九三六

新内閣の陣容と經綸——新内閣の初閣議——民政黨の態度表明

若槻總裁の辭任……………九四〇

東京議員總會——總裁正式に辭意表明——町田商相も後任受諾固辭——民政黨員總會——合議制と決定——政府の増稅斷行決定——豫算閣議漸く終了——國防費十億圓線を突破——歳入出豫算總額——災害費總額——定例黨員懇談會——藤井蔵相辭職——政民兩黨聯携成る——政民兩黨大懇親會——民政黨員總會——町田會長の演説

第六十六議會……………九八二

詔書——岡田首相施政演説——廣田外相の演説——高橋蔵相の財政演説——質問戰第一日——質問戰第二日——政友會の妄動——在滿行政機關改革——黨大會と新總裁推戴式——町田總裁の演説——新役員指名決定



# 立憲民政黨史 後篇

## 第五章 憲政會時代

### 第十八節 議會終了後の黨情

#### 關東會の大會



憲政會は第四十五議會閉會後、更に新たに政府彈劾の第一聲を擧ぐべく、同月十日神田青年會館に於ける大演說會に次で、同月二十五日築地精養軒に關東會大會を開き、加藤總裁はじめ所屬黨員同志二千餘名出席、頼母木幹事長開會の辭を述べたる後、鷗澤宇八氏を座長に推して議事に入り、横山勝太郎氏の朗讀にかゝる左記の宣言及び決議を可決し、加藤總裁及び濱口、望月兩氏の演說あり、阿由葉勝作氏各地よりの祝詞祝電を披露し、大津淳一郎氏の發聲にて兩陛下並に攝政宮殿下の萬歳を三唱し、五時閉會後引續き宴會に入り盛況を極めた。

現内閣は世界外交の變局に處し、國運を恢宏するの能力なく退嬰追従、事毎に機宜を誤り着々國際的地歩を失ふ、太平洋及び極東の近況



以て之を證すべし。

經濟の紊亂、綱紀の頹廢に至つては殆んど言語に絶す、財政經濟はその常道を逸して物價の騰貴を招來し、貿易は年々逆潮を繼續して輸入の超過底止するところを知らず、金融は圓滑を缺き公債の募金と償還とは、兩つながら漸く困難を告ぐ、産業の沈衰、生活の脅威、相俟つてますます社會民心の悪化を助長す、内は國民の倚信を失ひ、外は列國の威壓を被り、國家の危機實に眼前に迫る、而して帝國をして此の危機に瀕せしめたるの因、一に政友會内閣三年有半の惡政に在り、而かも當局自ら反省して責に任ずるの誠意なく、陋策狡計只管權威に眷戀たり。是れ實に立憲の本義に戻り、大正の新政を潰すものにあらずや。

我關東會即ち奮然厥起して現内閣の更迭を促し、局面を一新して輿論の制裁を明かにせんことを期す、來れ全國同愛の士、來りて此の壯舉に協力せよ。

#### 決 議

- 一、普通選挙を即時断行せんことを期す。
- 一、綱紀を振肅して國民道德の向上を期す。
- 一、外交を刷新して國威を伸張し、國民の世界的發展を期す。
- 一、行政、税制及び軍備を整理して廢減税を断行し、國民負擔の輕減を期す。
- 一、小學教育費國庫支辨額の増加を期す。
- 一、經濟政策を改善して産業貿易の振興を期す。
- 一、社會政策を實行して生活及び思想の安定を期す。

## 第十九節 高橋内閣の最後

### 崩壊に至るまでの經過

原敬氏没後の政友會は黨勢日に弛緩の度を加へ、その統制を缺くことになつた。則ち原敬氏によつて其黨員を増し其勢力は大に加はつたが此勢力も原氏の權威によつて初めて保持し得るのであつて、その亡き後に於ては到底その勢力を維持することは困難であつた。多數の黨員を抱擁してもたゞ團體が大きいと云ふだけに止まり、その結束は弛み統制は紊れて、内容は日を逐ふて虚ろにならんとしつゝあつた。而かも高橋氏が首相となり政友會總裁となつて前議會に臨むや、二枚舌問題によつて物議を醸した高等教育機關擴張に伴ふ昇格案及び、其の前年の議會に於て握り潰しとなつた鐵道敷設法案は依然として貴族院の關門にかゝり、中橋文相及び元田鐵相は惡戰苦闘、四苦八苦の情に悩まされ首相高橋氏の苦惱も亦た一方ならなかつた。

是より先、ワシントン會議に派遣せられてゐた法制局長官横田千之助氏は、原氏の凶變に驚き會議半ばにして議會前勿惶として歸朝したが議會の情勢と人心の傾向を察した彼は、如何にかして活路を切り開くべく内閣改造の議を高橋氏に勸説して其同意を得、野田卯太郎、岡崎邦輔氏等と共に改造の準備を急いだのであつた。即ち此の改造とは終始荷厄介視されつゝあつた中橋、元田の兩氏を閣外に追ひ、新たに田健二郎、小川平吉氏等を入れて之と共に椅子の入れ替へを行はんとするに在つたが、改造派の策動を早くも知つた非改造派は、一連托生論を固執して容易に辭表を出さうとしなかつた。爲めに改造閣議は數日に亘つて紛糾し、隨つて亦た政友會内の暗闘は愈々露骨となり、強いて改造を断行せんとすれば内閣は瓦解し、政友會は分裂せんとする如き形勢に逼迫して來たのであつた。こゝに於てか改造派も一時鋒を收めて他日の



機會を待つの外なしとして、五月六日改造打切りを聲明して漸く當面を糊塗した。

然しながら一旦生じた龜裂は再び舊の如くに回復は出來ず、況んや改造の不成功はいよゝゝ内閣の威信を輕からしめたのみならず、政友會内部に於ける改造非改造兩派の對立はますます激しくなつて來たので、改造派はこゝに至つては斷乎として一か八か、問題の最後の解決をなすの外なしとし、多數を以て改造は總べて高橋總裁に一任する旨の黨議を決定し、もし中橋元田氏等にして高橋氏の言に聽かざるに於ては、免官を奏請してまでも之を斷行せよと致まき、遂に六月六日高橋首相は再び改造を提議するに至り、中橋元田兩相に對し辭意の提出を求めたのであつた。然しながら中橋、元田兩氏は依然として肯んぜず、飽くまで辭表不提出を頑守して毫も譲らなかつたので、内閣不統一の醜態はこゝに遺憾なく暴露せられ、流石の高橋首相もたまり兼ね遂に内閣投げ出しを決意し、「此の如くにして閣僚中飽く迄も自説を固執する者あるに於ては、内閣の統一を害し遂に國務を遂行する能はず」との理由の下に總辭職を宣し各相皆な辭表を提出するに及び、同日午前十一時首相は之を一括参内して捧呈した。

一方政友會は是と同時に元田、中橋兩氏を初め非改造派の重立六名を除名したが、非改造派に與みする者は飽くまで改造派に反抗して、何等かの報復手段に出でんとし策動を開始するに至つた。斯くして高橋内閣没落と共に政友會の前途は分裂か、崩潰か何れにしても時機の問題として危惧せられる様になつた。

是より先き六月五日、憲政會は最高幹部會を築地精養軒に開き、先づ七日の役員會並に八日に開催すべき演說會に對する方法等につき種々協議の後、時局問題に關する各方面よりの情報を綜合して、各自意見の交換を行ひ且つ之が對策に就き、黨として執るべき態度を夫れゝゝ打合せたが、要するに

高橋内閣は去月上旬改造問題に依り、政局に一大紛糾を惹起し内閣不統一を天下に暴露した以上は、即時總辭職を爲すべき責任ある政治家の執るべき常道なるに拘らず、爾來一ヶ月を経過し尙政局の安定を圖り得ざる状態に在るは、是れ全く國家を無視するものであつて許

すべきでない、然るに最近に至り總辭職と傳へ或は改進行ふと云ふが如き極めて曖昧なる方針の下に、徒らに政局を弄ぶの觀あるに至つては最早黙過すべからず、もし斯くの如き状態を以て進まんか、實に國家を危機に陥らしむるものなるを以て、一刻も早く高橋内閣を倒壊して、一般國民の不安を掃除するの措置を執らざるべからず。

と云ふに意見一致し、更に今後の活動方針に就て協議する所あり、十時半散會したが翌六日に至り既記の如く高橋内閣は遂に總辭職を行つたので、七日午後七時より丸の内中央亭に役員總會を開き、先づ武富總務より

今夕は役員總會を開き時局に關する懇談を交ふるの機會を作つた次第であるが、時偶々政友會内閣の見苦しき互解を見るに至つた、回顧すれば既往三ヶ年有餘の間、秕政罪惡を重ねて我黨が極力之を糺弾した結果、完く人心を失墜して茲に至つたのは洵に當然の歸結であり、且つ又憲政の常道である、それ故に當然政權は我黨に歸すべき筋であるのに、政府及び與黨はその互解の原因に就て殊更に宣傳し、内閣總辭職の原因は失政不信任の結果にあらずして、全く首相が内閣不統一の結果であると云ふてゐるが、内閣不統一の爲め辭職したと云ふのは是れ明かに首相たる資格能力なきが裏書きするもので、失態の特に甚しきを證するものである。

現に内閣官制に總理大臣は萬機を總攬し、行政各部を保障す云々とある、此の統一を維持し能はざる以上は、内閣の存立を期することが出來ぬ、然るに此間一種の陰謀あつて高橋首相に大命の再降下を企てつゝありと聞くに至つては、驚くべき非立憲の行動と云はねばならぬ尙ほ世上種々なる策士あつて所謂中間内閣など全く時代錯誤の計畫をなし、國政を弄ばんとしつゝある由である、我黨は此際十分の注意と決心とを以て時局に處し、以て憲政の本義を維持して國民の期待に背かざらんことを期せねばならぬ、諸君は宜しく腹藏なき御意見を交換あらんことを望む。

との挨拶あり次で木村、加藤政、古賀、小泉降、旗防、片岡、作間の諸氏よりも種々の意見があつたが、結局左の如く大體の意見を纏め十時散會した。



若し中間内閣或は高橋氏に大命再降下の運動をなす等の陰謀を企つるものあらば、我黨は今回總動員を行ひ、猛然起つて決死的憲政擁護運動を爲すこと。

### 第二十節 加藤友三郎内閣成立

#### 超然内閣出現の理由

高橋内閣の瓦解と共に後繼に就て御下問を忝ふした松方、西園寺の兩元老は此間頻りに奔走に努めた清浦子の意見と相俟ち、ワシントン條約の善後處置内閣として加藤友三郎男を後繼首班に推すことに一致し、十日松方内府、清浦樞相、牧野宮相、珍田東宮太夫等は相次で霞ヶ關離宮に伺候し攝政宮殿下に拜謁仰付けられ、松方内府より加藤男推薦の儀を奉答、御嘉納あらせられたので松方内府は退出後、三田の私邸に加藤男を招致し事の次第を告げて懇懇する所あつた。然しながら加藤男は容易に之を受けやうとせず、政友會及び研究會が叩頭百遍、その願起を懇請するに及び初めて受諾の意を表明すると共に大命を拜したのであつた。

蓋し清浦子等の同男に對する懇懇は、華府會議の善後處置を理由として、適材適所を同男に求むると云ふが主眼であつた爲め、同男も亦た此點に對しては逃れ難き責任者なることを自覺すると共に、出で、首相の任に當ること必ずしも不可能ならずと思惟したのであつたが、唯だ第一の難關は衆議院に何等の根據をも有せざる事であつた。されば這個難關の突破について確策なき以上、當然受諾の意を表明すること能はず、清浦子等に對して回答延期を求めたのであつたが、世評は男の受諾を疑ひ同氏遂に出でざるに於ては政權は當然憲政會に歸すべしとなしたので、此の風評に狼狽した政友會は遽々然として元老竝に加藤男に對して叩頭百遍、衆議院に絶體多數を擁する事を利用し一切無條件にて

議會を引受けたのであつた。

斯くて加藤男は十一日松方侯を訪ふて正式に受諾の回答をなし、同日大命を拜したのであつたが、男は何等の準備なしと云ひながらも、何人にも相談せず一夜にして組閣を完成し、十二日親任式を行はせられたのであつた。閣員の顔觸れ左の如し

任 内閣總理大臣兼海軍大臣	海軍大臣海軍大將從二位勳一等功二級	加藤友三郎
任 鐵道大臣	司法大臣從三位勳二等伯爵	大木遠吉
任 司法大臣	行政裁判所長官正三位勳一等	岡野敬次郎
任 内務大臣	朝鮮政務總監從三位勳一等	水野鍊太郎
任 農商務大臣	從三位勳一等	荒井賢太郎
任 大藏大臣	從四位勳二等	市來乙彦
任 文部大臣	勳二等從三位	鎌田榮吉
任 逓信大臣	勳三等子爵	前田利定

(内田外相及び山梨陸相は辭表捧呈中であつたが、御思召を以て辭表を却下せられ加藤内閣に留任することになつた)

右の如く加藤内閣は茲に成立したが、加藤首相は飽くまで軍人としての看板を下ろさず、貴族院の研究會及び交友俱樂部を中心とした超然内閣であつた。而かも寺内伯の如く秉公持平も標榜しなければ、政黨の援助も自から要求せんとしなかつたが、政友會は純然たる與黨の支持で、その靴の紐を解くことを辭さなかつたのであつた。



### 聯合協議會

憲政會は六月十四日の午後二時より本部に代議士、前代議士、評議員並に地方支部長の聯合協議會を開いたが、是より先き幹部側の原案を作製せんが爲め、臨時總務會を開き種々協議の結果左の如く決定した。

一、我黨の態度を一層明白にして國論を喚起する爲め、次の通り大遊説計畫を樹つる事。

(イ) 東京、大阪、京都、神戸、名古屋等の主要の地に於て大會もしくは大演説會を開くこと。

(ロ) 右の外全國各府縣に於て支部大會又は演説會を開くこと。

(ハ) 成るべく多くの個所に總裁の出席を求むること。

二、各支部及び重なる黨員に對し態度闡明の文書を發送し、尙ほ去る十二日の會合に於ける總裁の演説を添附する事。

三、政局推移の真相と我黨の立場を明かにする文書を作製して全國に配付すること、之れには東京、大阪の各新聞の政局に関する社論をも掲録する事。

而して右協議會は全會一致を以て幹部案を承認し、左の決議及び申合を可決して六時散會した。

### 決議

加藤内閣の出現は民意を基礎とせざる變體內閣にして、憲政の本義を蹂躪するものと認む。我黨は絶體に之に反對し速かに其の倒壊を期す。

### 申合

一、言論及び文書を以て政局の推移に関する真相を明かにし、徹底的に之を國民に訴へ益々我黨の結束を固うして、憲政の擁護に努力する

こと。

二、鹿島氏その他の希望の趣旨は幹部に於て考慮の上、成るべく之が實現を期する事。

## 第二十一節 第四十六議會

### 劈頭第一の論戰

第四十六議會は大正十一年十二月二十五日を以て召集せられ二十七日開會、開院式には攝政官殿下御不例にて御臨場あらせられず、加藤首相は病中の爲め内田外相首席大臣として勅語を捧讀、奉答文は兩院とも二十八日を以て捧呈したが、同日衆議院は常任委員及び同委員長の選舉を行ひ、各委員長は悉く政友會で獨占した。

此日、衆議院は例年の恒例を破り、常任委員の選舉を終つた後、革新俱樂部の動議に依つて議長不信任決議案提出せられ、茲に珍らしくも年末休會前の議場に於て論戰を見るに至つた。決議案左の如し。

### 議長不信任決議案

第四十五議會の最終討議の場合に於て議長の執りたる措置は、議院の法規を無規し憲法の精神を蹂躪せしものと認む、依りて本院は議長の所決を促す。

右提案の理由は尾崎行雄氏説明し、前議會の最終日に執つた衆議院の措置は、不當であり且つ違憲である。之は官報速記録の記述する所によつて明かであるが、斯の如き不違憲を敢てする彼の措置を見る時、議長としての伎倆は或は之れあるやも知れざれど、その人格識見に於て



は甚しく缺如せる所ありと云はなければならぬ。故に吾人は君國の利害得失の爲め其の處決を促さざるを得ないと述べた。而して之に對し政友會の中西六三郎氏先づ反對し、次で憲政會の小山松壽氏の賛成、次で政友の島田俊雄、革新の砂田重政兩氏の賛否兩説を述ぶるあり、採決の結果少數にして否決となつた。こゝに於て議長は例年の如く年末年始の休會を宣して散會した。

### 憲政會大會

第四十六議會に對する態度を定むべき憲政會の大會は、休會明けの議會再會に先立つ一月二十一日を以て本部に開會されたが、例の如く先づ評議員及び兩院議員聯合會を開いて箕浦勝人氏を座長に推し、大會附議の宣言決議並に政策を附議して滿場一致之を可決後、大會に移り頼母木幹事長の挨拶に次で河野廣中氏を座長に推し、八並幹事より會務の報告あり左の宣言、決議及び政策は滿場一致を以て可決した。

宣

宣

茲に第四十六回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにして以て天下に宣す。

憲法布かれて三十餘年、政黨内閣の基礎漸く定まらんとするに際し、偶々超然内閣の成立を見たるは憲政の常道に照らし、我黨の反對する所なり。

外交の要は世界の趨勢に順應し、列國と協調して平和の確立に努むると共に、帝國の權利利益を擁護し國運の發展を期するに在り。然るに戰後帝國の外交は妄りに協調親善に藉口して、退讓是れ事として威信を失墜すること少からず、國民をして憂懼措く能はざらしむ。翻つて國內の情勢を按ずるに政友會失政の後を承け人心倦怠を極む、速かに普通選舉を實行して民意を暢達し、大に輿論を作興せざるべからず、且つ庶政の釐革すべきもの甚だ多し、綱紀を肅正して風教を維持する其一なり。物價を調節して生活を安定せしめ、産業貿易の隆昌を圖る其二なり、行政財政を整理し軍備を縮少して民力を休養する其三なり、教育を充實し思想を普導し文化政策を行ふ其四なり。農村の振興を

圖り労働問題を解決し社會政策を行ふ其五なり、然るに現内閣は之を阻止し、或は之が聲明を爲すも實行之に伴はず、此の如きは徒らに背後の勢力に左右せられて其所信を遂行する能はざるの致す所、邦家の事洵に言ふに忍びざるなり。

我黨は現下の政局を以て國家の進運を阻害するものとし、速かに局面を展開して立憲の本義を明かにし、内外の政務を刷新せんことを期す。若し夫れ時局匡救の政策に至りては、從來の主張並に別に定むる所に依るべし。

決

議

第四十六回帝國議會に於ける我黨の行動は之を議員總會の決議に一任す。

政

策

- 一、外交を刷新し帝國の權利々益を確保すべし。
- 一、速に普通選舉を實行すべし。
- 一、綱紀肅正の實を擧ぐべし。
- 一、有效なる物價調節の方策を行ふべし。
- 一、行政財政及び税制の徹底的整理を行ふべし。
- 一、陸軍々備の整理縮少を期すべし。
- 一、海軍は海軍々備制限條約により縮少するの外諸般の整理を行ひ、新規計畫は之を國防上の最小限度に止むべし。
- 一、地租を輕減すべし。
- 一、營業稅の根本的改正を爲すと同時に、負擔の輕減を行ふべし。
- 一、消費稅を輕減すべし。



- 一、國民教育の充實を圖り、小學校教員俸給國庫負擔額を増加すべし。
- 一、農村振興に關する諸般の施設を行ふべし。
- 一、勞働組合及び社會保險に關する制度を設け、其他各種の社會政策を實行すべし。
- 一、地方財政及び稅制の整理を行ふべし。
- 一、地方自治の刷新を期すべし。

本部役員指名決定

總務	若槻禮次郎	下岡忠治	片岡直温
幹事長	望月小太郎	小泉又次郎	
常務委員長	小山松壽		
政務調査會長	樋口秀雄		
會計監督	黒金泰藏	鶴澤宇八	
常任幹事	橋本喜造	淺賀長兵衛	田中萬逸
幹事	八並武治		
	作間耕逸	山田毅一	
	佐藤啓	山邊常重	山本厚三
	石井研二	牧口義矩	佐竹庄七
	吉田磯吉		

豫算案論議

大正十二年度總豫算は、歳入歳出各十三億四千六百餘萬圓であつて、之を前年度豫算に比較すれば一億三千六百萬圓を減少する。而して其歳入は經常部十二億五千二百九十餘萬圓、臨時部九千三百餘萬圓であつて前年に比し經常部に於て七百四十餘萬圓を増加し、臨時部に於て一億四千三百七十餘萬圓を減じた。歳出は經常部九億八千七百二十餘萬圓、臨時部三億五千八百八十餘萬圓であつて前年度に比し經常部に於て四千五百三十餘萬圓を増加し、臨時部に於て一億八千六百六十餘萬圓を減少した。

そして經常歳入の増加は主として租稅收入の増加なるも、實收入の見込上よりの比較にては寧ろ多大の減少を來す豫算を示した。又經常歳出の増加は主として同償還金の繰入並に義務教育費國庫負擔額の増加の爲めであつた。

右大正十二年度の總豫算に對して政友會は、羅馬法王廳使節費を削除するの外、全部政府案を承認することに黨議を決し、革新俱樂部は約二千萬圓の削除修正説を唱へ、憲政會は政府をして編成換を爲さしむる爲め、豫算を返上すべしとの動議を提出したのであつた。然しながら二月十二日に於ける最後の豫算委員會の審議に於て、この憲政會の説は採用せらるゝに至らず、結局政友會案の如く決定し次で翌十三日の本會議に上程せらるゝに及び、津原武氏登壇して更に返上説を極力主張したのであつたが、採決の結果遂に容れられず、革新派の修正説も亦た否決となり委員長報告通り政友會案の可決確定を見た。

尙又、今期議會に提出せられた追加豫算は大正十一年度に屬するもの千九百〇七萬餘圓、大正十二年に屬するもの三千十七萬餘圓にして、大正十一年度追加豫算第一號は伏見宮殿下國葬費十萬圓、第二號中主なるものは行政及軍備の整理に基く退職特別賜金及特別手當なり、其の豫算に現はれたる數字は千八百九十六萬圓に過ぎざるも、公債支給に屬するものを合すれば、十一及十二の兩年度を通じて總額六千四百五十萬圓に上る極めて重大なる費用に屬す、抑々軍縮及行政整理に依る失業失職者の救済は我黨平生の主張に合致するも、今回政府の提案は其



の形式と内容と二つながら断じて同意すべからざるものである。即ちかゝる経費の要求は其性質上、當然臨時議會を召集して協賛を求むべきものなるに拘らず、政府は之をなせず昨年十月及び十一月の二回に勅令を發布して、之に依り今回の軍備制限には整理に際して退職せしめられた海陸軍武官、憲兵上等兵、陸軍業手補、海軍志願兵又は解備せられた職工に特別賜金、又は特別手当を支給することを得と定め、同時に文官もしくは官吏の待遇を受くる者、憲兵補、囑託員、雇員、傭人又は職工にして今回の行政整理又は軍備の制限もしくは整理に際して退官退職し、又は休職解職もしくは解雇せられたる者には特別賜金、又は特別手当を支給することを得と定め、内職工の一部に對しては昨年十月七日第二豫備金を支出して支給し、その他の分に對しては各省豫算の範圍内に於て其一部を支給し、その残部に對して今回議會の協賛を求め來つたのであつた。

斯くの如く未だ議會の協賛を経ざるに拘はらず、歳出豫算の件はぬ勅令を發布し、その幾分は既に實行に着手したりと云ふが如きは、事實に於て議會の協賛権を侵犯するの誤りを免れざるものである。政府は右勅令の規定に特別賜金又は特別手当を支給することを得とあるに藉口して、何等憲法の精神に反するものに非ずと主張すれど、之れ一時の遁辭であつて此の如きは政府が恣に議會をして豫算の協賛を拒否し能はざらしむるが如き状態を馴致し、事實に於て議會を脅威し豫算の協賛を強要するものであつて、我が憲法政治に先例を見ざる非立憲態度であると云はなければならぬ。更に又その内容について之を見るも原案のまゝでは協賛する能はざるものがある。

即ち特別賜金は勤績賜金と轉職賜金とより成るものであつて、その勤績賜金と稱するは恰かも恩給と同一計算の基礎を有するものである。之を恩給を受くべき資格を有する退職者に交付するが如きは、事實に於て二重恩給の制度と異なる所なく、又軍備縮少による退職者と普通の人事整理による退職者とを混淆し、老朽無能者は固より事實上の懲戒免職者と認むべき者までも、特別賜金の恩典に浴せしめたものがある。而かも這回の退職者に對する待遇が既往の退職者、受恩給者等に比して非常に厚きに過ぐるのみならず、最近西比利亞の戦死者に對する下賜金よりも却つて高額に上るに至つては本末顛倒の甚しきものと云はざるを得ぬ。斯くの如きは實に國防の基調たる軍人精神を破壊するの恐れあるも

のであつて、断じて寛假すべきにあらず、以上の見地より憲政會は該特別賜金の豫算を政府に返附するの意味を以て、豫算削減の動議を提出し、革新派も亦た我黨と同一の態度に出で、共に削除説を主張したのであつたが、政友會が原案賛成の態度を取つた爲め、特別賜金の豫算は衆議員を通過するに至つた。因みに第一號則ち伏見宮殿下の國葬費に對しては我黨が謹んで協賛し奉つたことは云ふ迄もない。

大正十二年度追加豫算は第一號より第四號に至り内容多種に渉れるが、其内陪審法施行準備費、恩給更正費、産業組合中央金庫拂込金、恩給増加額、對支文化事業特別會計、社會事業基金特別會計案は、皆承認すべきものに屬すれど、日本興業銀行の發行にかゝる興業債券五千萬圓を借替する爲め、政府に於てその元利支拂保證をなす契約に關する件、陸海軍退職賜金三百八十萬圓と衆議院議員選舉法調査會諸費四萬八千圓及び、朝鮮私設鐵道會社の社債二千萬圓を限り元利拂保證をなすの契約に關する件は、共に削除するを至當と認めた。

而して右の内興業債券の元利保證に關する件は、世に所謂西原借款と稱し寺内内閣時代に於て誤まれる北方援助策の下に日本興業銀行、朝鮮銀行、及び臺灣銀行をして支那政府に貸付けしめた借款の後仕末に關するものであつて、大正七年日本興業銀行が三銀行を代表して、政府保證の下に一億圓の興業債券を發行し之を支那政府に貸付け置いた所、其内五千萬圓は五ヶ年の期限なしを以て、本年は恰もその借換發行の必要に迫り、政府は更に十五年以内の期限に於て元利の保證をなさんとするものである。

この借款が寺内内閣の非常なる失政の一つであつたことは、天下すでに定評あり而して加藤首相は當時の閣僚として支那政府援助の議に參加したる責任者であるが、市來藏相も亦た當時の大藏次官として借款の事に執筆した者であつて、徳義上の責任は免かるゝ事が出来ぬのである。故に我が憲政會は責任糾弾の意味を以て、之が否決を主張したのであつた。然るに政友會は社債保證の件を否決した外、追加豫算全部を呑みとした。但だ社會事業基金特別會計は政友會が之に關する法律案に反對し、握り潰しとなした結果之に伴ふ豫算は當然不成立となつた



## 廢減稅案

此期議會に提出された廢減稅案は、政府の提出にかゝるもの外、各派の提出案十一件の多きを數へたのであつたが、内我黨の提出案は、地租條例中改正法律案（田畑地租二分減案、二千四百八十餘萬圓減）營業稅法改正廢止法律案（現行營業稅法の全廢案、營業特別所得稅を新設し之によつて營業者の負擔を現在より少くも二千二百萬圓だけ輕減せんとする案）織物消費稅中改正法律案（純綿織物に對する課稅免除千六百萬圓減收）醬油稅則廢止法律案、家用醬油法廢止法律案（以上兩案による減收五百六十萬圓）の五案であつて、是等は一括して一月三十日の議場に上程せられ、濱口雄幸氏登壇して提案の理由を説明した。

氏の言論の明確にして論據の的實なる真に此期議會に於ける演說中の白眉を以て稱すべく、敵も味方を齊しく傾聴せざるものは無かつた。然しながら以上の各案は他派の諸案と一括して、政府提出の廢減稅案委員に合せ附託することとなり、委員會の決定に於ても本會議に於ても、各案共皆な利あらず遂に葬り去られたのであつた。

## 内閣不信任案

此期議會に於て内閣不信任案は、憲政會及び革新俱樂部の二黨より別々に提出せられた。是れ蓋し憲政會の提案理由中の「憲政の本義」に關して革新派の一部に之が解釋上異見あつたが爲めであつた。而かも現内閣の無能無力毫も民信を繋ぐに足らざる點に至つては、兩黨全くその意見を一にしたのは云ふ迄もなかつた。而して我黨の不信任案は二月七日を以て提出せられたが、その理由は左の如くであつた。

現内閣はその成立に於て立憲の本義に悖り、毫も一貫せる經綸なく、常に背後の勢力に掣肘せられて、稅政の更革、民心の刷新、悉くその聲明に反し糊塗彌縫、僅かに眼前を苟安するに過ぎず、殊に内普通選舉の即行を阻止して思想の惡化を招き、外國交の機宜を誤り帝國の

宏謨を危くするに至る、現内閣は須らく速かに引責處決すべきものと認む。

而して右憲革二派の不信任案は二月十五日の議場に上り、關和知氏先づ起つて憲政會案の説明に當り、次で濱田國松氏登壇して革新派案の説明に當つた。而して賛否兩論あり、討論終結採決となつたが、政友會の多數によつて兩案共否決された。

## 五回目の普選案

普通選舉案が衆議院の議場に上ること此期議會に於て五回を數ふるに及んだが、今回の提案は政友會を除いた各黨派を通じ、共同一致に成つたところの權威ある提案であつた。其内容は前期議會に於けると同一のものであつた。而して本案は二月二十四日の議場に上程され、我黨降旗元太郎氏登壇し提案説明の任に當つた。その要旨は左の如くであつた。

本問題は近年毎回提唱せられ毎回破るゝと雖も、而かもその要求は政治上の眞理であつて時代の國論である。切言すれば我國に於ける當面の有ゆる問題、あらゆる政策を超越せる最大重要の中心問題たるは、争ふべからざる事實なのである、假令衆議院に於ける普選主義者は少數なりとは云へ、實質に於ては國民全般の輿論を代表せるものなる事は、斷じて疑ひを容れぬのであつて、政友會と雖もその衷心には確乎たる信念なく正當なる理由なく、徒らに黨略と行がゝりとは囚はれ曲辯詭辭、僅かに眼前を瞞過するに過ぎざるは、既往及び現在に於ける矛盾撞着の態度に依つて明かである。普選を以て階級打破の危險思想なりと唱へたる者今果して何處に在りや、國稅を標準として恒産恒心論を唱へたるもの今果して何の顔色ありや。苟くも陪審制を説き地租委讓を口にする者にあつて、何れの點に普選に反對する論議ありや。茲に本案提出の理由を述ぶるに方り、理論上にも事實上にも眼中眞に敵なきを覺ゆるは、頗る會心に堪へざる所である。

我國最近の政治史は全く此の普選を中心として展開しつゝある、政友會が所謂積極政策の標榜によつて國費を濫用し、黨勢の擴張に利したる所以、綱紀の紊亂、疑獄の續出、遂に滿鐵阿片等の醜事件を惹起したる所以、無名の議會解散を行ひ黨略の爲に憲政を蹂躪するの非道



を逞うしたる所以、更に國民生活の困難、思想の悪化、上下不安の狀に陥りたる所以、更に言へば原敬氏の兎死に斃れたる所以、次で加藤男の變態内閣の生じたる所以等皆之れ畢竟するに普選の國民的要望を防止し、抑壓し蹂躪せんとする惡辣にして背理なる當面政治に對する民衆勢力の動的又は反動的現象に外ならぬのである。

加藤首相が就任の初め普選問題を考慮せずと廣言しながら、その後調査會を設けて國論防止の口實に供したのは、其の經世的識見の低級なるを憐まざるを得ざると共に、政友會の歡心を迎へて姑息の安を偷まんとする狡策むしろ唾棄すべきである。現代國家の目的は國民の性を自由に活動發展せしむるに在るのであるが、之を遂げしむるには適當なる機會と位置とを與へなければならぬ。反對論者は事實に於て我等の前に降伏しながら、唯だ行懸りに囚はれて之に反對するに外ならない、即ち黨派の私情を以て良心を欺き正義に背き、強ひて國民の輿論に反抗するものである。諸君今にして覺る所なくんば將に受くべき最後の運命は、諸君自から招く所の禍ひでなければならぬ。幸に反省一番本案に賛成して自ら救ふの賢明なる舉に出でられむことを望む。

而して討論に入るや討論は三月一日に至る四日間互つて行はれ、賛否討論の通告者二十餘名に及んだのであつたが、最終日の三月一日に至り開議劈頭、加藤首相は登壇して普選案に對する政府の意志表示をなし、政友會より討論終結の動議出で採決を起立に問ひ、又もや少數を以て即時否決となつたのであつた。

## 第二十二節 加藤内閣總辭職と山本内閣成立

### 加藤友三郎男の薨去

加藤内閣は兎も角も政友會の支持によつて、無事に第四十六議會を切り抜けたが、組閣以來勝れなかつた首相加藤友三郎男の健康は益々不良を加へ、病勢は日と共に昂進して八月二十四日、渣滓として薨去したのであつた。依つて遂に加藤内閣の總辭職を見るに至つた。

是に於てか即日後繼内閣組織に關し、松方、西園寺の二元老は御下問を拜し、憲政會をはじめ各黨亦たその信する所に基き準備を固むるあり、一方貴族院の多數黨たる研究會は、岡野法相を首相に擬して密かに加藤内閣の居据りを策し、官僚閥族の輩は頻りに山本、後藤、田等の超然内閣を實現せしめんとして狂奔至らざるなく、就中所謂薩派の山本伯擁立運動は最も熾烈を極めたのであつた。斯くて同月二十七日に至るや、西園寺公は愈々松方公の同意を得、御下問に對して山本權兵衛伯を奏薦したので、翌二十八日内閣組織の大命は遂に山本伯に降下した。

彼のシーメンス事件以來十年の久しきに亘り、世間と隔絶して空居閉息しつゝあつた山本伯は、大命を拜受するや直ちに組閣本部を水交社に構へ、舉國一致内閣を標榜して人材を拔擢すべく、閣員を貴衆兩院の主腦より求めんとし、先づ貴族院の研究會に對して閣員の推薦を懇請すると共に、我が憲政會總裁加藤高明、政友會總裁の高橋是清、革新俱樂部の總理犬養毅の三氏と會見の上、その入閣を懇懇し兼ねて舉國一致内閣の援助を懇請する所あつた。而かも研究會は所謂是々非々の方針に基き、會として代表的閣員を出すこと能はずと回答し、高橋氏は會談即座に入閣を拒絶し、加藤總裁も亦た斷乎入閣を固辭したが、伯が誠意誠心以て國務に當らんとする以上は好意的中立の態度に出づべき旨



を表明する所あつた。而して犬養氏獨り入閣を承諾したのであつた。例の寺内伯によつて企圖せられた外交調査會は、加藤内閣に於て廢止せられたので山本伯は能ふ限り人材を網羅して、所謂舉國一致の超然内閣を現出せしめんとし、茲にいよいよ組閣の第二段に入り日夜閣員の詮衡に苦心しつゝ九月一日に及んだのであつた。

### 關東大震災と山本内閣成立

斯くて山本伯は九月一日朝來、水交社に在つて山之内及び財部等の自己腹心の人々と鳩首組閣の議を凝らし、更に平沼驥一郎、岡野敬次郎兩氏と會見して入閣を懇請する所あり、殆んど其の内諾を得るに至り同日夕刻までには閣員名簿を完成して、攝政宮殿下の御手許まで捧呈すべく其手続きを進めつゝあつた折柄、突如彼の關東大地震は襲來し、伯は身を以て難を前庭に逃れた後、自動車を驅つて高輪の自邸に歸つた。然しながら此の未曾有の大災害を目前にして内閣の組織を中絶し、政局の安定を缺くが如きは天命を奉ずる所以にあらざるを以て、震災滿都の空を掩ひ地上は阿鼻叫喚の巷と化しつゝあつた同日午後及び翌二日午前に亘り、新聞員として内定せる後藤子と會見協議を重ねた結果、此際取敢へず決定した閣員のみを以て急ぎ新内閣を成立せしむる事に決し、二日午後山本伯は赤坂離宮に參内、閣員名簿を攝政宮殿下に捧呈し、同日午後七時四十分、餘震未だ熄まずして刻々に大地を揺り、劫火の餘燼なほ炎々として大空を彩る凄慘なる大震災の渦中に在つて、親任式は赤坂離宮の御茶屋に於て行はせられた。即ち左の如し。

- |              |        |       |
|--------------|--------|-------|
| 任内閣總理大臣兼外務大臣 | 海軍大將伯爵 | 山本權兵衛 |
| 任内務大臣        | 子爵     | 後藤新平  |
| 任大藏大臣        |        | 井上準之助 |
| 任陸軍大臣        | 陸軍大將男爵 | 田中義一  |

- 任逓信大臣兼文部大臣
- 任農商務大臣兼司法大臣
- 任鐵道大臣
- 任海軍大臣(留任)

- |       |      |      |
|-------|------|------|
| 犬養毅   | 男爵   | 田健次郎 |
| 山之内一次 | 海軍大將 | 財部彪  |

超へて同月六日前司法大臣岡野敬次郎氏は文部大臣に、大審院長平沼驥一郎氏は司法大臣に、同月十九日伊集院彦吉氏は外務大臣に各親任せらるゝに及び、茲に完全に閣員の顔觸れが整へられた。かくて山本内閣は出現したのであつた。因みに親任式當時は恰も印刷局を始めとし市内大小の印刷所は、悉く全焼もしくは倒壊等の厄に罹つたので、内閣員の辭令を公布すべき官報の印刷不能の爲め、半紙一枚に謄寫版を以て印刷したものに二寸角大の内閣印章を押捺して、以て一般に配布したのであつた。

### 大震災と政府の應急施設

大震災火災の勃發するや、内田臨時首相は急遽臨時閣議を永田町官邸に開き、震災救護及び善後策を講じ、二日午前緊急勅令の御裁可を仰ぎ即時先づ非常徵發令を發布して、地方長官をして食料を始め建築材料、衛生材料及び運搬具その他救済に必要な物資の徵發をなさしめ、次で東京市及び隣接郡部に戒嚴令を施行し、全力を擧げて警戒に努むると共に、更に豫備金及び國庫剩餘金より救護費九百六拾萬圓の支出を決し(十七日に至り更に一千六百六十萬圓を追加す)同日、臨時震災事務局を設置し内閣總理大臣を總裁に、内務大臣を副總裁に關係各省の次官、社會局長官、警視總監、東京府知事、東京市長を參與に(十七日更に神奈川縣知事並に横濱市長を加ふ)關係各省府縣高等官を委員、事務官に充て、各省府市を擧げて此の空前の大災害に對する應急の手段を講じ、臨機の施設を爲すに於て遺漏なからんことを期したのであつた。而して同夜山本内閣の成立するや、一切の事務を新内閣に引継ぎ山本内閣は、三日に戒嚴令區域を更に擴張して東京府、神奈川縣に及ぼし



陸軍大將福田雅太郎氏を關東戒嚴司令官に任ずると共に、便宜各府縣より警察官吏の急派を求め、避難民並に一般民衆の保護取締及び流言蜚語の禁遏に努め、極力民心の安定と秩序の恢復とに努めた。

三日、長くも聖上より御内帑金御下賜の御思召あり、攝政宮殿下には山本首相を赤坂離宮に召され、大震について深く御憂慮あらせられ優渥なる御沙汰と同時に金一千万圓を御下賜になつたので、政府は恐懼して聖旨を奉體し、朝野戮力以て御沙汰の貫徹を期すべく、屢々告諭を發したが、七日には治安維持の目的を以て罰則に關する勅令を公布して、流言浮説の取締りを嚴にし、又資金の需給關係より震災被害者に債務の決済を迫る者あるべきを慮り、東京、神奈川、静岡、埼玉、千葉各府縣及び、勅令を以て指定したる地區内住民の債務支拂は、一定期間猶豫することとし、不正商人が非常時を利用して暴利を貪る等の事なきを期する爲め、暴利取締令を發布すると共に、會計規則その他の収入支出に關する規定に特例を設け、震災に基く特別の事情により必要がある場合に於ては、俸給賞與の繰上支給を爲し得る途を開いた。

更に米穀、生牛肉及び鳥卵其他の生活必需品並に土木建築の用に供する器具機械、材料の輸入税を免除又は低減することを得せしむると共に、震災被害者に對しては租税を免除低減することを得せしめ、震災地に於ける行政處分に基く權利々益存続期間に於ても、必要なる保護を與ふることとした。又各地より輸送する食糧品その他の諸材料の輸送、罹災者の退京する者に對する無賃輸送、並に罹災地に入る者に對する制限等着々として臨機必要な措置を施す所あつた。

### 大震災と憲政會

我黨は曠古未有の大震災の動亂中に成立した山本内閣に對しては、當時その組織の内容と其の標榜せんとする政策に就て、仔細に之を確むる暇なかつた爲め、姑らく其成立の不當を責むることを爲さず、臨機所見を公表して時局の救済に資した。

而して震災直後の九月四日、先づ本部に最高幹部會を開き、左の決議をなす所あり小山幹事長をして之を山本首相に手交せしめた。

- 一、政府は全力を盡して速に食糧補給、避難所建設その他罹災救助に必要な施設を爲すを要す。
  - 一、災害前後及び人心安定の爲め必要なる施設に對しては、適當と認むる如何なる事項に就ても、本會は政府を援助することを吝まらず。
  - 一、災害なかりし全国各地の人士は、罹災民に對し最善の同情を表せられんことを望む。
- 尙同十二日本部に代議士會を開き、東京府及び千葉、埼玉、神奈川の三縣下慰問の報告を聴取した後、救済善後の措置に付き應急施設の對策を調査することに決し、特別委員九名を擧げたが翌十三日、右特別委員會を開き審議の結果、右の決議をなし十四日總務並に黒金政務調査會長をして、之を山本首相及び後藤内相に手交せしめた。

決

議

- 第一、應急的救済施設稍々緒に就きたる後、全國民の協力に俟つが爲め速に臨時議會を召集する事。
  - 第二、政府保護の下に日本銀行をして速に金融機關の回復に努めしむる事。
  - 第三、應急的施設に付き特に當局の注意を促すべき事項左の如し。
    - 一、食糧品その他の配給に多大の缺陷あるを以て速に之が完成を期すること。
    - 二、罹災者は勿論一般失業者に對し、當分の内食糧の無料配給を繼續すること。
    - 三、假住所、假營業所を建設せしむる爲め政府は必要なる補給又は貸付を爲すこと。
    - 四、速に寄附金を罹災者に配給すること。
    - 五、中央の職業紹介機關をして各府縣に於ける公私職業紹介機關との聯絡を取り、失業者の就職方法を講ずること。
    - 六、速に市民の健康診断及び大清潔法を勵行し、大規模の移動救護班を設け且つ徹底的に防疫の施設を爲すこと。
- 更に同月十七日、東京代議士會を本部に開會、加藤總裁は十五日山本首相より會見を求められ、復興機關設置に就き憲政會總裁として參與



すべき旨の内談を受けたが、國家非常の場合なるが故に之を承諾したれば事後承諾を乞ふとの申出あり、滿場一致之に従ひ後引續き下岡總務は決議傳達の報告を、小山幹事長は災害善後に關し本部の處置を各支部に通達せる旨の報告をなした。

### 震災善後決議

九月二十三日兼て特別委員會並に政務調査會の手に於て、復興問題に關し審議を重ねた善後に對する基礎的財政方針として、左の七項を發表した。

- 一、應急救済施設十分ならず、就中物資の配給其の宜しきを得ざるを以て、政府は事務の敏活と統一とを期する爲め今一層果斷の處置に出づべき事。
- 二、速に都市計畫の根本方針を確定し之と矛盾せざる限り、一日も早く永久的建築物の築増を許す事。
- 三、經濟的復興は主として金融復興に俟つべきことは、曩に本會二回の決議中に發表したる通りなるが、當局は猶一段の努力を以て政府保證の下に日本銀行をして金融の回復に努めしむる事。
- 四、火災保險に付きては當該會社が犠牲的精神を以て最大限度の支拂を決行すべきこと勿論なるも、政府は之が解決の爲め進んで財政の許す限り援助を與ふべき事。
- 五、被害家屋の建設に就き政府は年賦償還の方法により、長期低利の資金を貸付くる事。
- 六、來年度豫算編成に就ては行政財政の根本的整理を行ふ方針を決定し、猶本年度よりも事業繰延べ政費の大節約を行ひ復興資金に充つべき事。
- 七、横濱、横須賀兩市その他災害地の救済施設及び復興問題は、帝都の回復と共に閉却すべからざる重大事項なるが故に、此方面に於ても

官民共に最善の努力を爲すべき事。

而して十月二日本部に開會せる災害善後委員會に於ては、下岡、黒金兩氏の起草にかゝる左記決議三項を可決し、即刻書面を以て山本首相及び後藤内相に發送する所あつた。

- 一、經濟の復興は大に消費節約に俟たざるべからざるを以て、政府は率先して國費の大緊縮を爲し之が範を示すと共に、國民に向つて徹底的に勤儉節約を奨励する事。
- 一、小額債券の發行其他適切の方法を講じ、國民の貯蓄を奨励する事。
- 一、物資配給の不充分なるは政府の計畫組織的ならざるに基く事多きに居るも、同時に政府が横濱港の利用を閉却したるに依ること少なからざるを認む。此の際速に同港に對する應急的施設をなし、之を利用して物資輸送の復活を企圖すべし。

## 第二十三節 第四十七議會

### 震災に關する兩決議

空前の大災害に對する善後の策を審議すべき第四十七回臨時帝國議會は、是の歲十二月十日を以て召集せられ翌十一日、攝政宮殿下貴族院に行啓、開院式を行はせられ左の勅語を賜つた。

茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院衆議院ノ各員ニ告ク



今次ノ變災ニ當リ官民一致賑恤救護ニ勉メ、同胞共存ノ精神ヲ發揮シタルハ、朕深ク之ヲ欣フ、此時ニ際シ宇内ノ友邦亦咸我國民ニ救授ノ至情ヲ寄セタルハ、朕ノ特ニ銘記スル所ナリ

朕ハ國務大臣ニ命シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム、郷等克ク、朕カ意ヲ體シ、和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ望ム

此日衆議院は閉院式終了後、本會議を開き左の奉答文を決議した。

恭く惟ふに 陛下茲に第四十七回帝國議會開院の盛式を擧げさせられ、攝政宮殿下台臨優渥なる聖詔を賜ふ、臣等感激の至に堪へず。

今次の變災は眞に曠古の殃禍にして罔極の損失たり、陛下深く此に軫念あらせられ惠撫愛恤、範を垂れ訓を弘め民心をして嚮ふ所を知らしめ給ふ、臣等謹て 聖旨を奉體し慎重審議協贊して災後に善處し、上 陛下の隆恩に對へ下國民の委託に酬むことを期す。衆議院議長臣粕谷義三誠恐懼謹て奏す。

翌十二日開議の勞頭に於て粕谷議長は九月一日の震災に關し、院議を以て天機を奉伺し且つ皇后陛下並に攝政宮殿下に對し奉り御機謙奉伺の件を語り、滿場一致を以て可決し次で各派代表者より提出された

一、震災遭難者に對する決議案

一、震災に關する列國の同情に對する感謝決議案

の兩案を上程し、前者は提案者床次竹二郎氏の説明、大津淳一郎氏の賛成演説あり、後者は同じく提案者床次竹二郎氏の説明に、森田茂氏の賛成演説あつた後、何れも滿場一致を以て原案を可決した。

### 憲政大會の宣言及決議

第四十七議會に對する態度を決すべく十二月九日、憲政會は本部に聯合大會を開き、小山幹事長の挨拶に次で加藤總裁の演説あり、後左記の宣言決議を滿場一致を以て可決し、閉會後直に懇親會に移つた。

宣

言

茲に第四十七回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにして天下に宣す。

現内閣の成立は震災混雜の間にありたるを以て、應急の方策に急なるの餘り吾人は姑らく其の成立の不當を責むることを爲さず、臨機所見を公表し時局救済に資したり、而して現内閣の標榜する普通選舉の實行、綱紀の肅正、政費の緊縮は吾人從來の主張に合致するを以て、吾人は其の爲す所を監視し、我黨宿論の速に實現せられんことを期す。

關東の震災は曠世の事變にして、之が前後の措置は國民全體の休戚に關すること重大なり、帝都復興の大計は永遠の利害に考へ、周到適實の施設を講ぜざるべからず、但し復興事業の爲め國民負擔の過重を來さず、地方産業の發展を害せざること留意するを要す。内外庶政に對する我黨の意見は、別に之を發表するの機會あるべし。

我黨は現内閣に對し嚴正不偏の脚地に立ち、以て公黨の本分を盡し國家の進運に貢獻せんとなす。

決

議

第四十七回帝國議會に於ける我黨の行動は、之を議員總會の決議に一任す。



## 火災保險問題

火災保險に關する問題は今次議會に於ける重要問題の一つであつて、十二月十四日を以て上程された保險會社貸付金に關する法案及び、保險會社貸付資金公債法案は、前者は今回の大震災火災によつて被保險者が多大の被害を蒙つたため、會社は法律上は兎に角道義上より之を坐視し難く、罹災金高の一割を出捐する事となつたのであるが、會社中資力の充分ならざるもの多數なるを以て、政府の援助を請願するに及び政府も亦た大多數の罹災者及び帝都復興の上より見て之が援助を必要と認め、適當なる金額を貸付けんとするものであり、後者は貸付金の財源を公債に仰ぐこととし之に要する金額一億八千萬圓を限り公債を發行せんとするものである。

而して之に關する特別委員會は前後六回開會せられ、質問戦に火花を散らしたのであつたが要するに主たる問題は法案の不備即ち社會政策的の施設を缺くこと、罹災者の窮境に乘じ見舞金に依つて保險證券を取上げ、而かも其の保險證券は銀行その他に擔保となり居るもの多きを以て、結局は罹災者の債權者救済に過ぎざること、支拂能力ある保險會社にも一率に年二米の低利を以て長期貸付を爲すの不條理なること、其他會社配當金の程度、償却の年限及び方法、新會社の許可、外國保險會社の被保險者に關すること等であつた。而して委員會は政友會の提議により審議を中止することに決定し、政友會は之を有耶無耶の裡に葬りさらしたのであつたが、本會議に於て再び問題となり結局粕谷議長より廣岡委員長に對して委員會の経過報告を促し、委員長報告後討論に移り憲政會の作間耕逸氏は

政友會は此案を以て不完成と爲すならば、何故に自ら案を立て、多數の窮狀を救ふの途を講ぜんとしないの乎。

と審議中止に反對し、政友會の東武氏は火保案は到底修正出來ざるを以て鶴呑みとするか、然からずんば否決するより外ないと審議中止に賛成し、革新派の植原悦二郎氏は審議中止の無責任を難じて再び委員附託を主張し、最後に竹内農商務次官の原案維持の言明あつた後、採決に入り多數を以て委員會の態度を是認することに決した。

此間山本首相は案の通過に努力し、殊に政友會の諒解を求むる所あつたが、結局握り潰しとなつたので、農商務大臣田健次郎氏は責を負ふて辭職し、その結果岡野文相農商務大臣を兼任する事となり、早くも茲に内閣の一部崩壊を見るに至つた。

## 帝都復興計畫法案

山本首相は十二月十四日の本會議に於て、帝都復興計畫法案に關し提案の理由を説明して

復興計畫の準備すべき法制としては都市計畫法があるが、今回の如き大震災に遭遇しては該規定のみでは十分なる運用をなす事が出來ない、殊に復興計畫の多くは土地區劃整理の方法を以て之を遂行すること、爲したるを以て、之に關する規定を補充するの必要を認め茲に本案を提出した次第である。

と述べたが之に對し松本君平氏は、復興計畫は規模甚だ狭小であるとして往年ロンドンの火災後再建失敗、ワシントン建設の成功した實例を引用して政府の所見を質し、後藤内相は將來の發展に妨げなき方針の下に計畫したと答へ、秦豊助氏は建築の許可急務の際、都市計畫法が不充分ならば該法に改正を加へたならば可いではないかと質し、後藤内相は都市計畫法では不充分であると答へ、その他二三の質疑應答あつた後之と關聯した震災善後公債法案、復興事業の施行に伴ひ支拂ふべき金額を國債證券を以て交付する等に關する法律案と共に委員附託となつた而して委員會は前後四回開會、區畫整理と地上權の關係、公園及び橋梁の施設、京濱運河、土地收用價格その他各方面に亘る質疑應答あつた後、政友會の小橋一木氏より

第一、法案を特別都市計畫法と改稱す。

第二、區劃整理をなす場合、土地所有者もしくは地主の組合が此の整理を爲す場合を明かにす。

第三、區畫整理を爲す場合、都市計畫法に定めなき時は借地法による借地權者の同意を必要とす。



第四、補償審査會の監督を主務大臣に屬せしむることゝす。

尙ほ震災善後公債法案については

復興豫算削減の結果、公債發行額五億九千八百萬圓を四億六千八百五十萬圓に減ず。

との修正意見を提出し憲政會、革新派側より原案維持の主張があつたが結局修正案は可決せられた。

本會議に於ては高橋委員長の報告後、憲政會の作間耕逸氏は、燒跡整理を組合にて行ふと云ふことは、罹災地の實情竝に罹災民の心理を解せざるものである。補償委員會を設くる事よりも、政府原案たる復興院を存置する方を適當と認めると述べて修正案に反対し、政友會の添田敬一郎氏は、政府案の如く東京横濱兩市將來の都市計畫を悉く國家に依つて行はんとする事には反対である。能力の範圍が罹災者自らの力に俟つことは眞の復興上必要であると主張して修正案に賛成したが次で革新派の湯淺凡平氏は、土地區劃整理の如きは是非とも國家の力を以て強制せざるべからず。之を地主組合借地人組合等に一任するも、到底豫定の目的を達することは不可能であらう、國家非常の災害に對しては國家の非常權を行使し、徹底的に目的を達成することゝしなければならぬ、とて修正反對に努めたが、結局この公債案も復興計畫法案も修正案が可決せられた。

### 事後承諾案

大震災に際し政府は應急の施設を爲すべく、幾多の緊急勅令を續發したが、今次議會に就て事後承諾を求めた件数は十三件の多きに達した即ち左の如し。

△大正十二年勅令第四百二十三號(選舉人名簿調製の件) △同勅令第四百十號(租税減免の件) △同勂令第四百十一號(輸入税減免の件)  
△同勂令四百二十四號(手形割引損失補償の件) △同勂令四百九號(府縣會議員任期の件) △同勂令四百三號(治安維持の爲にする罰則

の件) △同勂令四百七十一號(株式名簿喪失せる會社の件) △同勂令四百七十五號(法人の破産宣告に關する件) △同非常徵發令(大正十二年勂令第四百五號(暴利取締の件) △勂令第四百十二號(權利利益の存續期間の件) △臨時物資供給令 △臨時物資供給令特別會計令。

右の内勂令第四百二十三號は、東京府及び神奈川縣の一部に於て大震災の爲め十月一日現在の選舉人名簿の調製不可能なるを以て、期日期間は内務大臣に於て之を定むと云ふものであり、勂令第四百十號は、震災地に於ける被害者の納付すべき地租、所得税、營業税、相続税の免除、輕減、徵收猶豫に關するもの、同じく第四百九號は東京府、神奈川、埼玉、千葉、靜岡の一府四縣に於ける現任府縣會議員の任期延長その他に關するもの、同第四百七十一號は株式名簿を喪失したる會社は、名義人を確知し得ざる記名株式ある場合は無記名式のものとして看做し、總會召集の通知を要せずして公告の手續を以て足れりとするもの、同じく第四百七十五號は九月一日以後に於て法人の財産を以て其の債務を完済すること不可能となつた法人に對し、大正十四年八月三十一日までの間は破産の宣告を爲すことを得ずと定めたものである。

更に勂令第四百五號は所謂暴利取締令であつて、震災後買占め賣惜しみによつて不當の暴利を貪り、罹災者は勿論一般國民の生活を脅威する奸商を取締るものであり、同じく第四百十二號は九月一日以前に行政廳の處分によつて生じた權利利益にして九月一日以後、其存續期間到來したるよりは十三年三月三十日まで期間存続すと規定するものである。而して衆議院は是等に對しては凡て承諾を與ふことに決定した次に非常徵發令は震災に基く被害者の救済に必要な物件、勞務に付き非常徵發の途を開いたものであるが、本令は徵發したる材料勞力等に對する賠償その他の事務完了するまで存続する事を條件として、承諾を與ふことに決したのであつた。

又、同勂令第四百十一號は、生活必需品建築材料等の輸入税を減免する規定であるが、之に就ては相當議論があつた。然しながら結局

米穀及び本令に基く勂令第四百十七號列記の品目中、食糧品その他に付き震災後の經過に鑑みるに、猶ほ關稅減免を持続する必要を認め難きもの少なからず、仍て政府は具に需供の實狀を究め其の必要の顯著なるものゝ外は、隨時關稅を復舊せんことを望む。特に米麥、大豆



及びコンデンスミルク、バター等の乳製品に付ては農業に對する甚大の脅威となり、而かも震災善後の目的に於て其の必要を認むべきものなきを以て、政府は速に關稅を復舊せんことを望む。

との希望條件を附帶決議して承諾を與へ、同勅令第四百二十四號は政府が或る一定の手形割引について、日本銀行に對し一億圓を限りその損失を補償する契約を爲すことを得る規定であるが、之に對しても亦た

本令に因り政府が日本銀行に對して爲したる命令中、經濟復興に支障となるべき條項少なからず、例之利子歩合を日歩二錢四厘の高率に指定したるが如き、又取立延期々間を二年内に制限したる如き、現在經濟界の要望に副はざるもの頗る多し、政府は將來本令の運用に付き特に經濟の復興に留意し、日本銀行に對する利率年限その他命令條項を適當に改訂することを要す。

との附帶決議をなして承諾を與ふる事に決した。

尙又同勅令第四百三號は、震災後人心の不安に陥つた際に人心を感亂し社會の安寧秩序を紊るが如き行爲を取締る爲めに公布されたものであるが、衆議院に於ては相當に大なる問題となり、本會議に於て革新俱樂部の高柳覺太郎氏は、人心安定し秩序恢復したる今日、嚴酷なる勅令の存續は不必要であると廢止を主張し、我黨の横山勝太郎氏も亦た本令の規定する所廣汎であつて其の用語また適確を缺き、之が運用上大の危険を伴ひ言論壓迫の結果を生ずるの虞れありと非難し、政府は適用上官憲に對し相當なる手段を取り、且つ次の議會に本令廢止の法律案を提出するとの條件付にて賛意を表すべしと主張し、庚申俱樂部の南鼎三氏よりも反對論が出たが、結局そのまゝ承認を與ふることに決した。

臨時物資供給令は大震災火災の爲め帝都經濟商業の中樞機關が破壊されたので、罹災市民の生活必需品、復興に要する主要物資を臨機應變策として、民事當業者の努力と相俟つて圓滑に供給する目的を以て公布され、之と關連して臨時物資供給特別會計令も布かれたのであるが、政府は現下の事情に鑑み將來も猶持續するの必要ありと説明したるも、本令は元來民業壓迫の虞れあり、寧ろ信用に富む當業者に一任し、政

府は成るべく之を適當に援助する方法を執ること目的達成の上には好都合であるとの理由を以て、遂に承諾を與へざることに決定した。

因みに衆議院は二十三日の本會議に於て、火保案の擱置しを可決したる後、粕谷議長は起立して

諸君、第四十七議會は本日をして終了いたしました、御承知の通り本議會は帝都復興に關する議會で、之に關する豫算案並に法律案、緊急勅令等に就き僅に十三日間に議了したことは、諸君の御精勵に依るところ茲に謹んで感謝の意を表します、之にて散會致します。

と宣し五時四十分散會、次で翌二十四日午前十一時貴族院に於て閉院式舉行せられ、山本首相謹んで勅語を捧讀し十一時十分式を終り茲に臨時議會は閉會を告げた。

## 第二十四節 山本内閣總辭職と清浦内閣の出現

### 突發の不祥事件

第四十八議會は臨時議會の閉會を告げた翌日、即ち十二月二十五日を以て召集せられ、同二十七日攝政宮台臨、貴族院に於て閉院式を行はせられたが、此日殿下には右閉院式に御臨席の爲め午前十時三十分、赤阪離宮御出門入江侍從長御陪乘申上げ牧野宮相、井上式部長官、奈良武官長以下供奉して自動車を驅らせられ、同十時四十五分虎の門外御通過の途上、突如として群集の中より一兎漢は警戒線を突破して躍出づるや、殿下の御乗車を狙つて仕込杖銃を發射した未曾有の一大不祥事件が勃發した。當日午後一時四十分内閣より發表した公報左の如し。

十二月二十七日午前十時四十五分、攝政宮殿下議會閉院式へ行啓の爲め虎の門外御通過中、一兎漢（日本人）仕込杖銃を發射せしも、殿下には全く御安泰にあらせられ、其儘議院に臨ませられ滞りなく式を終へ午後零時十分、御無事赤阪離宮へ還啓あらせらる、供奉員一同亦



無事なり。

當時右の兇變に關しては一切の報道を禁ぜられ、不逞の何者なりや又何の理由に依るや等に就ても、何等知ることを得なかつたが御通過を拜觀した沿道の多數民衆は云ふに及ばず、兇變を報ずる各新聞の號外を手にした市民は、その警愕極度に達しながらも只管殿下の御安泰を拜聞して欣喜したのであつた。新聞紙が迅早く報道する所によれば、不逞の兇漢は直ちに其場に於て憲兵に捕へられ、攝政宮殿下には殆んど御平常と御變りあらせられず、その儘御召自動車にて議院に御着直に便殿に入らせられ、山本首相以下各大臣徳川、粕谷兩議長に拜謁仰付けられたが、其際も御平生と少しも御變りあらせ給はず、十一時各宮殿下を從へさせられて式場に台臨、山本首相捧する勅語を御讀みあそばされたが、その裏手として悠揚迫らざる御態度を拜した閣臣並に議員一同は、只有難しとも御頼母しさともし言説し難き感涙に咽ぶのみであつた。斯くて殿下には嚴重なる警戒裡に御機嫌宜しく還啓遊ばされた。

### 内閣遂に瓦解

重大なる不祥事件に當面した政府は恐懼措く所を知らず、開院式終了後直ちに首相官邸に緊急閣議を開き、内閣各大臣の外鈴木檢事總長、湯淺警視總監、柴山憲兵隊長、林刑事局長及び岡田警保局長等列席の上、午餐をも取らず鳩首凝議する所あつたが、一方衆議院に於ても事件重大なりとして同日午後本會議を開き、政府に對して不祥事件に關する報告を求むる所あつた。

是に於てか政府は午後二時閣議を中止して閣員は衆議院に臨み、秘密會裡に事件の經過を報告した後、各大臣は打揃つて赤坂離宮に參内、殿下の御機嫌を奉伺し退出後再び閣議を開いた結果、斯くの如き不祥事を惹起したるは恐懼に堪へざるを以て潔く辭表を捧呈すべしと即決し午後五時二十分山本首相は閣員の辭表全部を纏めて赤坂離宮に伺候し、正式に辭表を捧呈し攝政宮殿下より何分の沙汰をなす迄國務を見よとの御詔を拜して退去した。斯くて政府は翌二十八日貴族院に於て兇變に關する報告をなした後、只管謹慎の意を表して御沙汰を待つたのであ

つたが、二十九日山本首相に對し留任して國務を見よとの優渥なる御言葉を賜はるに至つた。

然しながら時局の責任を痛感した山本伯は、此際御詔に甘へて留任するを得ず、同日午後一時閣議を開き協議の結果、此際引責辭職するを以て至當の措置なることに一決し、同日午後四時山本首相は再び赤坂離宮に參内して御優詔を拜辭し、閣員一同の辭表を再捧呈して退去した。蓋し山本伯の出處するや所謂舉國一致の人材内閣を組織して、以て大に成すあらんとし大養氏にしても後藤子にしても、何等かの計畫を以て入閣したのであつたらうが、震災の善後處置は須由も忽かにすることが出來ず、政府は擧げて此事に没頭苦心したのであつた。

而かも後藤子の帝都復興計畫は、審議會の容るゝ所とならず更に計畫を縮少して之を臨時議會に提出したが、議會も亦た之に修正を加へ政府の面目は大に傷けられたのみか、農相田健次郎氏は火災保險問題の爲めに辭職の已むなきに至り、内閣の一角は早くも崩れて鼎の輕重を問はれてゐる時、圖らずも不祥事件の突發となつたのであつて、長くも其儀に及ばずとの有難き御詔を拜しても、既に復興計畫によつて痛手を負ふた内閣は、最早やその陣容を立て直すの彈力なく遂に改めて骸骨を乞ひ奉るに至つたのであつて、僅々四ヶ月にして山本内閣は茲に瓦解したのであつた。

### 清浦奎吾内閣

此月三十日松方、西園寺の兩元老に對し後繼内閣に對する御下問あり、平田内府は勅使として同日與津に松西兩公を訪問して親しく聖旨を傳へ、兩公の意見容易に一致を見ざりし爲め平田内府は同地に一泊の上、三十一日再び兩公を訪問して熟議を凝らした結果、漸く意見の一致を見たるを以て同日夜歸京、翌くれば大正十三年一月一日午後一時三十分、赤坂離宮に伺候して攝政宮殿下に拜謁し、兩元老の意見の清浦樞密院議長を最適任と認むることに一致せる旨を奉答する所あつた。こゝに於てか同日午後四時三十分、後繼内閣組織の大命は清浦奎吾子に下り、同子は拜受後直ちに樞密院事務局を根城として組閣準備に着手したのであつた。



而して清浦子は二日、貴族院の多數黨たる研究会の幹部、青木信光子、大木遠吉伯を引見し、大命を拜受したに就ては貴族院を組閣の基礎たらしめ度き考へであるから、其中心勢力たる研究会の手に於て大體閣員の詮衡を煩はし度いと述べ援助を求めたのであつたが、研究会は決して清浦子の思ふが如く行かなかつた。即ち清浦子を傀儡として專断の野心があつたし、一方各政黨の反對氣勢も充分に看取出来たので、同子の親近者は彼の出處に反對し極力諫止に努めた爲め、清浦子は翌三日再び研究会の幹部と會見し、自分は最早七十五歳の老齡であるし其上樞密院議長の重職も此際辭し難き事情を痛感したので、茲に斷然大命拜辭の決意をなしたる旨を告げ、同日參内して老樞密内閣組織に困難なる事情を奏したのであつた。然るに優詔を拜するに及び清浦子は再び翻意して組閣の交渉を開始する事となつた。

斯くて同日研究会は幹部會を開き清浦子援助の議を決し、同會を中心として貴族院各派より閣僚の選定をなし、六日に至つて全部確定したが清浦子は徹頭徹尾、研究会の傀儡となりし其組閣に方つて殆んど發言權を持たぬ有様であつた。然しながら兎も角も人選を終へたので清浦子は同日午後三時、赤坂離宮に伺候し七日左の如く親任式は行はれた。

任内閣總理大臣	子爵	清浦 奎 吾
任内務大臣		水野 錬太郎
任外務大臣	男爵	松井 慶四郎
任大藏大臣		勝田 主計
任陸軍大臣		陸軍中將 宇垣 一成
任海軍大臣		海軍中將 村上 格 一
任司法大臣		鈴木 喜三郎
任文部大臣		江木 千之

任農商務大臣  
任逓信大臣  
任鐵道大臣

子爵 前田 利 定  
男爵 藤 村 義 朗  
小松 謙 次郎

### 三 派 の 護 憲 運 動

清浦内閣の出現は山本内閣瓦解後の政局に對し甚しくその豫想を裏切つたのみならず、清浦子の組織に對する貴族院研究会の態度の餘りにも傲慢であつた事等が、端なくも一般の反抗心を極度に昂め、特權内閣打破と憲政擁護の叫びは沸然として茲に湧き出で、一月十一日中央亭に開かれた都下新聞關係有志發起の時局相談會には、多數の憲政、政友及び革新三派の少壯代議士の参加を見、遂に左の申合及び決議を可決するに至つた。

申 合

一、吾人は貴族院をして政機を把持せしむる事は議會政治の本能を發揮する所以に非ざるを認め、之を根本的に排除すべき適切なる方法を講ずる事。

二、吾人は政黨内閣を組織し右の目的を完全に達成するまで協力一致、此の運動を繼續する事を各黨領袖に宣明せしむるに努むる事。

附 帶 決 議

一、議會再會の劈頭に於て現内閣不信任案を提出する事。

二、申合せの目的を達する爲めには聯立内閣の組織を辭せざる事。

斯くて出席の三派代議士は十六日、加藤、高橋、犬養の三黨首を歴訪し申合及び決議に對して賛成を求め、茲に第二護憲運動の烽火は擧げ



られたのであつた。而して第二憲政擁護會第一回演説會は十六日午後一時、赤坂山王臺に於て開かれ之に呼應して憲政擁護大阪市民大會は、十七日同市中央公會堂に開かれ、東西相應じて清浦内閣撲滅の氣勢を揚げた。

此間に在りて三浦觀樹氏は清浦内閣の成立が累を皇室に及ぼすを憤慨し、熱海より上京して十八日高橋、加藤、犬養の三黨首を自邸に會合せしめ、三黨首一致の態度を以て相提携して政黨共同の敵に當らんことを勸説するに及び、三黨首も亦た直ちに子の意に同じ、憲政の本義に則り政黨内閣の確立を期する事の申合を爲し、次で三浦氏は樞密顧問官の辭表を提出したのであつたが、之が爲め護憲の運動をして一層の氣勢を揚ぐるに至らしめた。

而して右の結果として二十日夜、三派の領袖協議會は芝公園紅葉館に開催され、憲政會より若槻、箕浦、濱口、安達、下岡、望月、降旗、小泉の諸氏、政友會よりは野田、岡崎、横田、小川、三土、杉本、小泉、革新俱樂部の關、古島、濱田、大竹、添田、秋田等の諸氏出席して三黨首申合に就て各自意見を交換した後、滿場一致を以て左の諸項を申合せた。

一、政黨内閣制を確立する事。

一、特權勢力の專權を阻止する事。

一、此目的を貫徹する爲に將來も亦た一致の行動を執る事。

一、以上の趣旨に則り清浦内閣を否認する事。

尙ほ特權勢力の專權を阻止する具體的方法として貴族院令の改正を行ひ、互選議員の連記制を單記制に改正することに意見一致し、最後に三派交渉委員として安達謙藏、下岡忠治、降旗元太郎（以上憲政會）横田千之助、三土忠造、小泉策太郎（以上政友會）濱田國松、古島一雄、秋田清（以上革新）の九氏を挙げ、三派間の重要な交渉に當らしむる事とした。茲に於て特權内閣に對する三派の聯盟は愈々成立するに至つたのである。

かくて二十二日には第二憲政擁護會主催の下に加藤、高橋、犬養の三頭首並に護憲派に屬する代議士の招待會は上野精養軒に開催され、席上三頭首及び尾崎行雄氏を初めとし永井柳太郎氏其他の演説あり、會衆二千餘名意氣將に天を衝くの慨があつた。而して特權内閣打倒の叫びは殆んど全國を風靡したのであつたが、清浦首相は頻りに現内閣の特權内閣に非ざることを強辯し、政友會の政策主張を掠奪して攻撃の鋭鋒を轉ぜしめんと努むると共に、一方に於ては解散説を仄めかして護憲派を脅威せんとしたのであつた。是に於てか二十三日芝紅葉館に開かれたる三派少壯有志議員聯合會は

底事ぞ、貴族院の鐵壁に蟠踞し解散説を吹聴して衆議院を威嚇せんとは、將に之れ二院制度の本義を没却し、國民に挑戦して大正の聖代に階級闘争の不祥事を惹起せんとするもの、其罪斷じて恕すべからず。

と決議して之に酬ひ、更に此の決議を齎らして徳川貴族院議長を華族會館に訪ひ意見を交換した。一方亦た都下新聞記者團は東京ステーションホテルに貴衆兩院議員との聯合會を開き、「吾人は精神的結合を鞏固にし時代錯誤の勢力を一掃して政黨内閣制を確立せんことを誓ひ、是に必要な一切の合法的手段を執るべし」との申合をなしたが、席上加藤、高橋、犬養三黨首及び中川良男の熱烈なる演説あり、散會後實行委員は研究會に押かけ常務委員と會見した。而かも要領を得ずして別れたが次で二十七日三派領袖の都下記者團招待會は開催され、特權内閣を擁護せんとする新政黨は極力之を排撃すとの申合をなすと同時に、今後若し此の新政黨と提携する如き政黨ある時は等しく之を排撃す、との附帯申合を爲し、更に三十日には大阪中央公會堂に於て憲政擁護關西大會は開かれ、加藤、高橋、犬養、尾崎の四氏その他の演説あり聴集約一萬人に達し尙場内に入る能はざりしもの三千人の多きに及んだ。以て當時如何に所謂民主主義が全國民の胸奥に漲り特權階級を中心とする純乎たる貴族院内閣に對して反抗と憎惡とを表明したかゞ想察される。



## 政友會遂に分裂

是より先き山本内閣總辭職後、政友會は政權の必ず自黨に落ち來るべきを豫想したが、事實は意外の結果を來たし清浦内閣成立したるを以て、茲に再び黨内の大動搖を來し遂に分裂を見るに至つたのであつたが、蓋し政友會は例の改造問題以來常に内訌鬭争を事とし、改造派は幹部を獨占して非改造派を抑へんとし、非改造派は亦た幹部に反抗して改造派を逐はんとし、山本内閣の末期に於ては非幹部派たる改革派と幹部派たる非改革派とが截然對立して、何時分裂するやも測られぬ程の露骨な争鬭を演じてゐた。然し此の改革騒ぎも心あるものゝ斡旋努力によつて兩派聯立の幹部を組織し漸く當面を糊塗彌縫したが、内面に潜在した暗鬭は依然として解けなかつた。殊に清浦内閣の出現に對して戦ふべきか、和すべきかの十字街頭に立つた幹部は非常に迷つた。而して戦つても和しても分裂か、或は崩潰かの憂き目を見ねばならぬ窮境に立ち到つてゐる以上、幹部としては和して醜態を天下に暴露するよりも、戦つて名を得るの上策なるを感じ清浦子が大命を拜するや、直ちに戦意を固めたのであつた。

斯くて護憲運動に参加した改革派は、非改革派が清浦内閣を擁護せんとするを見て、飽くまで特權内閣の打破を主張し、こゝに擁護派と否認派とが互に對抗して兩々相譲らず、議會は將に近く開かれんとして來たので、一月十五日高橋總裁邸に幹部會を開き、否認か擁護かに就て甲論乙駁、論戰六時間に亘つたが容易に決せず、結局高橋總裁の裁斷に待つことゝなつた、依つて高橋氏は

自分は大局より見て現内閣を擁護すべきに非ずと確信する、自分は既に老齡ではあるが此の時局に深く鑑みる所あり、餘命を民衆政治の爲めに捧げんことを決意した。よつて此際華族の列を去り貴族院議員の職を辭して衆議院議員候補者として立つ積りであるから、諸君も自分の微衷を諒とせられ、自分の屍を踏んで憲政の爲めに努力せられんことを希望する。

と、言々句々、悲壯の決意を述べて清浦内閣否認を聲明し、聞くもの思はず涙を呑む劇的光景を現出した。

而して此の高橋氏の決議は政界にも思想界にも多大の衝動を與へ、野黨の氣勢は頓みに昂つたが政友會の非改革派は飽くまで清浦内閣擁護を主張して高橋氏の聲明に従はず、遂に山本達雄、元田肇、床次竹次郎、中橋徳五郎の四領袖は十六日夜連袂脱黨するに至つた。この四氏の脱黨を契機として政友會は遂に分裂し、脱黨者は政友本黨を組織して清浦内閣の與黨となつたが、本黨に走る者は百四十九名の多きに達し議會の第一黨となり、政友會に残留する者は百二十九名に減じて、さしもに絶對過半数を天下に誇つた大政黨も、一朝にして第二黨に轉落せんとする形勢になつた。

然しながら多数の脱黨によつて勢力を半減した政友會は、却つて結束を堅くし闘志益々熾んとなつたが、此時しも既記の如く三浦觀樹子は世を慨して樞密顧問官の顯職を抛ち、三黨首を自邸に招いて三派の結合を固からしめ、その所志の貫徹について大に激勵するところあつたので、三派聯合は完全に成立し護憲の大旗を振りかざして火の手を揚ぐるに及び、天下翕然として靡きに應じ清浦内閣は眞に風前の燈の如き感があり、貴族院の特權階級は畏怖して爲す所を知らざる有様であつた。因みに政友本黨は所屬議員百四十九名を算し第一黨たるに至つたと自ら稱してゐたが、衆議院の議席變更に當り其所屬議員數は百三十五名である事が分明されたので、政友會は辛うじて第一黨たるの地位を保つことになつた。

## 憲政會大會の宣言

憲政會が第四十八議會に對する態度を決定すべき其大會は、一月二十一日日本部樓上に開會せられ、小山幹事長の挨拶あつた後、左記の宣言決議及び政策を可決し役員の改選を行ひ後、加藤總裁、若槻、下岡其他數氏の演説あり活氣横溢するものあつた。

宣

宣

茲に第四十八回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにして以て天下に宣す。



比年我國は稅政百出、國民その弊に堪へざらんとす、加ふるに曠古の天災と有史以來の一大不祥事に遭遇す。局に當るもの宜しく民心の歸嚮を察し猛斷果決、舊來の陋習を打破して更始一新の政を行ふべきなり。底事ぞ、現内閣は時代の思潮に逆行して組織せられ、立憲の大義を違視し政權を一部特權階級の間で壟斷して國民に挑戦するに至らむとは、剩さへ之が首班者たる者、組閣の天命を拜受するに當つて進退の節を誤り、累を皇室に及ぼし侮を萬民に招く、天下義憤の迸るところ民論沸騰、物情恟々として政局の紛糾人心の激越蓋し今日より甚しきはなし。

普通選舉の即行、綱紀肅正及び行政財政の整理は、庶務釐革の要諦にして我黨年來の宿論なり、現内閣はその素質に鑑みるに到底之を遂行するの信念及び能力なし、偶々衆議院議員選舉法の改正を聲明せるも、唯徒らに國論緩和の術策を弄せるに過ぎざるのみ。

吾人は現内閣を以て憲政の進展を阻害し、時局匡救の重任を托するに足らざるものと認め、直往邁進斷乎として之を排斥し、誓つて政黨内閣制を確立し、上皇室の尊嚴を保ち下民心の安定を圖り、以て我黨立憲の使命を全ふせんことを期す。若し夫れ我黨の政策に至つては、從來の主張及び別に定むる所に依るべし。

決 議

第四十八回帝國議會に於ける我黨の行動は之を議員總會の決議に一任す。

政 策

- 一、外交を刷新し國權の伸張を圖るべし。
- 一、普通選舉を即時斷行すべし。
- 一、綱紀を肅正すべし。
- 一、行政財政の根本的整理を行ふべし。

- 一、諸般の經濟的施設を講じ海外貿易の發展を圖るべし。
- 一、農村振興に關する適切な施設を行ふべし。
- 一、思想の善導に努め民心の惡化を防ぐべし。
- 一、教育の改善充實を圖り國民精神の作興を期すべし。
- 一、各種の社會保險、國民保險其他の社會政策を實行すべし。
- 一、震災善後處分を完了し帝都復興の促進を圖るべし。

改 選 役 員

總 務	濱 口 雄 幸	安 達 謙 藏	頼 母 木 桂 吉
幹 事 長	武 内 作 平	橋 本 喜 造	梶 瀬 軍 之 佐
黨 務 委 員 長	三 木 武 吉		
政 務 調 査 會 長	山 道 襄 一		
會 計 監 督	古 屋 慶 隆		
常 任 幹 事	鷗 澤 宇 八	一 柳 仲 次 郎	
	出 口 直 吉	神 谷 彌 兵 衛	清 水 留 三 郎
	栗 山 博	梶 部 荒 熊	
幹 事	井 上 剛 一	川 副 綱 隆	下 田 勘 次
	門 屋 尙 志	吉 川 吉 郎 兵 衛	香 川 保 忠



## 議會の再開と解散

政界の情勢は既記の如く切迫したが休會明けの衆議院は大正十三年一月二十二日再開せられ、劈頭皇太子殿下良子女王殿下御結婚の盛儀を挙げさせらるゝに就き、兩陛下兩殿下に捧呈すべき賀表竝に賀賤を滿場一致を以て可決した。

賀表

衆議院議長臣粕谷義三誠恐誠謹んで皇太子殿下御結婚の大典を奉賀す。

賀賤

衆議院議長臣粕谷義三誠恐誠謹頓首御結婚の大典を肅賀し殿下無量の高壽を奉頌す。

次で議長は御結婚當日二十六日は、敬意を表する爲め休會したしと語り異議なく可決、更に野田卯太郎氏等は左記の緊急動議を提出した。

皇太子殿下御成婚御慶事は目前に迫れり、然るに本院の形勢を按ずるに、今日議事を進行するに於ては激烈なる政争を惹起すべき事想像に難からず、吾々は成る可く靜肅にして和氣雍々の中に此盛典を迎へんとす、依て本日より來る二十九日まで八日間衆議院休會の動議を提出す。

而して右動議に關し提案者小川平吉氏の説明、元田肇氏の賛成あり滿場一致を以て可決し、斯くて清浦首相以下各大臣等に施政演説を爲すの機會だに與へず、其儘散會となつた。此間に於て護憲三派は交渉協議の結果、三十一日に内閣不信任案提出、二月二日の本會議に上程すべく議を定めたのであつた。

斯くて三十一日愈々本會議は開かれたが、之に先立ち大阪に開かれた護憲大會に出席の加藤、高橋、犬養、尾崎氏の一行二十六名の代議士

が歸京の途次、一宮附近に於て將に汽車の顛覆を見んとした椿事があり、幸ひにして一同無事なるを得たが、以て如何に政情が險惡であり苛烈であつたかと察知される。されば右の列車顛覆事件は開議の劈頭問題となり、革新派の濱田國松氏は緊急質問を發し、「この計畫は一個人の行爲又は勃發的の犯行でなく必ずや數名又は系統的の犯行である」と斷じ「攝政宮殿下は御慶事御終了に依り近く伊勢大廟、桃山御陵、畝傍御陵に御参拜あらせらるゝ趣なるやに仄聞するが、斯かる惡思想を抱くものありとすれば、將來の事誠に恐懼に堪へぬ、政府は今後其の御警戒に遺憾なきを期し得るか」と糺し、更に思想惡化の責任が政府に在ることを述べ、「今後思想の惡化によつて人命に影響を及ぼすが如き事なきを保證し得るや、又此の思想惡化の原因は組閣に原因せずや」と詰問した。

之に對し小松鐵相登壇して答辯せんとしたが、此時野黨側より「總理大臣より答辯せよ」と叫び喧々囂々議場端なくも沸騰し、鐵相は壇上に立往生の儘であつた。而かも辛ふじて二三句を發言したる折しも、突如一壯漢は政友會背後の鬮を排して議場内に躍り込み、疾風の如く場内を横斷して演壇に突進し洋服の上着を脱ぎ棄て、壇上を占領するや、更に第二第三の壯漢は議場正面議長席背後のドアを排して闖入し、萬歳を叫びつゝ壇上に仁王立となつた。この意外なる出來事に一瞬議場の衆員は唯茫然、議長も亦た啞然たるばかりであつたが漸く我に返つた守衛の爲めに壯漢は捕へられた。斯くて議會開設以來未曾有の珍事件は突發されたが、此時議員の猛者十餘名は奮然として壇上に押寄せ、立往生の鐵相と議長を包圍して更に喧擾を極め、混亂言語に絶するの光景を打開するに至つた。議長は止むなく只今議員ならざる者が議場に闖入したのは眞に重大事件である。仍て調査の爲め暫らく休會する旨を宣して議場整理に努めた。

この休會中各派は交渉會を開いて再開後の對策を講究し、各派の態度漸く決定したが一方政府側も院内に緊急閉議を開き衆議院解散を決定し、未だ再會に至らざる午後三時五十三分、清浦首相は突如として議會解散の詔勅を衆議院に傳へた。蓋し此事あるべきは野黨側の既に期しつゝあつた所ではあるが、未だ不信任案の上程をも見ざるに先立ち政府は何の理由によつて解散を奏請したるやに就き憤慨する者多く、之が爲め一般の輿論も亦た政府に對する感情をして益々惡化せしめた。



## 第二十五節 總選舉及び其前後

一月三十一日政府が衆議院の解散を行った即日、憲政會は院内控室に議員總會を開會、濱口總務は内閣成立より解散に至る迄の顛末を述べ解散後の措置並に報告書等に就て協議する所あつたが、翌二月一日午後、本部に前代議士會を開き加藤總裁の激勵演説に次いで安達總務は總選舉に關し其狀態、遊説計畫その他選舉干渉等に就て委細を述ぶる所あつた。而して二月二日發表した憲政會の聲明書は左の如し。

△進退の節を誤り累を皇室に及ぼす 清浦子爵が内閣組織の大命を拜するや、慎思熟慮の結果大命拜辭の決心をなし、研究會の代表者に其旨を發表したる後、直に拜辭の爲め赤坂離宮に参内したるに攝政宮殿下より御詔を賜りたる結果、再び大命拜受の決意をなし、内閣の組織に着手したる其態度は、天下の齊しく指彈する所にして、苟くも責任を知り臣節を解する政治家の爲すべき所にあらず、若し子爵にして眞に時局收拾の成算あらば重ねて御詔を拜する迄もなく、大命を拜受して直に内閣組織に着手し、以て宸襟を安んじ奉ることこそ臣節を竭す所以にあらずや。然るに慎思熟慮二晝夜に渉り大命拜辭を決心したるは、即ち時局收拾の成算立たざるが爲めと解するの外なく、時局收拾の成算なき者が再度の御詔を理由として、忽然として其意志を翻し内閣の組織をなしたるは、もし清浦内閣が時局の收拾と民心の安定に失敗せば、國民をして恰も其の責任が皇室にあるものゝ如き觀念を起さしめ、元來政治に超然たるべき皇室を恐多くも政治の圈内に置き奉るの嫌あるを免かれず、此間に於ける清浦子爵の行動は進退其節を誤り、累を皇室に及ぼすものにして、國民として洵に恐懼に堪へざる所なり。

△第三者に閣員の選任を委託せるは大命を覆にするの嫌あり 子爵が愈々内閣組織を決意するや、直に研究會の幹部に會見して援助を懇請すると同時に閣員全部の詮衡を彼等に委託し、一方委託を受けたる研究會の幹部は日夜密議を凝し、その成案の提示を俟つて清浦子爵は漸く

内閣の組織を完了したるは、公然の秘密にして天下の齊しく認むる所なり、抑々内閣組織の大命は清浦子爵一人に對して降りたるものにして、其の一部たりとも他人に委託すべきものにあらず、然るに清浦子爵は此の神聖にして不可分なる大命を第三者に全部委託したる如きは、大權を蔑視するものなりとの非難を受くるも恐らくは辯解の辭なかるべし。

△貴族院内閣は憲法の精神に反す 貴族院と衆議院とは憲法上各々守るべき本分を有す、二院制の國に在りては内閣は國民輿論の府たる衆議院を基礎として之を組織し、貴族院は政府の政策施設を批判監視し、政府の政策施設をして穩健中正の態度を失はしめざるに努めざる可らず、換言すれば貴族院は伊藤公の憲法義解に所謂上下調和の機關たる本分に安んずべく、自ら内閣を組織して國民の爲めに直接責任の衝に當るべき機關にあらず、論者往々兩院の權限同等論に立脚し貴族院内閣亦た不可なきを云ふものもあるも、此の如きは法律論にして政治論にあらず、憲法の解釋論にして憲法の運用論にあらず、政治論として又憲法の運用論としては、内閣の組織は衆議院に基礎を置くを以て本義とす、然るに清浦子爵が貴族院特に其の中心勢力たる研究會を唯一の基礎とする内閣を組織し、傲然として國民の代表たる衆議院に臨む、是れ即ち帝國憲法が二院制を設けたる趣旨に反するものにして、憲法の精神を蹂躪し政治上の秩序を破壊し、惡例を將來に貽すものなり。△思想を惡化せしめ階級鬭争の端を啓く 清浦内閣は研究會を中心として組織せられたるものなり、研究會の實權を握るところの少數の華族は、解散なき貴族院の牙城に據つて安りに政權慾を逞ふせんとし、内閣組織の前後に亘りて頻りに暗中飛躍を試み、或は研究會の幹部をして清浦子爵援助の決議をなさしめ、或は閣員の詮衡に干與し此の如くにして清浦内閣の成立を見るに至れり。

即ち清浦内閣は貴族院に於ける一部華族の爲めに擁せられて大正の政界に出現し、以て天下に號令し貴族内閣、若くは特權内閣の稱ある固より當然なりと謂ふべし、現内閣は此の如くにして故らに國民の階級的自覺心を喚起し、左なきだに動搖を免れざる國民思想をして益々險惡に赴かしめ、其の極まる所或は恐る、彼の戰慄すべき階級鬭争を惹起するに至らむことを、事茲に至れば國家の事亦た言ふに忍びざるものあらむとす、而して其の責任は全部清浦内閣に於て之を負擔せざるべからず。



△内閣總辭職すべし 以上は内閣組織の根本に關する清浦子爵の政治的罪惡の最も顯著なるものなり、夫れ此の如く清浦内閣は、その成立の根本義に於て累を皇室に及ぼし、天皇の大權を蔑視し憲法の精神を蹂躪し、階級闘争を挑發するの誇りを免れざる以上は、此の如き内閣は一日も其存在を容すべきにあらず、一日も存在すべからざる内閣に向つて、其の施政の方針を論じ、政綱政策を議するは斷じて無用の業たり吾人は先づ其根本を正し然る後庶政の盤革を計らざるべからず、是れ吾人が憲政擁護の大旗の下に、現内閣の倒壊を絶叫する所以なり。

惟ふに清浦内閣成立の意義は、政局の收拾と民心の安定とに在るべしと雖も、凡そ政局の紛糾せる民心の安定せざる今日の如く甚しき事ありや、清浦首相にして若し大命降下の當時と今日とを比較せば、内閣存立の意義が全然失はれたることを自覺すべく、之を自覺すると同時に決然として辭表を閣下に捧呈し、以て罪を上下に謝すべきなり。

△無謀非立憲の解散 然るに事茲に出でずして憲法上の大權を濫用し、戦ひを國民に挑むに至つては其の頑迷終に度すべからざるなり、其の成立の根本に於て衆議院に一人の與黨を有せず、解散なき貴族院に據つて衆議院の解散を行ふ、首相の告白する所によるも解散の結果多數の與黨を得るの確信なしと、確信なくして解散の詔勅を奏請す、輔弼の責任に於て其罪決して輕からず、加之議會の休會中に解散を執行せること、我國議會の歴史に於て其先例なきのみならず、未だ施政の方針を演説するに及ばず議員の質疑を聞くに及ばず、遽々然として之を行ふ、首相は三派の黨議すでに不信任を決せるを理由とするものゝ如しと雖も、不信任案はまだ公然議會に提出せられたるにあらず、若し強ひて解散を行はんと欲せば何故に不信任案の上程を待つて堂々其の意見を闡はし、然る後之が解散を行はざるや、然るに事茲に出でずして議員の口を箝しその舌を縛し暗中より之を刺す、其の卑怯未練眞に唾棄すべきなり。

△議場騷擾は解散の理由とならず 清浦首相は當日の光景を見て國務を誠實に審議するの態にあらずと非難し、之を以て解散理由の一となせるものゝ如し、當時議場の光景は吾人も亦た之を遺憾とするも、議員にあらざる者が議場に闖入したる一事に至りては議院内の問題に止まり、議院對政府の問題にあらず、以て議會解散の理由となすべきにあらず、若し夫れ議場騷擾の事實に至つては其責專ら首相に在り、汽車

顛覆事件に關する濱田國松君の質問に對しては其性質上、首相に於て當然辯明すべきものに屬し、濱田君亦た首相の答辯を要求したるに拘らず、首相は小松選相をして答辯せしめ自ら之が衝に當らざるは、無誠意無責任の甚しきものなるのみならず當時首相の態度は國務に對する眞摯と嚴肅を缺き、爲めに議員の反感を招きたること尠ならず、是れ議場の騷擾を見たる眞因にして斷じて衆議院の責任にあらざるなり、之を要するに清浦内閣は辭職すべくして辭職せざるのみならず、反つて暴虎馮河の勇を驅つて不當背理を敢行す、思ふに政局は之より益々紛糾すべく民心は愈々動搖すべし、時局混亂の責任は一に清浦首相之を負はざるべからず。

茲に解散に對する吾黨の所信を陳べて天下に聲明す。

### 選舉委員指名決定

二月七日加藤總裁より選舉事務に關し、左の如く委員を指名決定した。尙ほ同九日本部に選舉委員會を開會、濱口總務は議會解散後、黨の執りたる態度と聲明書に就き説明し、安達選舉主任は現在の政情並に護憲三派協調の顧末に關する説明をなし、遊説日程を急ぎ委員の手許に於て作製することに決定散會した。

選舉主任	安達謙藏
委員	下岡忠治
	早速整爾
	降旗元太郎
	關和知
	小泉又次郎
理事	八並武治
	田中萬逸



## 選舉施行期日と其取締方針

政府は二月八日の閣議に於て、總選舉期日を五月十五日と決定し即日官報號外を以て、選舉施行期日に關する詔書公布され、次で二月十二日より同十四日に亙る地方長官會議に於て、嚴に取締を勵行して選舉界の宿弊を一掃し、範を他日に貽すの意氣込みを以て事に當らんことを希望すると訓示し、更に現内閣の運命に關し兎角の世評あるも、内閣としては萬難を排して所信を遂行すべく、總選舉前に投げ出す等の事は斷じて無しと力説したが、同月十八日の司法官會議に於ける鈴木法相の訓示は更に峻烈を極め、過激思想の取締、直接行動の糺彈に言及し、選舉界の惡風馴致は國民の眞の理解なきに依るも、取締り徹底せず事の檢舉全たからざる事も亦た其の一因であると斷じ、今回の選舉は之を政界の現状に徴し競争必ず激甚なるべく、事犯の之に隨伴して擯出すべきは想像に難からざるを以て、最も嚴肅に法律を勵行し非違を糺彈して假借する處なく、その情重き者に對しては之に臨むに體刑を以つて、法の威信を示して宿弊の一掃に努むべく、些の違算なきを期せんことを望むと力説し、以て政府の決意を暗示した。

## 護憲三派の共同聲明

護憲運動は政府が不當なる衆議院の解散を行ふに及び、全國的に益々熾烈を加へ來つたが、第二憲政擁護會主催の國民大會は二月一日芝公園に開かれ、端なくも警官對民衆の大衝突を惹起し、三十餘名の檢束者を見るが如きに至つた。而かも翌二日同じく右憲政擁護會主催の三派懇親會は上野精養軒に開かれ、引續き同五日全國新聞通信記者大會の同所に開かるゝあり、更に同十七日國民大會は上野公園に開催され參集者無慮二萬五千人。

不當なる帝國議會の解散を敢てし、憲法停止の状態を惡用し、有ゆる奸邪の手段を講じて吏黨を私造し、以て政權を支持せんとする清浦内閣の罪過は天人共に赦さざる所、斷じて之が壊滅を期す。

との決議をなし、警官隊の阻止を侵して示威大行列を執行し、芝公園政友會本部燒跡に至つて散會した。而して一方亦た三派の交渉委員等は對選舉策に關する共同聲明をなすべく協議し、二十五日芝三線亭に三派代議士懇親會を開き左の共同宣言を發表した。

## 共同聲明書

茲に政、憲、革三派の名を以て天下に聲明す。

立憲政治の民意を基礎とすべきや言を俟たず、而して民意を直接に代表すべきものは衆議院にして、貴族院の感情に驅られて專恣を爲すに際して之を抑止し、初めて二院制度の運用を全くすべきのみ、衆議院は既に民意の代表機關たり、内閣は之を基礎として組織するに非ざれば民意の暢達得て期すべからず、憲政の濟美得て望む能はざるは昭々乎として瞭かなり。政、憲、革各々その立憲の歴史を異にし、時に主義政見に就て相争ふと雖も、政黨内閣を組織し憲政を確立せんとする根本觀念に至つては即ち符節を合する如し、而して是れ先帝の偉業を弘恢し君民一致の實を擧ぐる所以なるを確信す。

元老獻替を誤り、清浦子が内閣組織の大命を拜するや、衆議院及び政黨を無視し、一部の特權階級と結託して内閣を組織す、是れ憲政の大義を藐視し、一部貴族の勢力を以て民衆に挑戦するものに非ずや、況んや其の組閣に當り或は大命を拜辭せんとして變心し、その變心を飾るに優詔の降下を理由として累を皇室に及ぼし、或は研究會の代表者に組閣を依頼して大權の分讓を爲す等の非違を敢てせるをや、之を默視して如何ぞ憲政の美を濟すを得ん、是れ政、憲、革三派が舊來の感情を忘れて相提携し、三黨首以下屢々會盟を累ねて憲政の確立を決議せる所以なり。

政友本黨と稱するもの何ものぞ、名を穩健着實に藉るも政黨本來の目的を忘れ、一部特權階級の奴隸となりて特權内閣を擁護し、民衆に叛きて憲政の確立を妨げんとす、之を膺懲して憲政の蠹賊を一掃するは、忠良なる國民の義務たらすんばあらず。



政、憲、革三派既に天日を指して憲政の確立を誓ひ、言論機關亦た一齊に起ちて憲政の擁護を叫ぶ、清浦内閣にして政治的良心あらば當に速かに辭職して罪を闕下に待つべきなり、然るに事故に出でず、衆議院多數の不信任案を出すべきを恐れ、未だ其の施政方針をも述べずして遽々然として議會を解散し、民の口を塞いで貴族專制を行はんとす、斯くの如くにして階級的鬭争を激成するあらば、其責は清浦内閣及び之を擁護する集團の負ふべきや勿論なり。

政、憲、革三派の期する所は一清浦内閣にあらすして先づ之を倒して、憲政を確立せんとするに在り、時代錯誤の勢力を一掃して政黨内閣を樹立せんとするに在り、苟くも此の目的を貫徹するに非ずんば其結束を緩めず、這次の總選挙に對しても三派の協調を以て邁進せんと欲す。

願ふに憲政の圓滿に運用せられて民意の暢達する源は選挙に在り、若し選挙にして公平を缺くあらば憲政は其名ありて其實を空しくす、中央及び地方の官憲にして或は一方の取締を寬にし、他方を嚴にし或は人民の自由意志を枉げしめんとする等、苟くも選挙の干渉を爲すあらば寸毫も之を假借せずして、斯る徒輩を官界より掃蕩すべし、政、憲、革三派は赤誠を布きて其所信を四方に告ぐ、國民の大多數が其志を同うせん事は信じて疑はざる所なり。

次で更に三派交渉委員は翌二十六日の會合に於て、左記三項の申合を爲した。

- 一、政友本黨は勿論、政府黨候補者と目すべき者に對しては、共同策戦を以て極力排撃手段を取る事。
- 一、三派相競ぶ選挙區に於ては地方支部又は之に代るべき團體の意嚮を尊重し、隔意なき協調を遂ぐる事。
- 一、協調整はざる選挙區に於ては公明正大なる對戦を爲す事。

### 各政派の選挙對策

既記の如く憲政會は議會解散の翌即ち二月一日本部に開かれた前代議士會に於ける演説に於て、加藤總裁が黨員を激勵し安達總務の選挙に關する談話あり、次で同七日には選挙主任及び委員を決定すると共に各總務、幹事長、黨務委員長等も當然選挙事務に參與することとしたが、同二十七日開かれた幹部並に選挙委員の聯合會に於ては、選挙戦に提唱すべき政策問題に就て協議をなし曩に黨大會の決定せる政策即ち普選即行、綱紀肅正、行政財政整理、國防充實、經濟政策、農村振興、教育の充實改善、思想善導、社會政策實行、交通々信設備、災害地復興の十一項目に關する具體的の申合せをなし、之を旗印として選挙場裡に臨むこととなつた。

政友會も同じく二月一日芝三線亭に前代議士總會を開きて對選挙策を協議し、横田千之助、山本悌二郎、井上敬之助、東武、富安保太郎、島田俊雄の六氏を總務委員に岡崎邦輔氏を選挙委員長に武藤金吉氏を同副委員長に指名し、野田、岡崎、小川、望月、三土、松本の六氏を顧問に挙げた外、選挙委員四十名を選定して選挙戦の準備を調へたのであるが、普通選挙に就ては最早時期尙早を固執すべきにあらず、殊に今回は特權内閣の打破を叫んで立つた以上は、民本主義の政治の徹底を計る爲めに普選の斷行を必要とするとの論が有力に主張された。

されば黨としての態度は結局それらの機關を経るにあらざれば決定出來ざるも、選挙場裡に於て普選を主張することは各自の自由なりと云ふに決し、次で八日の最高幹部會に於ては、總選挙に臨む政綱政策として農村の振興、税制整理、行政整理、金利引下、農産物關稅復活等を決定したのであつた。

革新俱樂部に於ても同じく前代議士會を開き決定せる申合せは、萬難を排して再び陣頭に立つ事、俱樂部は全力を舉げて之が當選を期する事、尙ほ同志の新候補者に對しても俱樂部は極力應援當選を期する事といふに在つたが、選挙委員としては古島一雄、林田龜太郎、大竹貫一、添田飛雄太郎、秋田清、伊藤仁太郎、弓削田精一の七氏を挙げ更に二月二十五日前代議士會に於ては「今や國家非常の秋に際し、護憲三派協



調の大精神を遂行して第二維新を實現し、以て憲政基礎を確立し國民經濟の安定を圖らざるべからざるや論なき所なるが先づ之が前提として、普選の斷行、二、貴族院令の改正、三、行政財政の根本的整理を高唱することに決定した。斯くの如く護憲三派は各自その對選舉準備をなすと共に相互意思の疏通に努め、出來得る限り地盤の協定を期して聯合大遊説を試み、以てその共通の政敵に對して萬遺算ならんことを期したのであつた。

一方政府與黨たる政友本黨は、二月一日最高幹部會を開きて選舉戰對策を協議し、先づ床次總務を選舉委員長に推し廣岡宇一郎、鳩山一郎、田邊熊一、松浦五兵衛、木下謙次郎の五氏を同委員長に、吉植庄一郎氏等三十名を同委員に擧げ更に三月五日の幹部會に於て候補者公認方針として、一、大體地方支部に於て調査したる後本部に推薦したるものに就て詮衡する事。二、支部の設置なき地方に於ては本部に於て適當に詮衡すること。に決し選舉に臨む旗幟としては從來政友會の四大政綱たる國防の充實、産業の開發、教育の振興、交通機關の完備竝に政友會が第四十六議會に臨むに當り黨議を以て決定した政策、即ち行政財政税制の三大整理を徹底せしむること、又時勢の進運に伴ふ當面の問題として農村の振興を始めとし、曩に政府が計畫した農務省の獨立、自作農の助成、小作制度の確立等の實現を期すること、更に復興問題については速かに國民生活の安定を期する意味を以て、火保問題の如きは政府をして適當の方法を講ぜしむること等を決定した。又實業同志會は護憲三派と政友本黨との間に介在し、八十名の公認候補を立て、選舉場裡に馳驅せんす意氣込みを示し、營業稅、通行稅、織物消費稅及び醬油釀造稅の廢止、更に地租半減、電話民營、鐵道民營、現行教育制度改革等十二項の選舉題目を決定した。

斯くて各政派は候補者の詮衡を開始したのであるが、結局各派を通じて公認せられたるもの七百二十九名に達し、之に各派の非公認候補者及び中立の二百二十名を合すれば、總數實に千五十六名の多きを數ふるに至つた。

### 總選舉の施行と開票の結果

右の如き情勢の下に清浦内閣が必勝を期した第十五回總選舉は、五月十日を以て全國一齊に施行されたが、開票の結果は水野内相が地方長官を驅使し鈴木法相と相應じて干渉操縦をなしたに拘らず、全く政府側の豫想を裏切り政府黨必勝の記録を一蹴して護憲三派の大勝に歸したのであつた。即ち當選議員數は

憲政會	百五十一名
政友會	百名
革新俱樂部	三十名
合計	二百八十一名
政友本黨	百十六名
中立派	五十九名

であつて護憲派二百八十一名の絶對多數を算するに反し、政府與黨たる政友本黨は僅かに百十六名を數ふるのみであつて、中立議員中より若干を拉し來ることありとするも、終に第一黨たる榮位は我が憲政會に譲らざるを得ざるに至つたのであつた。

### 總選舉後の議員總會

憲政會は總選舉後の五月十七日、本部に幹部及び役員の聯合會を開き、安達總務より總選舉に關する經過を報告したが、更に同月二十九日を以て本部に議員總會を開き、先づ三木幹事長起つて我黨が總選舉の結果、壓倒的多數を獲得したのは之れ一に國民の我黨に對する同情と共に



鳴とよるものである、仍つて今後は益々立憲の精神を體して國利民福の爲めに努力しなければならぬと挨拶し、次で加藤政之助氏を座長に推して會長、副會長の選舉に入り、大津氏の動議に依つて總裁指名に一任する事となつたが、最後に加藤總裁登壇左の演説をなした。

## 加藤總裁の演説

今回の總選舉に吾黨が好結果を得たるは、廣く天下の同志と共に同慶に堪へぬところである、坊間我黨は多年逆境にあつたと稱せられてゐるが、予自身としては決して左様に感ずるものでない、唯だ主義主張に終始したものであつて、決して逆境と云ふべきでない、固より議員の數に於ては少數であつたことは勿論であるが、それが今度の選舉に於て世間の認むる所となつて、衆議院に於ける第一黨となつた事は誠に喜ばしい事である。

吾黨の主義主張は今更ら申す迄もないが、今回の選舉で第一に唱へたのは綱紀肅正である、綱紀の肅正は庶政改革の根本義である、簡單に之を云へば政治は正義を高調し、道徳の上に在らねばならぬことである、世間は今や我々の主張に共鳴するに至つて、今日衆議院に於ける多數黨となるに至つた次第であるが、此より以後同志と共に益々相協力し、而して其の主義主張を實現することが最も肝要なことである、勿論政界の前途は更に益々多事であるから、黨員の結束を堅くして多年築き上げた同情を失はぬやうに努むると同時に、更に一層此の同情を高める様にしたい、此れ獨り吾々の爲めのみでなく國家の爲めにも必要な事であると思ふ。

近く政治上の變革がある様であるが、我黨は終始一貫して主義主張を枉げずに行かねばならぬ、過去八九年の間我黨は種々の困難に遭遇したのであるが、尙ほ良く百餘名の代議士を保ち得たことは、吾々同志の志操が堅固であつた所以である。而かも其間、世間はいろいろの批評をなし或は愚圖愚圖してゐるとか、或は毒刺主義であるとかと毒づかれたのであるが、吾々は是等の世評を顧みず、一意専念その主義主張に勇往邁進したのである、仍ち今後は益々結束を堅くして進むことが最も必要な事である。

近來、政治が複雑になつて友黨關係を生じてゐるが、吾々は勝つても誇らず謙遜して而かも自己の主義を枉げずに進みたい、今後に於ても種々の事はあるであらうが、降るにつけ照るにつけても、互に忍び合つて從來の如く堅忍不拔、結束を堅くして進めば好い事もあるであらう、されば時の便宜に従ふて節を屈し、所信を枉ぐる如き事は我黨の不利である事は云ふ迄もない所である、而かも此間協調を保ちて英國政治家が「政治は協調である」と云ふたが如く協調で進みたい、去りながら協調ばかりではいかぬ、自分の主義主張は枉げず、緩急宜しきを得て進まねばならぬ、尙將來の政策については多々あるが、今後屢々同志と相會する機會があると思ふから、暫らく玉手箱に納めて置いた方がよいかと思ふ。

茲に同志諸君の當選を祝し、又我黨の主義主張が多くの同志を勝たしめたのであるから、將來も飽くまで我黨の主義主張を堅持して第一層結束を堅くして邁進せんことを希望するものである。

右總裁の演説終るや、箕浦勝人氏の發聲にて萬歳を三唱し散會、午後五時より芝の紅葉館に於て懇親會を開いた。

## 第二十六節 清浦内閣の瓦解

## 總選舉後の政局

護憲三派の壓倒的大捷を以て第十五回總選舉の終了を見るや、清浦首相は内閣總辭職の決意をなさざる可らざるに至り、閣議に於ても首相は「護憲三派が斯く多數を制する以上、如何に切崩し勸誘を試むるも與黨の頽勢を挽回すること不可能なるを以て、政府として此の際に處すべき最善策は總辭職の外ない」との決意を洩らす所あつたが、閣僚の意見によつて今後各政黨間に離合集散の行はること必然なれば、單に總選舉の結果のみに依つて輕々に態度を決するの要なく、寧ろ暫らく政局の推移を見て最後の決意をなすべきであると云ふに決したのであつ



た。

是れ蓋し水野内相、鈴木法相、小橋翰長等が政友本黨と相策應し、御慶宴までに上京する中立議員は勿論、政友會、憲政會の一部議員にも密かに其の魔手を伸ばし、出來得る限り政局を有利に展開せしめんとした爲めであつた事云ふ迄もなかつた。左れば政府及び與黨は絶へず護憲三派の離間中傷策を講じ、甚しきは地方長官を使役して議員を勧誘せしむるなど殆んど手段を擇ばざる底の必死的努力をなすと同時に、一面に於ては盛んに政友會と政友本黨との合同を宣傳し、是と相呼應して兩黨の中に於ても「あやめ會」「さつき會」等の團體を作り内部よりも亦た頻りに合同の機運を煽ることに努めた。然しながら護憲三派は相互に自重して、苟くも輕舉妄動に出づる事なく五月十四日午後六時より赤坂の「うさみ」に三派領袖有志會を開き、若槻、濱口、安達（以上憲政會）岡崎、横田、小泉（以上政友會）古島（革新）の諸氏出席、先づ小泉氏主催者として

今回の總選舉に於て豫期通り護憲三派の大勝を博したのは、誠に御同慶に堪えない所である、世間では兎角、護憲三派の結束は唯だ一時的の苟合であつて早晚離散するものゝ如く誤解してゐるものも有るが、我等三派は飽くまで當初の申合せを貫徹する迄は、決して結束を緩むるものにあらず、殊に時局收拾の目的を完了する爲めには、今後尙ほ一層結束を鞏固にしたい。

との希望挨拶あり、夫れより政局の前途に對する意見の交換をなし、早晚清浦内閣は總辭職を爲すべきものと見、其後に於ける三派の善處すべき道程に關して、各種の意見が出たが結局

政府及び政友本黨にては種々なる苦策を弄し、議員の勸誘に努むる一方、護憲三派の離間中傷、即ち政友會と革新俱樂部の合同、又は憲政會と政友本黨との提携説等の風説を流布せるも、三派は飽くまで護憲運動當初の申合せに基き、誠心誠意小策を弄せず、三派の結束を固くして時局收拾に努め、政黨内閣の樹立に邁進せざるべからず。

との意見に一致し、次で同月十八日芝三線亭に於て護憲三派の幹部聯合協議會は開かれ、先づ三派交渉委員且つ發起人として小泉策太郎氏起

つて開會の挨拶を述ぶる所あり、當日は別に座長などの形式を避け、懇談的に意見の交換を爲すこととなつた。仍て安達謙藏氏は

只今小泉君の述べられたる如く、清浦内閣は最早且夕に迫れるを以て、吾々としては三派の結束を堅くして進むの一事あるのみである、而して其の歸着點も既に明かとなつて居るのであるから、多く議論するの必要は無からうと思ふ。

と述べたのを最初とし政友會の岡崎、小川、横田、山本、革新俱樂部の關、憲政會の若槻の諸氏何れも同感の旨を述べ、結局三派の向ふ所の旗印はすでに天下に闡明した所なるを以て、今更ら改めて之を公表する必要はないが、念の爲め更に申合せを爲す方が宜しからうと云ふに、一致し、小泉氏の起草にかゝる左の申合せを全會一致可決し、天下に聲明することに決定した。

一、總選舉の結果、護憲派の大勝に歸し國民の多數が内閣に對する不信任を表明したる以上、清浦内閣は速かに辭職すべきものと認む。

一、護憲各派は凡ゆる離間中傷を排し、互に協調の精神を尊重し、結束を固くし以て當面の政局に、善處すること。

而して翌十九日には帝國ホテルに三派在京代議士及び前代議士並に都下護憲記者團の懇親會、開催され、三黨首初め各派領袖各代議士其他三百餘名出席、先づ記者團を代表して斯波貞吉氏の挨拶あり。夫れより加藤憲政會總裁、高橋政友會總裁及び革新派黨首犬養氏は夫れづ起つて一場の演説を試むる所あつた。

政界の情勢すでに斯くの如く、而して護憲三派の結束は毫も弛むところ無く、隨つて其の威力は天下を壓するの概があつたので、大木遠吉伯等の政本合同に對する躍起運動の如きも、誰れ一人とし顧みる者なき有様であつて、清浦内閣の總辭職は再び五月二十三日の閣議に於て問題となり、翌二十四日清浦首相は西下して京都洛北の村莊に西園寺公を訪ひ、二十六日歸京二十七日閣議と云ふ順序となし政變の愈々本筋に入つたことを思はせた。

斯くの如く清浦内閣の命數の切迫するに伴ひ、後繼者として加藤高明子の推薦説は最も必然的のものとして傳へらるゝに至つたので、貴族院の研究會を中心として所謂軍閥或は官僚の一部及び政友本黨は、互に相策動して加藤子の過去に於ける言責即ちサガレンの無條件撤兵、對



支條約等を云爲して加藤内閣出現防止の陰謀を企圖する所あつたが、政局の大勢既に前述の如く殊に護憲三派は嚴に政局を監視し、中間内閣又は變態内閣の出現の如き斷じて之を許さざる態度を示したので、本黨及び研究會或は閣僚等が如何に必死的努力を傾けて、自己に有利なる展開を試みんとしても何等の功も奏せず、却つて益々三派に幸ひするに至らしめた。斯くて六月五日加藤總裁と政友會の小泉策太郎氏との會見に於て、小泉氏は

今や清浦内閣は將に崩壊せんとし、其後の政權は我等護憲三派の掌裡に屬すべき情勢となつてゐる、固より組閣の大命は何人に降下するかは揣摩することを許さぬが、何人に大命降下するとも三派聯盟の實を擧げて、聯立内閣を組織するのが當然と思ふ、故に何人が大命を拜しても組閣に就ては能く三派の協調を圖りたいが、貴下に於かれても此意を諒とし、聯立内閣の組織に努めて頂き度い。

と述べたのに對し、加藤子も亦た「三派の聯盟は當初の目的を遂行するまで其結束を鞏固にすべきは當然である、今後政局が如何に展開するも三派は必ず協調を全ふすべきものであるから、貴意に對しては固より同感である」と答へた。以て政變に處せんとする三派の決意が窺知される。

一方清浦内閣は豫定の如く御慶宴終了後、六月六、七の兩日に亘つて重要閣議を開き、農務省の獨立、割増債券、震災復興公債、東拓移官義務教育年限延長案その他の諸問題を決定して残務の整理を終つた後、首相はいよいよ總辭職を決行すべきことを告げて閣僚の諒解を求め、一同の辭表を取纏むるや七日午後四時五分赤坂離宮に伺候、攝政宮殿下に拜謁仰付られ閣員一同の辭表を捧呈した。その辭職理由は「老齡の身を以て内閣首班の大任に膺りし所以は、全く總選舉を公平に行ひ御慶事を滞りなく奉行せんとする微衷に外ならず、然るに今や總選舉終了し御慶事も滞りなく奉行して重責を果すことを得、且つ老來健康勝れず、重大なる向後の時局に對し大任を竭し得ざるを以て、謹んで茲に骸骨を乞ふ」と云ふに在つた。

## 第二十七節 加藤護憲内閣成立

清浦内閣總辭職となるや、即日徳川侍從長は聖旨を奉じて京都に西園寺公を訪ひ、後繼に關する御下問の趣を傳達する所あつたが、九日徳川侍從長の復命により後繼内閣の首班者として我黨總裁加藤高明子推薦の事に決したるを以て、同日十一時三十分加藤子は赤坂假御所に於て攝政宮殿下に拜謁仰付られ、徳川侍從長侍立の上後繼内閣組織の大命を拜した。

かくて大命を拜した加藤子は暫らくの御猶豫を願ひ御前を退出し、平田内府と會談後直ちに政友會總裁高橋是清、革新俱樂部黨首犬養毅の兩氏を訪問して組閣の交渉を爲したが、高橋氏は同日夜九時、犬養氏は十日午前九時までに回答すべきを約し、一方政黨外より詮衡する外相陸相、海相は夫れ々幣原、宇垣、財部の三氏に交渉して略ぼその内諾を得、茲に後繼内閣の組織は極めて容易に進捗するかに見へたのであつたが、其夜高橋政友會總裁の加藤子を訪問するに及び聯立内閣の根本方針に關して多少意見の相違あることを發見し、早くも行き惱みの報は傳へられた。

されど此間犬養氏は大に斡旋し、十日高橋總裁を訪問して懇談した結果

今回加藤子に大命の降下したのは、攝政宮殿下が深く時局の安定に御軫念あらせられた結果に外ならない、されば護憲三派の力を以て時局の安定を圖るは、即ち殿下の御思召に副ふ所以である、更に三派協調によつて政黨内閣制を確立すると共に、護憲運動の目的たる貴衆兩院の改善、行政財政の根本改善、世道人心の更始一新、文官任用令の改正等刻下の急務を解決すべきである。而して是等の目的を達成せんが爲めには是非とも聯立内閣を確立するの必要がある、故に此際此の根本原則によつて、飽くまでも護憲に忠實なる行動を取ること必要とする、閣僚の役割並に其の椅子の多少の如きは論ずべきでない、又殊に入閣者個人の利害得失、乃至は毀譽褒貶の如きに至つては敢て



顧みるの要なく、此場合兩黨の黨首は全責任を以て入閣するを至當とする、要は護憲運動の目的に殉じて一切を犠牲に供するの雅量と熱心とを有たなくてはならぬ。

と云ふに決し十日夜兩氏は相携へて加藤子を訪問し、茲に三黨首會合の上、愈々加藤子を首班とする護憲三派の聯立内閣組織の議を決し、閣僚の顔觸れも協定を遂げ萬事圓滿の結末を見るに至つたのであつた。

是に於てか翌十一日午前十時、加藤子爵は赤坂假御所に伺候し攝政宮殿下に拜謁仰付られ、謹んで新内閣組織の大命を拜受する旨を奉答し閣員名簿を捧呈、御嘉納あらせられ午後一時半左の如く親任式を行はせられた。

- |         |                |       |
|---------|----------------|-------|
| 任内閣總理大臣 | 從二位勳一等子爵       | 加藤高明  |
| 任外務大臣   | 特命全權大使從三位勳一等男爵 | 幣原喜重郎 |
| 任内務大臣   | 正四位勳一等         | 若槻禮次郎 |
| 任大藏大臣   | 從四位勳二等         | 濱口雄幸  |
| 任海軍大臣   | 海軍大將正三位勳一等功三級  | 財部彪   |
| 任司法大臣   | 從四位勳一等         | 横田千之助 |
| 任文部大臣   | 從三位勳一等         | 岡田良平  |
| 任農商務大臣  | 從三位勳一等         | 高橋是清  |
| 任逓信大臣   | 正三位勳一等         | 犬養毅   |
| 任鐵道大臣   | 從四位勳一等         | 仙石貢   |

是と同時に宇垣陸相に對しては留任の御沙汰あり、尙ほ江木翼氏は内閣書記官長に任ぜられ、太田政弘氏は警視總監に、川崎卓吉氏は警保

局長に各任命せられたが、其後更に憲政會員中よりは鐵道政務次官に早速整爾氏、總理大臣秘書官に松本忠雄氏、鐵相秘書官に田中武雄氏、内相秘書官に木村小左衛門氏、内務政務次官に片岡直温氏、陸軍政務次官に關和知氏、内務參與官に鈴木富士彌氏、大藏參與官に三木武吉氏、陸軍參與官に川崎克氏、外務參與官に永井柳太郎氏、鐵道參與官に古屋慶隆氏夫れ々任官を見た。

聯立内閣の成立と同時に加藤首相は、永田町官邸に於て新聞記者に對し、左の如く聲明する所あつた。

今回播らすも内閣組織の大命を拜し、熟慮の上國論の嚮ふところを察し、今日發表の通り内閣を組織するに至りました、惟ふに憲政の本義は國民の公議輿論を尊重するに在りと信じます、依つて今後益々國論の存する所を見て庶政を刷新し、國民福利の増進を期する決心であります、諸君卑意の在るところを斟酌せられ、向後益々援助を吝まれざらんことを希望致します。

又高橋政友會總裁及び犬養革新俱樂部黨首兩氏は、連名を以て入閣に關し左の陳述書を發表した。

總選舉の結果は護憲三派の協力に依りて民心の歸趨を明にした、加藤子爵が大命を拜するに至つたのは、即ち憲政の本義に則り政黨内閣に依りて時局を安定せんと欲する上下一致の意志の發露である。

護憲三派の結合力が政權推移の基準となりたる上は、時局安定の責任を領ちて親しく廟議に参加し、議會政治の改善と庶政百般の革新に最善の努力を竭す事が我等の責務なりと信じ、區々たる末節を顧みず一に加藤子爵の提議を尊重して閣僚の班に加はることに決した。

我等の信條は既に天下に聲明してある、我黨は飽くまで三派協調の大精神を以て至誠報效の微忱を致さんことを宣明する。

斯くて新内閣は十三日及び十七日の閣議に於て、對議會策に就き協議し十三年度追加豫算案は既に特別議會も目睫の間に迫まれる事故、大體に於て前内閣案を踏襲し、而かも追加豫算總額に於て五百七十餘萬圓を緊縮して二億六千五百餘萬圓となす事に決定し、尙政務次官を新設すること、農務省分立は主義としては實行の意嚮なるも、特別議會提出は見合はせ現内閣として徐ろに立案すること、普選案は樞密院より撤回し更に新に各派の意嚮を參酌して政府案を作成し通常議會に提出すること、尙公債政策に關しては十三年度に於て公債財源に俟つ金額は多



額に上れるも絶對に一般市場に於て公募せざることを他數項を決定した。

### 憲政會議員總會

憲政會は三派聯立内閣の成立を見た六月十一日午後六時、本部に議員總會を開き藤澤會長開會を宣した後、安達總務一場の挨拶を述べ次で加藤總裁は起つて左の如き挨拶を述ぶる所あつた。

#### 加藤總裁の挨拶

此度び大命を拜して内閣組織の任に就きました、その經過に就ては既に大體御承知の事と思はれますが、即ち一昨日午前十一時大命を拜するや、暫らくの御猶豫を願つて直ちに高橋氏を訪ふて相談をしたのであります、而して我黨の年來唱道して來た主義主張である所の行政財政整理を初め普選問題その他凡ゆる問題につき、種々意見を交換して協力援助を乞ふたのであります、高橋氏も之に同意されたのであります、高橋氏は前總理で先輩でもあるから氣の毒に思ふたのであります、氏は快く之を承引されたのであります。

次に大養氏にも同様萬障を排して入閣援助を乞ふたのであります、兩氏とも一二回の會見で互讓妥協の精神を發揮されて入閣される事に決定したので、其の結果直に内閣を組織して正式に大命を拜受したのであります。斯くの如く迅速に且つ圓滿に内閣が成立したのも一に兩氏が至誠國家を念とせられた結果に依るもので、近來稀れに見る快事と存じます。諸君々の主義方針は高橋、大養兩氏を始め各方面とも協議せなければならぬが、大體に於て民意國論に基き庶政の改革をなし、大に國利民福を圖りたいと思ふのであります、どれだけの効果が舉るかは分りませぬが、大に努力したいと思ふのであります、夫れに就ては諸君の後援と御助力とを乞ふ次第であります。若し諸君の後援が充分で吾々又努力したならば、多少の効果は疑ひないと思ひます、それに就ては吾黨の益々鞏固にして共同の目的に向つて奮進せねばなりません、議論もよいが結局我黨の主義主張に従つて國利民福を計らねばならぬ。

尙序でながら高橋、大養兩氏の誠意は前に述べた通りでありますから、諸君に於かれても其心を以て將來共に圓滿に各派と協調を保持されたい、又閣僚の椅子の振り當てに就ては我黨からも當然閣僚の地任に就かるべき方々も居られますが、御承知の通り三派聯合して組織した結果、遂に是等の方々の入閣を願ふを得なかつたのは甚だ遺憾であります、此點は幾重にも御諒解を願ひたい。私は之に就て萬一の場合を豫想して前から種々苦心考慮したのであります、如何とも致し方なかつた次第であります。恐らく政友會としても高橋氏が同様苦心された事と思ふ、之は諸君に於かれても十分御諒解を乞ふ、終りに今日お祝ひ下さいましたに就き仙石、若槻、濱口の三君をも代表して茲に深く御禮を申し上げます。

右に對し黨を代表して箕浦顧問起つて挨拶を述べ、終つて藤澤會長の發聲にて攝政宮殿下の萬歳及び憲政會の萬歳を三唱して散會した。

### 護憲三派幹部招待會

加藤首相は同月十四日午後六時より永田町の官邸に、護憲三派の幹部を招待して一夕の宴を催したが、當日席上に於ける首相の挨拶及び野田政友會顧問の答辭は左の如くであつた。

#### 加藤首相の挨拶

曩に私が大命を拜して内閣を組織することゝなつたが爲め、今日閣僚となつて居らるゝ人達に御相談申上げた處、何れも快よく御承諾下されまして此の内閣が出来ることになりました、尙ほ内閣には政友會の高橋君、革新俱樂部の大養君も快よく入閣を承諾せられました。大養君は御一身上如何にも困難な御事情があまりの様でしたが、特に之を排して御入閣下されたことは深く感謝してゐる處であります、又高橋君に對しては私自身甚だお氣の毒と思ふ感じを持ちながら誠意を披瀝してお話致しました處、誠に純真なる誠意を以て之に對せられ、君國に對する忠念の外何ものも無しと云ふ態度を取られ、その爲めに内閣も意外に早く出来ることゝなりました。



聖上陛下に於かせられても定めし時局の安定せるを以て御安心下されたものと拜察を致しますが、新内閣は世間にも餘り悪い評判もなく、寧ろ非常な期待を以て迎へられて居ることは甚だ欣ばしいと共に、責任の重大なるを感ずる次第であります、今後私共は全力を傾けて君國に盡す積りでありますが、今晚の御容に向つて御後援御同情をお願ひするにも及ばないかも知れぬが、兎に角よろしく御願致すと同時に御指導と御鞭撻とを御願ひするのであります、然し御指導は餘り微細に亘らず、御鞭撻はあまり厳しからざる様併せて御願ひする次第であります。

野田政友會顧問の答辭

加藤子には曩に大命を拜せられ、所謂護憲三派の聯合内閣を組織せられました、此内閣に憲政會外の二友黨の首領を網羅されたことに就て、國民は加藤子の手腕の程を賞讃して止まざること、今回の内閣の如く非難の少ない内閣は稀れであります、此度は護憲運動によつて政權の轉換を見たが、此の衝に當られるのが加藤子であります、即ち茲に政權は轉換されたが、之と共に政綱政策をも新たにして大に國家の爲めに力を致して貰ひたいものである。

我國は今や政機の轉換と共に政策の刷新に當らねばならない時期で、財政も經濟も外交も全く行詰つて居ります、先刻の御注文もありませんので餘り詳しくも厳しくも申上げられませぬが、是等の事に就ては是非新たな事を實行せらるゝことを希望する次第であります。

黨務委員會及び政務調査會

同十六日本部に開會した黨務委員會では (一) 遊説に關する件 (二) 文書宣傳の件 (三) 黨務擴張に關する件 (四) 黨務理事と黨務幹部との聯合會の件 (五) 支部新設に關する件等に就き協議を遂げたが翌十七日政務調査會を開會、古屋會長の挨拶あつた後、部屬並に主査を決定し尙ほ古屋氏の提議に基き普選問題、行政財政税制問題、震災地復興問題、農村振興問題に就き特別委員を設くる事に決し、次で

如上の問題に付き各自の意見を交換して散會した。

第二十八節 第四十九議會

鞏固なる三派の協調

總選舉後の特別議會たる第四十九議會は、前内閣の決定する所に従ひ、六月二十五日を以て召集せられ、七月十九日閉會を告げたが、その會期僅かに三週間を出でず、新たに組織された加藤内閣は、此議會に對する準備を爲すべき時間は極めて短少であつたに拘らず、其の議した案件は國家に重大の關係を有するもの少くなかつた。而して其の成績亦た頗る見る可きものあり、殊に此の會期を通じて與黨三派の協調極めて鞏固なるを示したのは特筆すべきであつた。

衆議院は六月二十五日午前十時開會、中村書記官長議長席に着き、先づ議長候補者の選舉を行つたが開票の結果、投票の總數四百四十三票

四百二十六票	粕谷義三
二百三十五票	降旗元太郎
二百二十九票	西村丹次郎
三百〇六票	小泉又次郎

となり則ち粕谷、降旗、西村の三氏當選し次で副議長の選舉に移り投票總數三百七十六票中



百五十八票	増田義一
百五十三票	岩崎幸治郎
百〇一票	櫻内幸雄

の結果を示し小泉氏のみ投票總數の過半數を超えて副議長第一候補者に當選し、他の増田、岩崎、櫻内の諸氏は過半數に達せざるを以て更に決選投票を行った結果

二百七十四票	岩崎幸治郎
二百三十票	増田義一

の兩氏當選し斯くて午後二時散會、翌二十六日粕谷義三氏は衆議院議長に、小泉又次郎氏は同副議長に任命を見た。開院式は六月二十八日行はせられ、攝政宮殿下には貴族院に台臨、左の勅語を賜つた。

勅語

朕茲に帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク。

朕ハ國務大臣ニ命シテ緊要ナル追加豫算及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム、卿等克ク朕カ意ヲ體シ、和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ望ム。

開院式終了後、衆議院は本會議を開き全員一致左の勅語奉答文を可決し、次で七月一日の本會議に於て全院委員長の選舉を行ひ、中正の若尾璋八氏當選した。

奉答文

恭く惟ふに陛下茲に第四十九回帝國議會開院の盛式を擧げさせられ、攝政殿下台臨優渥なる聖詔を賜ふ、臣等感激の至に勝へず、臣等

慎重審議協贊の任を竭し、上陛下の聖旨に對へ下國民の委託に酬んことを期す、衆議院議長臣粕谷義三誠恐誠惶謹で奏す。

### 與黨三派の大會

議會開會に先立ち與黨三派は何れも一齊に大會を開催して、對議會方針を決する所あつたが、我が憲政會は六月二十三日を以て上野精養軒に臨時大會を開き會する者一千餘名、先づ三木幹事長の開會の辭あり箕浦氏を座長に推し、清水幹事の會務報告あつた後、栗山幹事は左の宣言決議を朗讀し滿場一致を以て之を可決した。次で加藤總裁並に若槻顧問の演説あり、終つて箕浦氏一同を代表して挨拶を述べた。

宣言

茲に第四十九回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにして以て天下に宣す。

總選舉の結果、護憲三派が壓倒的多數を制し、特に我が憲政會が衆議院の第一憲たる地位を贏ち得たるは、我黨多年の主張が時代の必要に一致し、國民の共鳴を得たるに因らずんばならず、今や超然内閣の終焉と共に我黨を中心とする國民的内閣の出現を見るに至りたるは、憲政の一新紀元を劃するものにして、國家の爲に慶賀に堪へざる所なり、我黨は加藤内閣をして内外の難局に處し、大政を變理して上聖明に對へ奉り、下國民の寄託に副はしめざる可らず。

即ち綱紀を肅正して政治の本源を清め、行政、財政を整理緊縮して國民生活の基礎を安定し、普通選舉の即行、農村の振興、災害地の復興等苟くも我黨從來の主張は緩急輕重宜しきに従つて着々之を實行せしめ、外交の刷新特に對米露並に對支の政策に關しては、國民と共に極力政府を督勵し、満足なる効果を收むるに萬遠算ならしむ可し、若し夫れ貴族院の改善に至りては輿論已に之を要望し、同院内其の議在り宜しく慎重の攻究を遂げ、之に善處せんことを期す。

決議



第四十九回帝國議會に於ける我黨の行動は、之を議員總會の決議に一任す。

本部役員指名決定

大會當日及び翌二十四日の議員總會に於て、加藤總裁より指名決定せる役員は左の如し。

總務	安達謙藏	頼母木桂吉	棚瀬軍之佐
	竹内作平	橋本喜造	町田忠治
	小寺謙吉		
顧問	武富時敏	箕浦勝人	片岡直温
	加藤政之助	大津淳一郎	藤澤幾之輔
院内總務	下岡忠治	望月小太郎	野村嘉六
	小池仁郎	鈴木富士彌	原脩次郎
	樋口秀雄		

首相、外相の施政演説

七月一日の衆議院本會議に於て加藤首相は施政方針に關し、幣原外相は外交方針に關し、亦た濱口藏相は財政方針に關して各演説を試みたが、首相並に外相の演説要旨は左の如くであつた。

加藤首相の施政演説

諸君、不肖不敏を以て敢て自ら擔らす内閣組織の大命を拜し、過る六月十一日御親任を忝ふし茲に諸君と相見ゆるに至りしは、不肖の洵に光榮とする所なり。

内閣成立後日猶ほ淺く、諸般施設の準備未だ整頓に至らざるは誠に止むを得ざる所にして、此點は豫め諸君の諒察を乞はざるべからざる所なり、刻下内外の情形を審案するに、外列國は力を内に蓄へて勢を外に伸ばさんとするに汲々とし、翻つて内に顧みれば人心の緊張を要する甚だ切なるものあり、隨つて庶政百般に亘りて更新すべきもの頗る多々ありと認む、今右の中に就き緊要なるもの數項を擧げて、所信の一端を披瀝し参考に供せんとす。

一、締盟各國との交際は倍々敦厚を加へ、何等溢る所なきは誠に喜ぶべき所なり、既に了知せらるゝ如く過般米國議會に於て新移民法成立したり、右立法中我が移民排斥を目的とする條項は、正義公平の要求に合致せざるものにして、之を阻止せんとする我が朝野の熱心なる努力ありたるに拘らず、斯る立法の遂に實施となりたるは頗る遺憾とする所なり、政府は飽く迄合理的手段に依り本問題の解決に努むべし。露國に對する親交の回復するに至らむことは、政府の固より望む所なるも右に關聯する對露諸懸案は、目下交渉中に屬しその解決の成否を此に公表し得ざるを遺憾とす。

一、輓近學校及び社會兩方面の教育は大いに發展し、國民の智見亦た大に進めり、速に普通選舉の制を確立し、廣く國民をして國運の負擔に當らしめ、政治をして廣汎なる基礎の上に轉廻せしむるは洵に刻下の急務なりと認む。最近數回の選舉を見るに選舉費の増大、風紀の頹廢等憲政前途の爲め憂慮すべき事項頗る多し、區制及び選舉方法に關する得失、費用節約に關する規定、取締に關する條規等を審究して選舉の弊害を一洗し、選舉の公正を確保し依つて以て憲改運用の根幹を鞏固にするは眞に喫緊の要務なりと認む。



此の如き所期の目的を達する爲め、衆議院議員選舉法改正法律案を今期議會に提出するは、準備まだ整はずと雖も次期通常議會には、之が提案をなさんことを期す。

一、貴族院の改善に關しては世既に其の論あり、院内亦た其の議あり、政府は憲法制定の趣旨に鑑み時代の要求を參酌し、慎重の考究を遂げ本問題に善處せんことを期す。

一、綱紀の紊亂、風教の弛廢は當今病弊の最も大なるものにして、之が矯正は庶政更新の第一義とす、政府は綱紀を肅正し、官紀を振作し服務を勵行し以て積弊を一掃せんとす。

一、官職に政務官及び恒久官の區別を明確にし、一は以て國務の公正及び繼續性を保障し、一は以て議政の進展を滑らかにするは、憲政の運用に關し必要の條件なりと認む、依つて政府は之に對應する方案を樹つべし。

一、近時中央及び地方財政の膨脹殊に著しく、嘗に民間經濟との調和を失し之が整理發展を妨害するのみならず、濫費浪用に屬するもの亦た少なからず、財政の整理緊縮は極めて必要のことと信ず、仍つて政府は財政及び行政の整理を斷行し、以て財政の基礎を鞏固にし、民間經濟の發展に資する所あらんとす、財源を公債に仰げる事業に至つては、緊急にして必要已むを得ざるもの外、政府は之を避くるの方針を執らんとす、特に大正十三年度に於ては市場の狀況に鑑み、公債を市場に公募することを避け、一は以て國債の信用を確保し一は以て經濟に對する壓迫を輕からしめんとす。

財政に關する政府の方針は右の如くなるも、大正十三年度追加豫算に至りては、その編成を改むるに充分の餘日なかりしを以て、大體に於て前内閣の編成に係るものを踏襲し、唯だ二三の個所に改正を加ふるに止めたり、隨つて政府方針の實現は、之を次年度以降豫算の編成に俟つの外なし。

以上は單に目下緊要と認むるものの中に就き、數項目を擧げたるに止まる、其他機に臨み隨時政府の所見を披瀝する所あるべし、尙ほ對

外交事項に關しては外務大臣より報告し、財政及び經濟の事項に關しては大藏大臣より陳述する所あるべし、諸君は政府の意の在る處を斟酌せられ、慎重審議以て政府提出の諸案を協賛せられんことを切望す。

### 幣原外相の外交方針演説

外交問題は往々一國々運の消長に影響するものであつて、個々の場合に對する具體的政策を決定するに就ては、最も慎重なる考慮を要するものなることは多言を要しない、然るに現内閣は成立以來日猶淺く、斯くの如き具體的政策を決定するには餘りに短日月である、従つて唯だ大體の方針に就てのみ所見を述べて見たいと思ふ。

帝國の外交は我が正當なる權利々益を擁護増進すると共に、列國の正當なる權利々益はますく之を尊重し、以て極東並に太平洋方面の平和を確保し、延いては世界全般の平和を維持することを根本主義とするのである、之は餘りに抽象的であるとの謗りを免れないが、事實に於て帝國の外交上に於ける百般の政策及び行動は、之を出發點にするものである、我々は何等他國を犠牲にして非理なる慾望を満足とするものではない、又所謂侵略主義、領土擴張主義と云ふ如き事實上不可能なる迷想によつて動かさるゝものではない、之と同時に日本の正當なる權利々益を擁護増進するのは、政府として當然の責務である、而して此の責務の遂行に關して、列國の正當なる權利々益と衝突すべき理由は毫末もないと信ずる。

凡そ國際間の不和は、一國が他國の當然なる立場をも無視し、偏狹なる利己的見地に執着することに依つて發生するものである、之に反して我々の主張するところは、畢竟列國と共存共榮の主義である、今や世界の人心は一般に此の方向に向つて覺醒せんとする徴候を示してゐる、國際聯盟の制度の如きも此の人心の覺醒に根柢を有すること亦た疑ひを容れない、列國が公に以上の根本主義を認むるに於ては、百般の國際問題は自ら解決の基礎を發見するに難からざることと考へる。



次に重要な點は所謂外交政策の繼續性と云ふことである、外交政策の繼續性は其の政策を實行する手段方法が、一定不變であると云ふ意味ではない、又一旦定めた外交方針は之を永久に變更しないと云ふ意味でもない、外交政策を實行する手段方法は勿論、外交方針そのものも四圍の環境に應じて、臨時變更することは何れの日に於ても屢々見る所である、然しながら一國の政府が公然外國に與へた約束は、條約に依ると否とを問はず、如何に國內には内閣の更迭があつても、此等によつて變更し得べきものではない、之が外交對策繼續主義の要諦であつて、之によつて初めて國家の威信は保たれるものである、其の遵守せらるゝと否とは國際平和の依つて懸る所である、我々は自ら此の主義を遵守すると共に、列國に於ても亦た同様の精神を以て我國を迎ふることを期待するものである。

目下我國の對外關係に於て國民の注意を惹きつゝあるのは、米國新移民法に關する問題、露國ソヴィエト政府との交渉案件に關する問題並に支那の一般時局に關する問題であると思ふ、仍て此の三問題について大體の所感を述べたい。

人も知る如く合衆國議會は過日新移民法を可決し、同案は大統領の裁可を経て法律となつた、其の由來を尋ぬるに近年米國に於ては、外國殊に南部及び東部歐羅巴よりの移民激増の傾向を示すに至り、合衆國が是等の諸外國分子を渾然融合して、本來の米國民の社會組織中に統一せしむるには、事實上困難であると云ふ觀察が一般に行はるゝことになつた、茲に於て外國移民の入國に對して、從來よりも一層嚴重な制限を加ふるの必要を感じるに至つたのである、日本労働者の米國移民に就ては、所謂紳士協約なる一の取極があつて日本政府は現に米國に居住する者の一定の近親及び再渡航者を除くの外、一切労働移民の米國行出國に對し禁止的の取締を爲し來れる爲め、新たなる日本移民の増加は事實に於て殆んど問題とするに足らないものであつた。

隨つて今回の移民法は一般移民の入國を嚴重に制限せんことを目的とするものであつて、特に日本移民排斥の意味を含むべき理由がなかつたのである、然るに合衆國議會に於て同法案審議中、若干排日論者の運動遂にその效を奏し、歸化權なき外國人は原則として入國を拒絶せらるゝと云ふ趣旨の一箇條が、新移民法中に挿入せらるゝことになつたのは寔に遺憾である、本問題の經過を觀察するに、三個の

注意すべき點があると思ふ。

第一は日本人排斥論者と雖も、近來は日本人が劣等人種であると云ふ如き議論を注意して避けてゐる、唯だ彼等の言ふ所は、日本人と米國人とは恰も油と水との關係である、油と水とは何れが優等とも劣等とも云ふことは出來ないが、何れの場合に於ても油は溶解して水と一體となる事は出來ぬものである、即ち日本人は米國に同化せざるものである、同化せざるものを米國の社會組織中に入れることは、米國の將來に禍ひを貽すものであると云ふことが、日本人排斥論の最も重要な前提となつてゐるものと認められる、日本人種の劣等を理由として排斥條項を可決したのではない、尤も吾々は日本人不同化性の前提が、今日まで何等確定的事實に依つて證明せられざる處の一片の獨斷的見解なることを信じ、既に五月三十一日日本政府の米國に送りたる公文書中にも大體説明して置いた所である。

第二、各國は國家固有權の當然の作用として、自國版圖内に來るべき移民に付き、制限及び取締を有すとの原則は、米國に於ては既定の國策として常に主張し來つた處であつて、過般排日條項の制定に當つても、一つの重要な論據を有してゐる、米國が特に此點に重きを置くのは同國特殊の國情に基くものであつて、我々も此の原則を争ふものではない、然しながら此の原則を認めても、之が爲めに排日條項は日米條約の規定と何等抵觸する所がないと云ふ結論を生ずるものではない。

第三、今回の排日條項は米國大統領及び國務卿に於ても、夙に反對の意見を示し、之が削除の爲め百方苦心せられたのである、又米國の輿論も同國新聞紙の反映する所によれば一般に我が立場をよく了解してゐるものと認められる、本件立法が此の如く多數の有力なる新聞紙によつて一様に批難を受けたことは注目すべき現象である、之を要するに我々が排日條項に抗議するのは、同條項の規定する差別待遇が正義公平の觀念と平立せず、又國際禮讓の通義にも副はざる處あるものと確信する爲めである、従つて今回米國に於て本件立法が既定の事實となつたと云つても、本問題はすでに終了せるものと認めることは出來ぬ、我々は我が正當なる主張が満足を得られざる限り、我が抗議を維持し本問題の圓滿なる解決の爲め、又日米兩國の親交を永遠に確保せんが爲め、及ぶ限り努力する覺悟である。



露西亞問題に就ては元來日本は露國と地理的に接壤の關係があり、又經濟上の關係に就ても重要な點に於て利害を共にする次第であるが故に、結局兩國は親善友好なる隣國として、互に接近すべき運命を有するものと信ずる、殊に露國が歐洲大戰の初期に際しては、重大なる犠牲を供し其後大戰の末頃に至り、勃發した革命の内亂に依り名狀すべからざる艱難に遭遇したことは、我々の露國民に對する同情をして一層深からしむる所以である、我々は露國民が能く此の艱難に耐へ、速かに平和的發展を遂ぐるに至らんことを衷心より望むものである、露國の内政問題に至つては、固より我々の批評し得べき事柄ではないが、然しながら兩國間には現に解決を要する幾多重要案件があつて、豫め十分明確に是等案件の解決を遂げ置くに非ずんば、國交開始後に至り更に不愉快なる紛議を惹起するの虞れあることは明瞭である。

就ては數年來或は大連に於て、或は長春に於て又最後には東京に於て、兩政府當局者間に非公式交渉を試みたが、不幸にして商議成立を見るに至らなかつたのである、最近清浦内閣時代に更に北京に於て正式交渉を開始したが、未だ種々の點に於て意見の一致に到達せざる際我内閣の更迭を見るに至つた次第である、我々は固より已に開かれたる交渉を繼續し、慎重に考慮を盡して百方満足な結果を得ることに努める覺悟である、尤も交渉未定の今日に於て、今日吾等の執らんとする措置の具體的方針を明言することを得ないのは、洵に遺憾な次第である。

由來日支兩國が政治上、經濟上及び文化上に於て、密接な關係を有することは言を俟たぬ所であつて、兩國間に充分な了解を保つ必要なことも自明の理である、列國殊に日本としては支那の政情一日も速かに安定せんことを希望するのは當然であるが、遺憾ながら未だ著しき結果を見るに至つて居ない、近年支那の諸地方に於ける外國人の被害事件が頻發した爲め、支那の不満足な政情が一層痛切に外國人の注意を惹くに至つたやうである。

然しながら支那が百般の施設に亘つて、改善を斷行することは定に容易ならざる事であつて、その事情は吾々に於ても深く諒察せねばな

らぬ、我々は同情と忍耐と希望とを以て、支那國民の努力を觀望し、偏にその成功を祈るのみならず、支那の我に求むることあるべき友好的協力は、我に於て及ぶ限り之を提供することを辭せざる考へである、支那の内政上の事柄については我々の關與すべき限りではない、又我々は支那の合理的なる立場を無視する如き何等の行動を執らんとするものではない、之と同時に支那に於ても、我が合理的なる立場を無視する如き、何等の行動を執らざることを信ずる。

我々は固より支那に於て機會均等主義の下に日支兩國の經濟的接近を圖らんとするものであつて、之が爲めには日本を利するのみならず、又支那をも等しく利する方法を以て、目的の遂行を期するものである、我々の公明正大なる政策は、支那國民に於ても必ず之を認むるに至るべきことを信ずるものである、先般のワシントン會議に於て、支那に關する諸條約が調印されたのは夙に知らるゝ所である、同條約は調印國中批准未了のものあるが爲めに、未だ效力を發生するに至らないが、其の規定する政策は我々の執らんとする政策と全然一致するものであるが故に、政府は同條約の精神によつて終始せんとする次第である。

對米、對露、對支問題に對する大體の意見は、上述の如くであるが、單に此の當面の問題にのみ注意を集中する譯ではない、米露支三國のみならず、極東及び太平洋方面に於て重要な領土、又は經濟上の利益を有する諸國とも絶へず友好的關係を繼續増進し、全局の國際平和に貢献せん爲め、誠心誠意努力する決心である。

### 追加豫算案

政府は七月一日衆議院に大正十三年度歳入歳出總豫算追加第一號、同第二號、同第三號を提出したが、右は清浦前内閣の編成にかゝり、新内閣は組閣後僅かに二週間に於て今期議會に臨まざるを得なかつた故、僅かに二三の項目を取捨した外、大體に於て之を踏襲したのであつた。蓋し洵に已むを得ざるに出づ、當日濱口藏相の説明は左の如し。



帝都復興費 大正十三年度歳入歳出總豫算追加第一號は、帝都復興關係の經費であるが、其の追加額は四千四十萬圓である、内新規追加二千二十餘萬圓、復興局の經費二百六十餘萬圓、既定年割額の増加千七百四十萬圓である。

第四十七議會に於て修正成立した帝都復興關係經費の總額は、四億六千八百四十餘萬圓であつて、右修正の結果新たに東京、横濱兩市に於て施行すべき街路費及び土地區劃整理費は、國に於て補助もしくは貸付を爲すことを要するので、之が爲の總額一億五百萬圓を追加する必要がある、然るに右金額の内一部は既に豫算外の支出を了したものがあり、將來の所要額は一億二百六十餘萬圓であつて、大正十七年度まで五ヶ年度に亘り支出を要するものである、其内二千二十餘萬圓を大正十三年度追加豫算として要求したのである、右の結果、復興局の經費を除いた帝都復興關係の經費總額は五億七千三百四十餘萬圓となつた。

震災復興費 大正十三年度歳入歳出總豫算追加第二號は、震災復舊に關する費用であつて、主として政府所有の建築物、物件等の復舊費及び地方公共團體の損害救済費等の經費である、その總額は七億五百九十餘萬圓であるが、内一部はすでに豫算外支出を了したものがあり、將來の所要額は六億六千四百五十餘萬圓であつて、大正二十二年度まで十ヶ年度に亘り支出を要するものである、右の内一億二千二百二十餘萬圓を大正十三年度追加豫算として要求したのである。

普通の經費 大正十三年度歳入歳出總豫算追加第三號は、震災に直接關係なき普通の經費であつて、追加要求せる金額は經常部七千三百二十餘萬圓、臨時部二千九百六十餘萬圓、計一億二百九十餘萬圓である、其の内主なるものを擧ぐれば、恩給の増加、國債整理基金の繰入の増加、特別會計事業費、貸付金、特別會計關稅、補填金、府縣災害土木費補助、第一豫備金の増加、海軍主力艦隊解除費等であつて、尙ほ政務次官設置に要する經費の増加をも要求したものである。

追加要求額 以上各號に計上せる大正十三年度追加要求額の總計は、經常部七千三百二十餘萬圓、臨時部一億九千二百四十餘萬圓、計二億六千五百七十餘萬圓であつて、之に對する歳入は歳出追加に伴ふ収入七百四十餘萬圓、租稅收入五千四十餘萬圓、公債金一億五千七

百十餘萬圓、前年度剩餘金繰入五千五百餘萬圓、計二億六千五百七十餘萬圓を計上した次第である。

減稅額見積 右租稅收入の増加は、別に増稅の計畫に依るものではない、歳入豫算は先きに震災の影響を考慮して相當の減收を見積つてあるが、災後既に半歳有餘を経たる今日迄の實績に徴するに、其の實際に適合せざるものがある、依つて其の著しいものに付ては相當の見積を變更するのが適當であると認め、酒造稅、營業稅、砂糖消費稅等に於て其の見積を増加し、兌換銀行券發行並に震災地に於ける地租免除の爲め、地租に於て相當減收を見積り、差引五千四十餘萬圓の歳入見積の増加を來したのである。

新公債計畫 次に政府の公債計畫に就て説明すれば、大正十三年度所要經費に充つる爲め新規募債を要する金額は、一般會計所屬に於て帝都復興諸費一億三千四十萬圓、震災復舊諸費一億九千四百四十餘萬圓、二億四千九百九十餘萬圓、特別會計所屬に於て朝鮮總督府事業費一千萬圓、帝國鐵道復舊諸費三千五百餘萬圓、計四千五百餘萬圓合計二億九千四百九十餘萬圓であるが、政府は經濟界の現狀に鑑み、斯くの如き巨額の公債を一般市場に於て公募するの不可を認め、先づ以て先に米市場にて募集したる外債の内、一億五千餘萬圓を之に充當し、又預金部をして其の資金の餘力を利用し、一億五千四百八十餘萬圓を引受けしめ、その殘額三千五百萬圓は之を郵便局賣出しの方法によつて調達し、結局本年度に於ては一般市場に於ける新規公債の募集は一切之を行はざることにしたのである。

尙大正十四年度以降に於ても、緊急已むを得ざるものを除くの外、公債の募集は成るべく之を差控へ、殊に一般市場に於ける公債は出來得る限り之を減少する方針である。

經濟界の現狀 次に我國經濟界の現狀に就て一言すれば、我が財界は大正九年の反動以來茲に四年、未だ整理安定を見るに至らざるに際し、偶々昨秋の大震災に遭遇し其の結果、内に在りては帝都復興その他各般の復舊事業の爲め、今年數年にわたり財政上大の負擔を加へたるのみならず、民間各方面に於ける復興事業遂行の爲め、資金を要すること亦た少なくないのである、又外に在りては復興に要する物資の輸入等のため、左なきだに戦後累年輸入超過を見たる我が外國貿易は、ますます逆調に陥り昨年の入超過は、朝鮮、臺灣の分を併せて



五億二千二百餘萬圓に上り、本年は五月末までに既に六億七千三百餘萬圓の入超を告げ、爲替相場は先例なき低落を見るに至つたのである、固より斯の如き多数の入超は、震災直後の一時的現象であつて、必ずしも永續すべきものではないが内外の状況に照らすに、今後國際貸借の趨勢は決して樂觀を許さないものである。

**關税打關** 斯くの如く我が國財界は最も多難の時に面してゐる、此の難局を打開し、財界の整理安定を圖り更に進んで一般經濟の振興を期せんがためには、財政經濟の各方面に互り幾度の施設を要すべきものがあるけれども現内閣は成立以來未だ日淺く、全般に涉つて具體的對策を決定して、之を實行するの域に達して居らぬのである、然しながら其の最も重要な根本方針としては、先づ消費に對する政府及び國民の一大節制を斷行するに在りと信ずる、蓋し我國の財政は戰時中より比年膨脹を重ねて、戰後反動以來財界は不況に沈淪せるにかゝらず、財政の整理緊縮は未だ十分に行はれず、之が爲めに財界の整理を妨げ、その發展を阻止したる所少なくないのである。

**關税を斷行** 之れ實に我國財界に於ける百弊の基である、之を以て政府に於ては中央及び地方に於ける財界の整理緊縮を斷行し、以て民事經濟に對する壓迫を緩和することが極めて緊要なりと信ずるものである、之と同時に國民も亦た戰時好況時代より馴致されたる輕佻奢侈の氣分を一掃し、政府の政策と呼應して克己節約の美風を養ひ、勤儉力行以て資本の蓄積を圖り、將來に於ける經濟的發展の基礎を確立することに努めなければならぬ、是れやがて我が國刻下の難問題たる物價産業及び國際貸借等の諸問題を解決すべき關鍵である。

而して今後數年に互りて復興事業のため散布せらるべき巨額の資本金の如きは、有力な方法によつて之を吸収し、依つて以て徒らに民間消費の増加することを防ぎ、その吸収したる資金は再び之を震災地の復興並に地方産業振興の爲めに使用することが、最も機宜を得たる措置なりと信ずるのである、仍つて政府は中央及び地方を通じ、統制ある組織の下に有效適切なる貯金獎勵の手段を講ずると共に、二種の小額貯蓄債券を發行し、以て如上の目的の達成に資したいと考へてゐる次第である。

#### 國民一般の自覺

之を要するに政府は時局の重大なるに鑑みて、財政經濟上各般の施設に關し、最善の方法を講ずる考へであるが、此際

に於て最も大切なる事は、經濟上の難局に對する國民一般の自覺であつて、この自覺こそ實に時局巨救の要諦である、國民一般は此の自覺を以て現下の難局に當り、奮勵努力以て我が經濟力の充實を圖り、國運の暢達に貢獻せんことを切望して止まない次第である。

右の大正十三年度歳入歳出總豫算追加案は、直ちに委員附託となり委員總會は、七月三日より開かれ八日原案を可決したが、普選問題、財政行政の整理緊縮、農務省の獨立、農村振興を主とし陸海軍、鐵道、文政等に關し幾多の質問應答が繰返された。而して政府は普選案、財政行政の整理に對しては、次の通常議會までに十分その聲明を裏切らざる様の方法を取るべき旨を言明し、又農務省の獨立、農村の振興に就ても必ず適切なる措置に出づべきことを説明した。

斯くて追加豫算全部は九日の本會議に上程せられ、片岡委員長の經過報告後、質問應答を重ねた後、採決の結果、修正案は少數にて否決され、政府提出の追加豫算は大多數を以て原案通り可決された。

### 政務次官の設置

政務次官の設置は政務と事務とを區別せんが爲めであつて、國務の公正を保ち、且つその繼續性を保障する所以に外ならぬ、政友本黨は之に對し豫算會議に於て熱心に反對を試み、之を以て無用の冗官となし或は政務官と事務官を區別するは、我が國情に適せざるものとなしたが、然しながら政務官の設置は憲政會多年の宿論であつて、加藤首相の施設方針演說中にも、既に此の事に就て聲明してゐるのであつた。而かも反對論者の言ふ所は、眞卒に本問題に對する研究の結果に出でたものでなく、單に現内閣に反對せんが爲めに是に藉口して辯を弄したに過ぎぬのである。随つて其の所論は何人も眞面目に之を聞くものなく、本案は大多數を以て可決せられたのであつた。



## 其他重要法案

## 國籍法改正法案

政府は今期議會に國籍法改正案を提出して可決せられ、多年の宿題であつた二重國籍問題を解決したのであつた。世人のすでに熟知する如く米國に於ては、其國に生れた者はその人種の如何を問はず米國の市民としてゐるので、即ち出生地主義の法である。

然るに我國に於ては所謂血統主義であつて、何れの國に生れるも苟くも帝國臣民の子孫ならば、之を帝國の國籍に編入するを以て法としたその結果、米國に生れた日本人は、米國の市民たると同時に日本帝國臣民たるの奇現象を生じ、その長じて徴兵適齡に及ぶや、米國市民たる日本人の子も亦た我が兵役に服せざる可らざるに至り、茲に二重國籍問題として種々の紛糾を生じたのであつた、而かも歴代の政府は何故にや之が解決を怠り來つた爲め、その紛糾は米國生れの日本人の徴兵適齡者を増加する毎に、ますます甚しく成つて來た。是に於て現内閣は、一刀兩斷的に本案を提出して國籍を改正し

勅令を以て指定する外國に於て生れたるに因りて、その國の國籍を取得したる者は、自ら日本の國籍を留保するの意志を表示するにあらざれば、其の出生の時に遡りて日本の國籍を失ふ。

旨を規定した、之によつて從來二重國籍に苦しんだ青年子弟は、その苦悶を免かれたと同時に今後斯かる問題の爲めに、苦しむべき運命に在つた多くの同胞青年を救つたのであつた、蓋し新内閣が極めて短かき今期特別議會に於て行つた偉大な事績の一と謂ふべきである。

贅澤品の輸入税法案 大震災災を受けたる日本國民は大に緊張の精神を以て、勤儉力行しなければ國家の前途眞に寒心に堪へざるものがある、政府は茲に見る所あり本案を提出したのである、即ち國稅定率別表輸入稅表に掲ぐる物品にして、本法別表に列擧したものは當分の内、同輸入稅法によらず從價十割の輸入稅を課する事とした、本案は七月八日上程せられ濱口藏相の提案理由説明ありたる後、特別委員に附托せられたのであつたが、本案反對の聲は之が輸入を取扱ひつゝある當業者間より高まり、且つ其の多くの品目中には實施の成績に見て

改正を要するものなりと云ふべからず、是を以て之が審議中屢々幾多の行違ひ又は紛更を見たが結局三派の妥協により、十一日の本會議に於て

本案は大體に於て、今日の時勢に適應する必要な法律なりと信するを以て、其の細目に關して加除修正を爲さず之に協賛を與ふるも、政府は實施の成績に鑑み、將來相當なる改正を施されんことを望む、本法制定の精神を徹底せしむる爲め、實施の成績に鑑み本法課稅品目中、内地產のものに對しても將來適當の課稅をなされんことを望む。

との附帶決議をなして可決せられた。

小作調停法案 小作爭議は近年農村に於ける禍ひの一であつて、大正六年に於ては八十五件の小作爭議を見たものが、大正十二年に至つては實に千九百七件の多き上つた、之れ政府として決して黙過すべき現象でない、政府は先きに第四十六議會に於て小作調停法案を提出したが、衆議院に於て審議未了に終つた、今次現政府の提出したものは前案に修正を加へたものであつて、其の目的は公平の立場に在る調停機關として、當事者の協調和解を促進し、圓滿且つ迅速に其の紛糾を解決せしむるに在る。即ち當事者の申立により、裁判所の判事に民間適當の委員を加へた調停委員會を組織し、必要に應じて隨所に出張し調停の任に當らしめ、當事者をして互讓和解せしむることに努力斡旋するのである。

而してその調停の結果に對しては、裁判所の認可決定を以て、裁判所の和解と同一の效力を附し、在來の勸解と併せ行はれて適當の調停の實を擧ぐるに便せしめんことを期するものであつた。先づ事實上の調停に附し得る規定を設け、或は郡市町村長と密接の關係を保持し、或は主要地方に小作官を特設して其地方の事情に通ぜしめ、以て調停上の協力を爲さしめる、其他の規定も皆農村及び小作爭議の特有の事情に適應するものである、本案は七月九日の本會議に上程せられ、政友本黨は成立を妨ぐるの意見を以て種々の詰らぬ質問を連發したが、而かも時勢に緊要な本案は、與黨三派の協力により大多數を以て可決せられた。



復興貯蓄債券法案。政府提出の本案は日本勸業銀行をして復興貯蓄債券を發行せしむるものであつて、其の募集金額は二億圓を限度とし發行し得る年限も本法施行の日より四ヶ年とした、本法は國民の貯蓄を奨励する趣旨に出づるものなるが故に、之の額面は五圓又は十圓の少額とし、發行の翌年より二十年以内に毎年抽籤を以て之を償還し、債券には印紙税を免じ、社債の登記には登記税を免じ、利子には所得税を課せざるの特典を附した、本案は直ちに特別委員に附託せられ、特別委員會は

本案は第一、中流階級の資金を吸収するの目的を以て募集され、第二、募集されたるもの二分の一は地方産業資金に振當つる様せられし。

との希望條件を附して可決したが、十二日の本會議に於て委員會の決定通り可決された。

借地借家臨時處理法案。農村に於て小作爭議の頻出する如く、都會に於ては借地借家の爭議が殆んど絶ゆる時なき現状にあるを以て、政府は曩きに制定した借地借家調停法中、その實施の成績に鑑み改正を要する點を認め、之に適當なる改正を加へて本議會に提出したのであつた、而して昨年の大震災災を被つた都市に於ては、特に借地借家の紛争甚だしきものあるを見、地主と借地人の關係、家主と借家人の關係に於て到る處爭議を生じた、政府は則ち是等の震災地に於ける紛争については、別に之を處理せしむべく借地借家臨時處理法案を制定して、之を議會に提出したのであつた、此の兩法案は共に民衆の生活に緊切なる住宅問題に関する紛争を解決せんとするものであつて、政府が民衆の爲めに謀つて懇切なる注意を拂つたものである、而して議會は多數を以て本案に賛成して成立せしめた。

### 重要建議案

此期議會に提出された建議案は、實に七十三件の多きに上つたが、その内最も必要にして問題となつたのは、農村振興に関する建議案並に貴族院制度改正に関する建議案であつた。七月四日與黨三派は相提携して左の農村振興に関する建議案を提出した。

### 農村振興に関する建議案

今や農村は疲弊困憊の極に達し、各種の社會問題を惹起しつゝあり、此の時に當り適當なる方策を講ずるに非ざれば、遂に農村は滅亡し國家の基礎を危ふするや必せり、仍て政府は這般の事情に鑑み、速かに左の各項の實現を圖り、以て國本の培養に勉むべし。

- 一、農務省の獨立。
  - 二、農家負擔の軽減。
  - 三、米穀法及び關稅定率法の改正。
  - 四、自作農の維持及び創定。
  - 五、農業金融の充實。
  - 六、農業倉庫の普及及び充實。
  - 七、農業教育の改善。
  - 八、義務教育費國庫負擔額の増加。
- 右建議す。

與黨三派が提携して此の建議案を提出するに當り、政友本黨も亦た別に農村振興に関する建議案を提出したが、政友本黨は眞に農村振興を念とするのではなく、唯だ之を政争の具に利用し何等かして政府攻撃の資材たらしめんとしたに過ぎなかつた、されば其の説明者は農村振興の急務なる所以を説くことを爲さず、専ら新内閣が農村振興に冷淡なるが如くに誣ひて、之を攻撃するに全力を注いだのであつた、而して三派の建議案も政友本黨の建議案も其性質同一なるが故に、同一の委員に附託せられ三派の委員會に於て何れも熱心に、振興問題に關して慎重



審議を爲すに當り、政友本黨より選出された委員は多く缺席して審議に與らず、偶々出席した者もその提出せる建議案に熱心ならず、三派の提携案に對して徒らに反對説を唱ふるのみであつた。

斯くて最後の委員會は、當然本黨案を否決して與黨三派案を原案通り可決し、次で七月十七日本會議に上程せられ、憲政會の高田松平氏登壇して農村振興の切要を力説し、與黨建議案に熱心なる賛意を表したが、政友本黨は依然喧號して徒らに議場を紛亂せしむるを能事とし、終に自黨案の容れられざるを見るや、三派の建議案に種々の修正を試みんとしたが悉く否決せられ、大多數を以て三派の建議案のみ可決された。

#### 貴族院制度改正に関する建議案

貴族院の制度を改革せざる可らざるは、多年心ある人々に依つて唱へられた所であつて、院外に於てのみならず貴族院議員中の有識者の間にも、之を口にする人々を生じたのであつた。殊に貴族院の有力なる團體が清浦子爵を推して、所謂特權内閣を組織して以來、國民の貴族院に對する反感は一層昂まり來り、その制度の改正を行ふと同時に院内の空氣を一新すべしとするの論は、各派を通じて一致するに至つたのである、斯くて貴族院制度改正に関する建議案は、與黨三派より提出されたが案の全文は左の如くであつた。

#### 貴族院制度改正に関する建議

現行貴族院制度は明治二十二年の制定に係り、時勢の進運に伴はざるものあり、政府は宜しく其の聲明の趣旨に基き、國論の要望する所に従ひ、速かに之が改正に着手せられんことを望む。

右建議す。

而して同案は七月十八日の本會議に上程せられ、我黨の箕浦勝人氏登壇して、提案理由を説明したが、此の建議案に對して最も進退に窮したのは政友本黨であつた、彼等は嵐の如き民論に對して固より反對することの不能なるは勿論、亦た強いて反對し得る丈の團體でも無かつ

たが、貴族院の組織したる特權内閣の與黨たりし關係上、何等かの異議を唱へざる可らざるの立場に在つた爲めか、本案が卓上に置かれたる時、先づ質問に名を借りて徒らに政府に反抗せんとする狂態を演じ、次で委員に附托するの動議を提出したのであつた。

夫れ貴族院令の改正は、政府之を行ふべきものであつて衆議院は勅令を作る權能なきものである、されば衆議院は政府をして貴族院制度改正の目的を達せしむべく、國民の要求を表示する建議案を通過せしむれば足るのである、然るに本黨は此の理を解せず委員附托説を提出し、之に因つて本案に反對するの口實を作り、以て一時の苦境を脱せんとしたのであつた。而かも委員附托説に敗るゝや、彼等は已むを得ずして本案に反對する意志表示をなしたが、素より特權階級の走狗たるに甘んぜんとする者等が、貴族院制度の改正に賛成するの明と斷とを有する筈は無いのである。此の建議案は七十七票に對する二百九十六票の多數を以て通過したのであつた。云ふ迄もなく七十七票は政友本黨代議士の頭數を示すものであつた。

#### 議會の閉會

第四十九議會は七月十八日を以て終了し、翌十九日攝政官臨御の下に閉院式を行はせられた、開期僅かに三週間而かも炎暑の折柄に拘らず復興復舊の緊急施設に要する大正十三年度追加豫算を主とし、既記の如く幾多の重要案件を議したのは、限られたる短期の議會としては成功と云ふべきであつた。

世間動もすれば此期議會に對して、現内閣の經綸政策に關する具體的施設の缺如せるを云々する者あれど、内閣成立の事情及び特別議會の性質とに思ひ至る時は、何人と雖も必ず諒とすべき筈である。反對黨は聯立内閣の將來、三派協調の前途に就て徒らに其の危険と不安を吹聴するに急なるものがあつたが、此の特別議會の經過は事實に於て彼等の云ふ所を裏切り、現内閣の基礎の倍々鞏固なることを證據立てたのであつた。



この議會の當初衆議院の正副議長の選舉をなすに方り、世間は第一黨たる我が憲政會が必ず議長を自黨より選任すべきことを豫期してゐたが、我黨は却つて之を友黨たる政友會に譲り、その結果粕谷義三氏は殆んど全院の輿望を荷ふて議長に當選し、憲政會は副議長小泉又次郎氏を選出したのであつたが、是に見ても三派協調の如何に圓滿にして、其の聯立内閣の基礎は議場に於ける絶對多數を包有し、統制及び結束の鞏固なる眞に立憲的國民内閣たるの資格を有する所以を證示するに充分である、されば開期三週間中常に互讓の精神を以て三派の交渉は滑かに進行し、誠意は各派を通じて漲り如何なる難問中傷も遂に之を破ることを得なかつたのは、邦家の爲めにも大に喜ぶべき事であつた。

### 第二十九節 爾後次期議會召集迄

#### 議員總會

第四十九議會終了後の七月十九日、我黨議員總會は上野精養軒に開催され、藤澤會長先づ開會の挨拶をなし會議に入り、報告書起草委員の員數並に氏名は會長一任と決し、會長は直ちに町田忠治、鈴木富士彌、川崎克、石川安次郎、作間耕逸の五氏を指名決定し、箕浦勝人氏は院内總務を代表し、次で木村三郎氏は院内幹事を代表して各挨拶を述べ、右終つて加藤總裁は「内閣成立以來日猶淺く十分抱負を現はし得なかつたのは遺憾であるが、幸ひ和衷協同、圓滿に諸問題を解決したのは國家の仕合せである、更に來るべき通常議會には一層の御援助あらむことを望む」と述べ、次で安達總務は議會後の所感に就て語る所あつた。

#### 遣外員と新幹部決定

海外視察派遣委員の件に關しては八月九日、本部に總務會を開き抽籤を行つた結果、左記の諸氏に決定した。

樺	太	森	田	茂	武	富	濟	平	川	松	太	郎		
南	洋	松	田	三	德	飯	塚	春	太	郎	神	田	正	雄
朝鮮、支那	武	内	作	平	田	中	萬	逸	山	田	又	司		
	山	谷	義	治										

又同十三日加藤總裁より山道襄一氏を幹事長に、八並武治氏を黨務委員長に指名決定する所あつたが、同二十二日同じく總裁指名により政務調査會長に横山勝太郎氏、評議員會長に高田耕平氏を夫々指定決定した。

#### 行政整理特別委員會

同會は八月十六日日本部に開會、町田委員長より行政財政整理小委員の手によつて取纏められた整理案の内容に就て説明あり、次で川崎委員之が補足説明を試みたる後、軍制の整理等についても種々の意見を開陳する所あつたが、大體小委員の整理案を承認することに決した。其の案は左の如し。

#### (一) 一般行政

- 一、行政各部の統一を圖り其の系統を正し、諸機關の重複を避くべし。
- 一、法令を改正し及び委任事務の範圍を廣くして事務を簡捷にすべし。



- 一、陸海軍大臣の任用資格を撤廃すべし。
- 一、文官任用令を改正し、資格任用と共に特別詮衡により人材登用の道を開くべし。
- 一、農商務省は之を農林、商工の二省として産業經濟策の確立を期すべし。
- 一、管船局を廢し、海路局を置き船舶港灣、航路等行政の統一を圖るべし。
- 一、國民保健その他各種の社會政策の實行を期する爲め、既定機關の聯合統一を圖るべし。
- 一、朝鮮、臺灣の行政組織を改め、事務を簡捷にし冗費を節し、主として産業政策の發展に努力すべし。
- 一、關東廳、樺太廳及び南洋廳を縮少すべし。
- 一、營繕購買の事務を統一すべし。
- 一、各種の調査會を整理すべし。
- 一、郡役所の廢止、町村の併合を行ふべし。
- 一、地方の官立學校の合併を行ふべし。
- 一、官業を整理し其一部を官民合同又は民業に移すべし。
- 一、地方費の整理緊縮を斷行すべし。

(二) 國防

- 一、世界の趨勢に鑑み國防方針を確立し、科學力の應用により常備兵數を減縮し、一面國民總動員に必要な戰時所要の兵力を維持すべし。
- 一、七個師團を減じ在營年限の短縮を行ふべし(一年四ヶ月とするか、一年六ヶ月とするかは三派協調に待つ)。
- 一、海軍補助艦の建造繰延べを行ふべし。

- 一、教育總監部を參謀本部に合併すべし。
- 一、旅順要塞司令部を廢止すべし。
- 一、戰醫、經理、幼年の諸學校を廢止すべし。
- 一、陸海の空軍を統一し、民業との聯絡を保ち航空の發達に努むべし。

(三) 財政

- 一、歳入見積りを確實にして一面、自然増收の名に依る苛斂誅求の弊を矯むべし。
- 一、前年度の剩餘金を以て後年度の財源とする積弊を一掃し、剩餘金は主として之を國債整理基金に繰入るべし。
- 一、今回の財政行政整理により得たる恒久的財源は、主として國民負擔の輕減に充つべし。
- 一、法令を改廢して義務費、補助費の整正節約を行ふべし。
- 一、一般會計特別會計を通じ人件費、物件費に於て經常臨時を合し三割を最大限度として、約二億圓を節約すべし。
- 一、行政整理と共に國民負擔の均衡公平を期する爲め、根本的稅制整理を斷行すべし。
- 一、十四年度豫算に於て義務教育費の國庫負擔額を増加すべし。(二千萬圓見當)
- 一、預金部制度を改正し、その運用に就ては委員會を設置すべし。
- 一、預金部特別會計の如き已むを得ざるものゝ外、特別會計を全廢するの方針を取るべし。
- 一、不用品の整理處分をなすべし。



## 三派普選委員會

三派普選委員會は九月六日衆議院内交渉室に開會、各委員出席して内務省案に就き未決の項を逐條審議し、官吏被選舉權に關して齋藤、八並その他の諸氏は三權分立説に根據を置き、立憲政治の根本に反するが故に之を與ふることの不可なるを説く所あつたが、頼母木其他の諸氏は選舉權擴張が時代の趨勢たる以上、官吏も亦た當然被選舉を得べきが天賦の運命であると述べ、遂に未決のまゝ更に之に就き研究することゝなつた、次に原案に事務員とあるを選舉委員及び事務と改め、事務所五個所を七個所に、事務員三十人以内を五十人以内と改むることに決定、その他諸種の點に就て協議を遂げた。

又行財整理に關しては三派の代表たる安達、町田、岡崎、小川、秋田、大口の諸氏は九月一日、永田町の首相官邸に於て政府の行財整理委員濱口、江木、塚本の三氏と會見し、岡崎氏は三派協調案代成の参考材料として政府の方針を質し、濱口氏は政府の原案が未だ完成せぬので完成の上は之を首相に報告し然る後閣議の承認を経るを要するを以て、今後二三週間を要する旨を答へ、三派委員は更に首相の整理方針及び内容に就て質問する所あつたが、政府側は之に對して暫らく餘裕を與へられたき旨を述べ、後師團減少に關して質問應答する所あつた。

## 貴族院特別委員會

貴族院改革に關する特別委員會は十月九日日本部に開會、箕浦委員長初め各委員出席、齋藤隆夫氏の立案にかゝる左記の調査項目を原案として審議する事とし、先づ其の第三の組織に關して協議した。

## 貴族院改革調査要目

一、有爵議員選舉方法 (イ)連記制、(ロ)單記制、(ハ)比例代表法、(ニ)記名、無記名投票。

二、有爵議員選舉資格 貴衆兩院議員選舉人に年齢の差違を設くる必要ありや、(参考) 有爵議員選舉人は年齢二十歳以上にして、衆議院議員選舉人は年齢二十五歳以上なり。

三、組織 (イ)公侯爵議員の世襲制度に關する事、(ロ)有爵議員の定員及び任期に關する事、(ハ)勅選議員の選任方法、定員及び其任期に關する事、(ニ)多額納稅議員存廢に關する事、(ホ)民選議員選出に關する事。

四、議員全部を一時に改選せず、一定の期間を隔て、一部宛改選するの可否、例へば任期を九年とし三年毎に其の三分の一を改選する如し。

五、議員官吏兼務 議員は政務官の外、官吏を兼務することを得ざること。(衆議院議員選舉法改正案参照)

六、選舉取締法制定。

七、貴族院令及び有爵議員選舉規則改正方法。

八、議院法改正。

## 三派委員總會

十一月五日帝國ホテルに三派委員總會を開會、箕浦、町田、頼母木、加藤、降旗、山道(以上憲政會)岡崎、山本、武藤、井上、東、岩崎小久保(以上政友會)關、秋田(革新俱樂部)の諸氏出席、郡役所廢止問題に就き關氏より内務省の意向を報告し、頼母木、小久保の兩氏之を補足する所あり協議の結果、郡役所廢止は既に三派意見の一致する所であつて、唯だ之が實現手段の如何が残り居るのみなれば、此旨を内相に傳達する事に決定し、頼母木、小久保、關の三氏を委員に擧ぐる事となつた。

尙鐵道問題に對しては、三派は國民大多數の白熱的要望を斟酌し、協定案を作成したるものであるから當局に於て此點を無視することは、



鐵道政策進行上甚だ遺憾であるのみならず、鐵道國有の根本義を滅却するものであるとなし、他日適當の時機に於て共同の聲明を發表することに申合せて散會した。

### 閣僚幹部懇談會

同月十九日、黨出身大臣と幹部との聯合懇談會を丸の内中央亭に開き、加藤首相を初め江木、濱口、若槻、仙石、片岡、俵、鈴置、鈴木、古屋、三木、川崎、大津、藤澤、安達、町田其他の幹部出席、濱口藏相は一般會計に關する閣議の經過を報告し、加藤、頼母木兩氏の質問に對して日本の從來の缺陷は財政の基礎薄弱なるに在る、されば財政の基礎を鞏固ならしむることが最大急務であるから、今日の整理は先づ第一に之に向つて力を致したのである、恐らく大正十五年度には國民負擔軽減の實際政策を示すことを得るであらう。

と答へ、次で片岡政務次官は黨幹部と政府當局者との意志の疏通に努むるの必要ある旨を述べたが、最後に加藤總裁は内閣の諸公は本年の臨時議會に引つゞき、兩政整理、豫算編成等に就て、實に容易ならざる苦心を爲しつゝある、特に濱口藏相に至つては寢食を忘れて努力せられつゝある狀況なるを以て、黨の幹部諸公も大に政府を援け、以て國家の爲めに努力あらんことを望むとの挨拶を爲した。

### 三派交渉會

三派交渉會は十二月二日、衆議院内交渉室に開會され、安達、山本、小久保、關、大口の諸氏出席、先づ鐵道問題に關し過日の政府協定案に對する各派の黨情を報告し合ふこととなり、我黨は過去聲明書發表に關して釋明する所あり、次で貴院改革問題に就て意見を交換したが、結局議會の開會も余日なきに至れる今日、急ぎ其の調査を圖る必要あるを以て、各派に於ては至急その成案を得ることに努むると共に、三派

交渉委員會を開きて之を附議し、小委員を擧げて其の審議を進むることに決した。

義務教育費問題については、夫れ々黨の意嚮を決定して之が對策を立つる必要あるを以て、是れ又來るべき三派交渉委員會までに、其の態度を決定すべきことに一致した。次で三派の聯盟を鞏固すると共に、外部の離間策に乗ぜられぬやう適當の方法を講ずるの必要ありとの意味より

- 一、來る三日の定例交渉會は休み同日午後五時より帝國ホテルに於て、三派所屬貴衆兩院議員、院外者、新聞記者團の大懇親會を開催すること。
- 一、十二日午後四時より三線亭に於て三派交渉委員會を開き、貴院改革問題、義務教育費問題を初め種々政策並に黨務に關する協議をなすこと。

等の申合せを爲した。因みに貴院改革問題に就ては同五日、本部に特別委員會を開會、横山勝太郎氏より昨日の政友會の貴革特別委員會にては、來る十二日開會すべき三派交渉會に、十一項に亘る成案を提出して之が實現に猛進し、もしその爲め政界の暗礁となる如き現象を生ずるも、飽くまで實現に努力するとの事であるが、貴族院の改革に就ては各派とも成案を持たずして臨むと云ふ事であつたに拘らず、政友會が成案を發表して實現を高唱するのは、その意果して那邊に在るのか解釋に苦しむ所である、殊に政界の暗礁となるも實現に努力すると云ふに至つては、三派協調の精神に違反する虞れなきやと述ぶる所あつた。

之に對して八並委員長は十二日の三派交渉會に成案を持ち寄ると云ふことは、正式の議題には上らなかつた筈である、政友會にして若し今朝（五日）の新聞通りの態度を採らんとするものならば、協調の必要は無用となる譯であるから、事實を確かめた上に於て、頼母木總務より答ふる所あるべしと答へて散會した。

同十日政友會の石井、磯部、山口（義）各代議士及び森、春日の兩氏は、貴革問題につき政友會有志の決議をもたらしめて憲政會本部に來訪、



山道幹事長と會見したが、磯部氏は

政友會有志は九日會合を催ふし、來議會の劈頭に貴族院改革の決議案を提出する事、但し改革案の内容は範圍を限定せず、來議會中に善處の實を擧げんことを望む旨の決議を爲したのであるが、貴黨も幸に賛成なれば實行委員を擧げて、實行運動に参加せられ度し。と述べたるに對し、山道氏は

これは自分が個人としての回答なるも、元來憲政會は普選の即行を政策中の最重要なるものとなしつゝあるが、諸君の意志は普選案と貴革案とを聯絡あるものとして取扱ふ積りなりや。

と訊し政友有志は、貴革案と全然別箇のものとして取扱ふ積りであることを述べ、二二三の質問應答あつた後、山道氏は諸君の來意を幹部に傳達する旨を答へ、一同は之を諒として辭去した。

### 貴革問題經過

貴族院改革問題に就ては同日十二日、總務會を本部に開き同問題に關する意見の交換を行つた結果、普選案は勿論、行財政整理に就ても其の内容を別々に見る時は、その多くは既に黨議を以て決定したものであるから、幹部に於て之を裁量することが出来るが、貴族院改革案に至つては未だ黨議として決定したる事なく、たゞ前議會に於て貴院改革建議案を提出し、政府も亦た善處すべきことを聲明し、而して政府は調査會を設けて調査中なるを以て、幹部が具體案を作成するのは大に考慮を要すべき事なるのみならず、特別委員會に於て議了した所の成案も、未だ政務調査會では審議未了となつて居る爲め、友黨二派の意見を聴取した上に於て機宜の措置を取ると云ふことに決定した。

而して一方、三派交渉會は同日午後四時半より芝三綠亭に開かれ、山本(梯)氏は貴院改革問題に就き、我黨は特別委員會を開き協議の結果改革案を作成した、之は黨議ではないけれど政友會の立案の精神に鑑み協議を願ひ、本問題に對する各派の意嚮を承りたしと述べ、頼母木氏

は此の場合一言したきは憲政會の特別委員會の席上に於て

政友會にては委員會にて成案を作成し、此案を以て猛進し假令政界の暗礁に乗り上げるとも、此案を支持せざるべからずとの事に全員の意見一致したりと傳へられるが、若し果して事實此くの如くんば、友黨並に政府は絶対に政友會案に盲従せざるべからず、斯くては三派協調の意義に反せずや。

との議論があつたが、其の真相に就て承りたしと質す所あり、小久保、武藤、山本の諸氏より暗礁に乗り上げると云ふ言葉は不用意に用ゐられたる感があつて、決して政府倒潰するとも可なり、三派の協調破棄せらるゝも可なりと云ふ如き意味ではなしと辯明し、次に安達氏の希望によつて同案に就き意見の交換を行つたが、結局政府委員と會見して交渉することゝなつた。次で教育費問題につき意見を交へ散會した。

憲政會は翌十三日、本部に幹部會を開き各幹部出席、先づ二十日開會の筈なる豫算内示會の出席者について協議の結果、左の諸氏に決定した。

安達謙藏	横山勝太郎	淺賀長兵衛	石川安次郎
廣瀬徳藏	小野重行	吉原義雄	木槍三四郎
高橋元四郎	永田善三郎	杉浦武雄	荒川五郎
小西和	河波荒次郎	樋口秀雄	信太儀右衛門

次で山道幹事長より昨十二日夜の三派交渉會の結果に基き、貴院改革問題について政府側の調査委員と會見の件に關し、十三日午前若槻内相、江木書記官長と會見したる後、更に横田法相と會見し、政友會の岩崎幹事長と會見打合せの結果、三派より三名宛の代表者を擧げ、十六日正午より午後一時までの間に首相官邸に於て、政府側代表者と會見することゝなりたる旨を報告し、安達、町田、頼母木の三氏を代表者に擧げて散會した。



斯くて貴族院問題に對する政府側委員と與黨三派の代表者との會見は、十六日永田町の首相官邸に於て行はれたが、先づ三派委員は政府の方針を承りたしと告げ、又三派の希望を陳述したので之に對して政府側委員は、我が上院の既往並に現在に於ける實狀の外、外國の事例と我國特有の國情とを如何に調和するかに就ても攻究を重ねつゝあることを述べ、而して其の眼目とする所は

- 一、貴族院制度改革の目標
- 一、貴族院の權限に關する事項
- 一、貴族院の特權に關する事項
- 一、議員の資格審査に關する事項
- 一、貴族院令第十三條の改廢に關する事項
- 一、互選規則並に勅選證衡に關する事項

等であるが之に對する三派側の意嚮如何と、政府側の調査方針及びその經過に關して詳細を説明すると共に、三派側の意見を求めたのであつた。

之に對して先づ岡崎氏は三派案との距離あることを指摘して、更に一段最善の努力を希望すると述べ、安達氏は已に方針は一致してゐる次第では具體的問題であるから、之より政府を援けて、兩者の歩調を一にして進みたいと述べ、其他の諸氏よりも種々意見の陳述があつた、終りに若槻内相は三派の意嚮を首相並に閣議に報告して、政府の態度の決定次第重ねて會見する事に致したしと挨拶し、一同之を諒として辭去した。

### 最高幹部會

同二十三日午後六時帝國ホテルに最高幹部會を開會、先づ山道幹事長より二十四日開會すべき議員總會の順序を報告し、院内控室の件その他に就て協議し、次に院内總務の人選について各自意見を陳述した結果、その意見を總裁の參考に供するに決定、次に農村振興策に就て意見の交換を行ひ、之に關する諸政策の實現を期すると共に低利資金の運用統一も亦た必要なるを以て、之は政務調査會に附議して調査することに決した、夫れより教育費問題に就て意見の交換を行った結果、今一度濱口藏相の意見を聴取して、藏相に對し十四年度より増額の實行を迫るの必要ありと云ふに意見の一致を見、濱口藏相の出席を求めたので十一時、濱口藏相出席し同問題に對して十四年度よりの増額實行は到底不可能であると答辯した、仍つて種々其善後につき協議する所あり、藏相も亦た更に考慮すべき旨を述べて散會した。

### 議員總會

議員總會は十二月二十四日日本部に開會され、山道幹事長開會の辭を述べ藤澤幾之輔氏會長席に着き、前回の議員總會に於ては我黨所屬代議士数は百五十四名であつたが、其後補缺選舉の當選者及び新入黨者のあつた爲め、現在百五十九名に達した旨を述べて是等の諸氏を紹介し、次で議員總會正副會長、院内總務及び院内幹事の選舉に入るや田中善立氏の動議によつて總裁指名に一任、院内幹事は院内總務に一任する事に決定した。それより加藤總裁は「議員數増加に付き院内總務を八名とする事」を告げ、別項の如く指名決定を見たので安達謙藏氏は新院内總務を代表し

只今私共八名が總裁より院内總務として指名されたるに就き、茲に謹んで御受けは致しましたが、實は私共は微力にして其の責任を完ふし得ることは頗る至難と思ひますので、希くば總裁初め各位は充分なる御指導並に御援助を賜はり、吾等をして其の任務を全ふせしめられ



んことを。

と挨拶し次で全院委員長、常任委員長候補者の件を議題とし、山道幹事長より之に關する過日の三派交渉會及び各派交渉會の結果を報告する所あり、全院委員長は中正俱樂部、豫算、懲罰兩委員長は憲政會、請願委員長は政友會、決算委員長は革新俱樂部に振り當る事に決し、豫算懲罰兩委員長の人達は院內總務に一任することに決した。

院內總務

安達謙藏 頼母木桂吉 小山松壽  
森田茂 小池仁郎 原脩次郎

議員總會長

高田耘平 横山金太郎

同副會長

大津淳一郎 高橋元四郎

院內幹事

内ヶ崎作三郎 金澤安之助 廣瀬徳藏

作間耕逸 井本常作 加藤鯛一

平川松太郎 井本常作 谷口源十郎

平野光雄 工藤鐵男 澤田利吉

河野曉 大里廣次郎

佐藤實 中谷貞頼

院內事務分擔

安達謙藏 頼母木桂吉 廣瀬徳藏

交渉係

同二十五日本部に院內總務會を開き、院內役員の仕事分擔を左の如く決定した。

議事係

工藤鐵男 河野曉 澤田利吉

小山松壽 森田茂 横山金太郎

作田耕逸 井本常作 平川松太郎

加藤鯛一 佐藤實

原脩次郎 小池仁郎 高田耘平

平野光雄 金澤安之助 谷口源十郎

大里廣次郎 中谷貞頼

庶務及委員係

第三十節 第五十議會

議會の招集と開院式

第五十議會は大正十三年十二月二十五日を以て召集されたが、是れは護憲内閣が事實上臨める最初の議會であつて、普選斷行、貴族院改革等の如き我が憲政史上に於ける劃期的の重大案件を初めとし、行政財政の整理、義務教育費問題等の幾多重要懸案を解決せんとする意義深きものであつた。

開院式は二十六日午前十一時貴族院に於て行はせられ、攝政宮殿下行啓、左の勅語を賜つた。

勅語



朕茲ニ第五十回帝國議會開院式ヲ行ヒ、貴族院及ヒ衆議院ノ各員ニ告ク。

帝國ト締盟各國トノ交際は益々親厚ヲ加フ、朕深ク之ヲ欣ブ、朕ハ國務大臣ニ命シテ大正十四年度豫算案及ヒ各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム、卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ望ム。

是の日衆議院は開院式終了後、本會議を開きて左の奉答文を可決した。

恭ク惟フニ

陛下茲ニ第五十回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ、攝政宮殿下臺臨優渥ナル聖詔ヲ賜フ、臣等感激ノ至リニ堪ヘス、臣等慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ、上 陛下ノ聖旨ニ對シ下國民ノ委託ニ酬ヒンコトヲ期ス、衆議院議長臣柏谷義三誠恐誠謹テ奏ス。

翌二十七日の衆議院本會議に於て全院委員長、常任委員の選舉を終り、次で各委員會を開きて委員長、理事を互選し左記諸氏の當選を見たが恒例によつて議長は來年一月二十日迄歳末歳始の休會を宣して散會した。

全院委員長	佐々木平次郎(中正)	豫算委員長	町田忠治(憲政)
懲罰委員長	齋藤隆夫(憲政)	請願委員長	長田桃藏(政友)
決算委員長	湯淺凡平(革新)		

### 憲政會大會

休會明けの議會は大正十四年一月二十二日を以て開會されたが、是より先き一月十九、二十日の兩日を以て與黨三派は何れも大會を開催し今期議會に對する態度を宣明したが、憲政會大會は一月二十日午後一時より上野精養軒に開かれた。是に先立ち午前十一時より所屬兩院議員並に評議員の聯合會を開き、山道幹事長は開會の辭を述べ、高田耘平氏を會長に推して議事に入り、栗山博氏は宣言及び決議を提示朗讀して

滿場異議なく之を可決し正午閉會、午後より大會に移り加藤總裁を初め黨員の參集二千餘名、山道幹事長の開會の挨拶あり、會長に箕浦勝人氏を推し、吉川吉郎兵衛氏より會務の報告あつた後、議事に入り宣言決議を滿場一致可決、次で黨役員の選舉に移つたが、野村嘉六氏の發議により加藤總裁に一任する事に決し、總裁は直ちに別項の如く指名した。それより總裁は一場の演説を試み右終るや會長の發聲にて兩陛下、攝政宮殿下の萬歳を三唱し次で憲政會の萬歳を唱へ三時閉會後、一同は直ちに加藤總裁の招待會に臨んだ。

第五十回帝國議會に當り、我黨の所信を披瀝し以て天下に宣す。

現内閣の成立するや内外多難に當面し、庶政の更革すべきもの尠ならず、就中財政の基礎を鞏固にして財務の病弊を一掃し、行政を刷新して事務を簡捷ならしむるは、急務中の急務たり、我黨は善く友黨との協調を保ちて、略其の目的を達成せるは頗る欣快とする所なり。

普通選舉の實行は我黨多年の主張にして、萬機公論に決するの聖詔を實現し、大正維新の基礎を爲すものたり、我黨は幾多の艱難と闘ひ遂に國論を一定せしめ、本會議會に之が解決を見むとするは、國民と共に慶賀に堪へざる所なり。

綱紀の肅正は政治の本源を清め、風教を維持する所以なり、現内閣は銳意此に努め、官紀漸く振肅し、民心漸く緊張を加ふ、我黨は自今益々之が振作に努むべし。貴族院の改善は國論の嚮ふ所、機運將に熟せんとす、我黨は時代の趨勢に順應し、適當の改善を加ふることに努むべし。農村の振興は我黨の特に意を用ふる所なり、大正十四年度豫算案に現はれたる施設少なからざるも、尙ほ財政の改善と相俟つて、更に其の計畫を増進せむことを期す、教育費國庫負擔額の増加は我黨の率先して提唱せる所なり、我黨は財政の基礎を鞏固にすると共に之が實現に努むべし。

隣邦支那の騒亂に當り、現内閣が公正の態度を以て之に臨み、歐米列國と協調し、支那官民を満足せしめたるは、我黨の主張に合致するものなり、我黨は共存共榮の趣旨に基き益々親善の實を擧げんとす。日露國交恢復は朝野の宿望たり、我黨は現内閣をして國威を損傷する



ことなくして、速かに輯睦の實を收めしめ、以て彼我この慶に頼らむことを庶幾す。

現内閣成立以來僅かに半歳に過ぎずと雖も、我黨が夙に宣明したる政策中、特に急務を要するものは、今期議會を以て之が實行を了せんとす、我黨は更に進んで爾餘の政策の實現に努め、以て財界の振興、國民負擔の公正、生活の安定、思想の善導、教育の刷新を期せむと欲す。今や我黨は衆議院の第一黨にして、政府與黨の中堅たり、自ら責任の重きに省み、益々奮勵以て國民の信望に對へ、其の負託に酬ひんことを期す。

決議 第五十四議會に於ける我黨の行動は之を議員總會の決議に一任す。

本部役員決定

加藤總裁指名の本部役員並に總務會決定の幹事は左の如し。

總務	箕浦勝人	降旗元太郎	望月小太郎
會計監督	田中善立	野村嘉六	山道襄一
幹事長	武内作平	一柳仲次郎	
政務調査會長	八並武治		
同 副會長	飯塚春太郎	村山喜一郎	
黨務委員長	齋藤隆夫	同副委員長	河波荒次郎
幹事	淺賀長兵衛	清水留三郎	粟山博
	戸澤民十郎	櫻井兵五郎	(以上常任)

吉川吉郎兵衛	中馬興丸	武富濟
山本勝次	田谷義治	吉原義雄
信太儀左衛門	藤井敬愼	神部爲藏
下文鹿之助	寺島權藏	春島藤四郎

首相、外相、蔵相の施政演説

一月二十二日再開の衆議院本會議に於て、加藤首相は施政方針に就き、幣原外相は外交の經過につき濱口蔵相は財政方針に關して、夫れ夫れ演説をなしたが其要旨は左の如くであつた。

加藤首相の施政演説

諸君、茲に今議會の劈頭に於て再び諸君と相見へ、政府所員の概要を陳述することは、私の洵に光榮とする所であります。諸君、世界大戰の終結後既に六年を経ましたが、我國は常に列國と共に平和的協調に努力致し今や其功も現はれ、漸次世界文化の進展を見るに至つたのであります。昨年九月初旬より隣邦支那に於きましては、不幸にも復た動亂を發し、中支に於ける發端より延いて奉直の戰となり、一時は我が上下をして甚だしく憂慮を抱かしたものであります。政府は我が利權を擁護するを本旨とし、終始列國と協調して内政不干涉の態度を嚴守したのであります。幸に戰禍は我が滿蒙に於ける利權に波及することなく、其間又列國との協調は一層緊密に保持せられ、支那上下に對しても我が信義を貫徹し、彼此親善を倍加し得ましたことは、不幸中の幸と云ふべきであります。新たに成り立ちました段氏の假政府は、今や誠意を以て政局の收拾、政治の統一、諸般の改革等に努力しつゝある様であります。帝國政府は同情と希望とを以て事功の速か



なる達成を注視しつゝある次第であります。

長く北京に於て繼續し來りました日露間の交渉も、一昨日に至り結了しまして調印することに爲りました事を茲に報告いたします事は、私の最も喜ぶ所であり、御承知の如く露國は長く文明社會より遮斷せられて居り、我國との交際も斷絶の形となつて居つたのでありますが、此に國交回復に關する基礎協定その他が成立に至りまして、我が威信と利益とを保全することを得、兩國間に存したる幾多の懸案を解決し、依つて以て多年の親交を恢復し、俱に共に文明の惠澤に頼り得るに至りましたことは眞に幸とすべきであります。

國防は我が地理的地位に特殊の條件等を考量に加へ、國の安全を保障し國際義務の履行に支障を及ぼさざる限度を標準として、保持せざるべからざることは言を須いぬ所であります。世界の大戦を経たる列國の陸軍は、その武器の威力精銳等従前に比し、全く面目を一新致しました觀があります。我陸軍は之に隨伴し能はぬ憾みがあります。政府は世論の趨向を察して、一面に既設師團の減縮を施し一面に新兵器の充實等に關する施設を爲すの計畫を樹て、之に由り國防力を減退せしめざることを期したのであります。

近年財政が著しく膨脹し、潮年困難に陥りましたことは顯著な事實でありまして、行政財政の整理緊縮を爲すの必要がありますことは、前議會の劈頭に於て陳述した所であり、議會閉會後政府は直ちに調査に着手いたし、慎重なる審議を経まして政府部内の組織の改廢、經費の節約、事業の繰延べ等を決定いたし、之によつて既定計畫に對し一般特別兩會計を通じて、二億五千六百餘萬圓を減じ、大正十四年度の財政計畫は此の基礎の上に計上したのであります。將た又公債政策に付ても多額の公債募集が民間經濟を壓迫し、その整理發展を妨害すべきことを慮りまして、大正十四年度に於ても十三年度と均しく、公債を一般市場に公募することを避くるの方針を執りました。

斯かる整理に依り財政の基礎は頗る強固となり、財政の經濟に對する壓迫は大に輕減せられたこと、信するものであります。又政府は中央財政の整理を執行すると同時に、地方費の整理を爲すべく訓令した次第であります。大正十四年度地方費豫算を見ますに、震災府縣以外に於ては十三年度に比し約一千萬圓を減じて居りまして、是れ亦た多少緊縮の跡を示してゐるのであります。右に述べました整理緊縮

により一般的行政組織の改廢、經費の節約は一段落を告げたのであります。行政事務を簡捷にし吏員能率を増進する方法等に至りましては、向後機に觸れ時に臨み實行すべきは勿論でありまして、本問題に就ては別に行政部内に委員會を組織し、可成速かにその成案を得んことを期する次第であります。行政財政整理は一段落を告げましたけれども、他面に於て國民の政費負擔の状況を見ますれば、必ずしも均衡を得たものとは認め難い所があります。政府は本會議終了後直ちに税制整理に關する慎重なる調査を遂げ、次期通常議會に成案を提出するに至らんことを期するのであります。義務教育費の國庫負擔額増加の件は、一面に於て教育の伸張に關する所大なるものがあります。又一面には市區村負擔の輕減にも資する次第でありますから、財政の状態を考慮し大正十五年度に於て實現せしむべく、努力する積りであります。

謹んで案じまするに先帝が明治の宏謨を定め給ひてより、我國百般の施設は着々として進み、明治五年には學制が頒布され六年には徴兵令による國民皆兵の制が創始せられ、二十二年には終に憲法が制定せらるゝに至つたのであります。惟ふに大憲制定終局の御趣旨は普く國民をして大政に參與せしめ、廣く國民をして國家の進運を扶持せしめらるゝに在りと推測いたします。學制、兵制、自治制等の創始以來五十年内外、憲政施行以來三十有六年でありまして、國民の智見智力に對する試練は相當に盡されたと思ひます。今や正に普通選舉の制を定め、周ねく國民をして國家進展の責任に當らしむべきの秋であると思ひます。將た又近時の選舉の實情を見ますに、各種の惡弊續出し、憲政前途の爲め深憂に堪へざるものがあります。此等の弊害を匡正し選舉の公正を全く致しまするは、憲政の基礎を鞏固にする所以であると信じます。是等の目的を持ちまして衆議院議員選舉法の全部に亘る改正案を、本期議會に提出せんことを期するのであります。

貴族院の改善は明治四十三年以來、本院に於ても屢々其議を見たる所であり、衆議院議員選舉法改正の急を要する今日に於て、特に時機を逸しない方が宜しからうと察するのであります。貴族院の組織は當初制定以來、只僅かに數回に亘つて議員定數を増加したる外、



著しき改正を加へたることなく、社會狀態の變化に伴はぬ憾みがなしとせしめぬ、固より憲法が二院制を採りました趣旨は、飽くまで尊重せざる可らざるは勿論でありますけれども、之と同時に時勢の進運を明察して、之に適應したるの制を樹てますることは、憲政有終の美を濟す上に於て必要なること、信するのであります。政府は之等の點をも考量に入れて、目下調査を進捗せしめつゝあります。政府に於て案を得ますれば、直ちに相當の手續を経て、本院に附議せんことを期するのであります。

以上は單に目下緊要と認むる事項に付き、一言したるに止まりますけれども、目下政府に於て考察中に屬します事項に付きましては、相當の機會に於て御諒解を得たいと期する次第であります。尙外交事項に關しましては外務大臣より、財政經濟の事項に關しましては大藏大臣より報告紹介する所ある筈であります。諸君は政府の意の在る所を諒とせられ、各案に對し協賛を與へられんことを切望いたします。

### 幣原外相の外交演説

今や世界の人心は一般に偏狹且つ排他的なる利己政策を排斥し、兵力の濫用に反對し侵略主義を否認して、萬般の國際問題は關係列國の諒解と協力とを以て處理せんとするの機運に向つて、進みつゝあるものと認め得らるゝのであります。例へばドイツ賠償問題に關するロンドン會議と云ひ、國際紛争の平和的處理問題に關する國際聯盟の第五回總會と云ひ、國際會議は近來著しく其數を増加するに至りました。我國は最早極東の一隅に孤立し、門戸を鎖して自己單獨の生存のみに限界を局限し得るものではなく、國際聯盟の主要なる一員として世界の平和、人類の幸福に對し、重大なる責任を負擔する次第であります。

政府の對支政策に付ては、私はすでに前議會に於て其の大綱を説明し、第一に我々は支那の合理的立場を尊重すると共に、我が合理的立場は又飽迄も之を擁護する覺悟なることを述べ、第二に支那の内政問題に至つては一切之を干與する意志なき事を明言して置きました。客年九月不幸にして江蘇、浙江兩省間に戰端開始せられ、延いて奉直兩軍の激戰となり、一時支那の内部に容易ならざる動亂を來しましたが

我々は其の時局に處するに當つて先きに聲明せる政策を以つて終始一貫したのであります。段氏臨時執政就任と共に列國と協議の上、段氏の政府を支那に於ける事實上の政府として承認を與へました。我々は何人が支那の政權を掌握し、又支那が如何なる憲法制度を採用するとも、妄りに之に干渉する意志を有して居りませぬ。我國として重きを置く所は、支那が外國に對しては誠實に國際義務を履行し、内に在つては各地方平和の秩序を保つ鞏固なる政府を樹立するに至るの一事であります。

鐵道行政機關の國際的管理を行はんとするが如き計畫は、我々の到底容認し得ない所であつて、又列國政府に於ても此の如き計畫を有せざることを信じます。又此際世上には支那が共產主義の國家となるかも知れないとか、自國の不利を認むる國際條約を破毀するの計畫があるとか云ふ如き、應説もあるやうであります。私は之を信ずることは出来ませぬ。我が正當なる權利々益は飽く迄主張すると共に、支那の國情に對しては十分に同情ある考慮を加へ、精神的に文化的に經濟的に、兩國民の提携協力を圖らんとするのであります。

次にロシア問題については、前議會に於ても申述べたる通り、我々は結局兩國が多くの點に於て利害を共にする隣國として、互に親善友好の關係を持たねばならぬ事を十分に認むるのであります。然しながら兩國間には豫て解決を要する幾多の重要條件があります。將來の石油、石炭の利權を報酬として露國政府に承認を迫らんとする如き考は、絶対に持つて居りませぬ。唯將來に互る軋轢を豫じめ一掃し、大體に穩かなる空氣の裡に於て、國交を恢復することが必要であると認めました。之が日露交渉に永き時日を要した理由であります。幸に交渉は最近順調に進行しまして愈々一昨夜、則ち一月二十日を以て基本條約及び附屬文書の調印を了することになりました。

米國との關係に至つては我々は兩國が永遠に親交を維持し、太平洋方面の平和の爲め更に延いては世界の平和の爲めに、互に協調協力しなければならぬ重大なる使命を有することを信ずるものであります。又米國民の大多數は、此點に於て我々と所感を一にすることを認め得らるゝのであります。昨年五月制定せられたる米國移民法中、日本人の入國に對する差別規定のあるのは、如何にも遺憾なる次第でありまして同條項の挿入された事情及び之に對する政府の所見は前議會に於て申述べた通りであります。本問題は未だ解決に至りませぬ、併しな



から法律を以てするに非ざれば、改廢することが出来ませぬ、而して米國の法制に於ては、立法部は行政部と全然獨立せるものである、従つて此際兩國政府の間に於て如何に論議を重ねても之れのみには本問題を解決し得ないのは明瞭であります。

畢竟米國々民一般の我が國民竝に我が主張に對する正當なる理解に俟つ外はありませぬ、性急なる態度感情に囚はれたる言論は、決して國際的諒解を進むる途ではありませぬ、米國々民の血管の中には、正義を愛する建國當時の精神が依然として流れてゐることは疑を容れませぬ、私は此の事實が此際に證明せらるゝ時機の來るべきことを期待する者であります、其他諸國との關係に於ては、極めて順調なる道筋を辿り、着々親善の度を加へつゝあることは、誠に喜ばしきことと考へます。

### 濱口藏相の財政演説

我國財政經濟の現狀に鑑みまして、政府は財政の基礎を鞏固にし、將來の禍根を芟除すると共に、その民間經濟に對する壓迫を除去し、財界の整理恢復を促進するの急務なるを認め、大正十四年度豫算編成に當りましては特に意を此點に用ひ、行政財政の整理緊縮を斷行したのであります。

我國の財政は戦後に於て却つて著しき膨脹を見、大正十三年度實行豫算は十六億千五百餘萬圓を算しましたが、之を歐洲戰爭終了の年たる大正七年度に比しますると、五億九千八百餘萬圓を増加して居ります。戦後反動の創夷尙癒えず、財界の不況に沈淪せる時に當りまして斯くの如き財政の膨脹が、國民經濟の實力に適應せざることは申す迄もありません、其の結果年々新たに巨額の公債を起し、辛うじて收支の均衡を保持して來たのであります、即ち大正七年度末に於ける國債總額は三十億五千餘萬圓でありましたが、大正十三年度末に於ては四十七億四千二百餘萬圓となり此間實に十六億九千餘萬圓を増加したのであります。其外公債の借換を要するもの毎年三億圓乃至六億圓に達し彼此相俟つて短期公債の發行頻々たるの狀勢でありました故に、金融市場は之が應接に遑なく、爲めに既發公債の市價を低落せしめ、發行

條件は次第に不利に赴くの狀態に立ち至りました。

殊に震災の後を承け大正十三年度より、大正十七年度に至る公債の新規發行豫定額は、總計十四億數千萬圓の多きに上り、就中大正十四年度の發行豫定額は三億五千八百萬圓を算するも、市場は斯くの如き巨額の公債を消化するの能力なきや明かでありまして、強ひて此の募債計畫を遂行せんか、之が爲めに益々金融市場を壓迫し財界の整理恢復を阻害し、通貨の膨脹、物價の騰貴、貿易の逆調を助長する等、經濟上に及ぼす弊害測り知るべからざるものありと申さねばなりません、然しながら此弊害を避くる爲めに、若し公債の發行を差控ふる時は豫算の實行は遂に不能に陥るを免れないのであります。

又臨時國庫證券收入金特別會計に在りましては、その證券發行による收入金五億二千二百餘萬圓中、二億九千餘萬圓は舊露國證券に、五千餘萬圓は支那國政府證券に放資せられました、之等の外國證券については數年來、利息の受入れ無かりしが故に、已むを得ず元本を消費して以て證券利子の仕拂ひに充當し來つたのであつて、之が爲め生じたる缺損額は大正十二年度迄に於て一億二千五百餘萬圓に達し、もし從來の方法を踏襲する時は大正十五年度に至らば、同會計の資金は皆無となり臨時國庫證券の利子は之を拂ふことが不能になるのであります、斯くの如き狀態なるに拘らず、従前の財政計畫に於て之が整理に付き何等施設する所なかつた事は、財政上重大なる禍を貽したものであります。

臨時軍事費特別會計に在りては、大正三年以降臨時軍事費の支出額に對する財源として、公債の發行、又は借入金爲すを要する額は今尙ほ調査未済に屬して居ります、元來本會計は夙に之を閉鎖すべきであつたに拘らず、公債の發行困難の故を以つて遷延今日に及び尙未整理のまゝ存続せしめ、財源調達未済の分に對しては已むなく國庫金を流用して、之を彌縫し來つたのであります、斯くの如きは財政上の不整理の甚だしきものと云はなければなりません。

前述の如く従前の財政計畫は幾多重大なる缺陷を藏し、その基礎頗る薄弱でありまして之が立て直しは焦眉の急に迫つて居ります、もし



現状のまま推移するものならば敢て積極的施設を行はずとするも、遠からずして増税を行ふの已むなきに至るべきことは、寔に必然の勢であると云はなければならぬ、此の勢を避けんと欲せば此際行財政の整理を行ひ、以て收支の均衡を圖るの外途がないのであります、即ち我が國の財政は整理か増税か、何れか其の一を選ばなければならぬ岐路に立つてゐるのであります、政府は財界の現状に鑑み、國民負擔の狀態に照らし、増税を排して財政の整理を實行したのであります。

轉じて之を經濟上より見まするも、從來巨額なる公債の發行は、財界各方面に幾多の悪影響を及ぼしたのであります、之を以て此の弊を矯め、現下の難問題たる物價、爲替、金利等諸問題の解決に資し、財界の整理、産業の發達を圖らんとするには、此際出來得る限り財界を整理し、公債の發行額を減じ、民間經濟に對する壓迫を緩和することが極めて緊要であります。

以上の理由により前議會終了後、政府が實行いたしました財政整理の概要を述べますれば、先づ大正十三年度に在つては一般會計歳出實行豫算總額十六億千五百餘萬圓でありましたが、年度進行中の故を以て多大の整理を爲すことを得ず、右の内九百萬圓を節減し二千餘萬圓を後年度に繰延べ、三千餘萬圓を整理したのであります、尙特別會計に在つても七百餘萬圓の整理を行つたのであります、而して之に依つて十三年度公債發行豫定額二億九千四百餘萬圓の内、約二千萬圓を減ずることを得たのであります、大正十四年度に在つては豫算の編成に當り、先づ以て行政財政の整理を行ひ、一般會計に在つては六千八百餘萬圓を節減し、八千四百餘萬圓を後年度に繰延べ一億五千二百餘萬圓を整理しましたが、猶ほ特別會計に於きましても六千二百餘萬圓を節減し四千二百餘萬圓を整理し、此の整理緊縮を基礎と致しまして大正十四年度豫算を編成したのであります。

茲に大正十四年度總豫算の概要を述べますれば、歳入歳出各十五億二千四百餘萬圓でありまして、歳入に在つては經常部十三億餘萬圓、臨時部二億二千四百餘萬圓であります、之を前年度實行豫算に比較いたしますれば、經常部に於て三千五百餘萬圓を増加し、臨時部に於て一億二千六百餘萬圓を減少し、經常部臨時部を通じて九千九百萬餘圓を減少したのであります。

右減少を見る所以は、租税に於て三千二百餘萬圓、郵便電話收入に於て四千餘萬圓、專賣局益金に於て二千餘萬圓、特別會計殘金繰入に於て二千四百餘萬圓、其他に於て千七百餘萬圓、計一億四千九百萬餘圓、預金部制度の變更により五百餘萬圓其他に於て二千餘萬圓、計二億二千七百餘萬圓を減少する爲めであります、右の内租税收入増加の内容に付き其の概要を説明すれば、酒税に於て二千餘萬圓其他に於て三百餘萬圓、計二千四百餘萬圓を減少するも、所得税に於て二千九百萬餘圓、關稅に於て千六百餘萬圓、相續税に於て四百六十餘萬圓、其他に於て六百九十餘萬圓、計五千七百餘萬圓を増加するを以て差引三千二百餘萬圓を増加したのであります、又歳出に在りては經常部十億千餘萬圓、臨時部五億千三百餘萬圓でありまして之を前年度の實行豫算に比すれば經常部に於て四千三百餘萬圓、臨時部に於て四千七百餘萬圓、合計九千九百萬餘圓を増加するも、既定計畫による減少額七千六百餘萬圓、整理節減額一億五千二百餘萬圓、預金部制度變更による減少額五千五百餘萬圓、其他の減少額千餘萬圓、計二億八千四百餘萬圓を減少する爲めであります。

次に大正十四年度公債計畫に關しましては、財界の現状に鑑み新規發行額は預金部引受、郵便局賣出し等の方法により調達し得る見込みの限度に止め、之を一億五千萬圓として一般市場に公募せざることに致しました、其の内譯は一般會計に於て震災善後公債一億圓、特別會計に於て鐵道公債四千萬圓、朝鮮事業公債一千萬圓であります。

次に大正十四年度に於て新たに施設いたしました重要事項の概要を述べますれば、先づ臨時國庫證券收入金特別會計の整理に就ては、大正十三年度限り同會計を廢止し、大正十四年度より證券の元利支拂に關する負擔を一般會計に移し、之を共に既存の臨時國庫證券は償還期限の到來する毎に、漸次普通の公債に換換ふることとしたのであります、借款の實行に伴ひ國債整理基金特別會計法の適用を受け、元金償還の途が開かるゝに至るのであります、右整理の結果新に一般會計の負擔を増加する金額は、大正十五年度に於て二千五百餘萬圓、その後追増して大正二十年度には二千九百九十餘萬圓に上り、其後次第に減少を見まするが今後二十年間は、毎年度二千五百萬圓を下らぬのであります。



又臨時軍事費特別會計の整理に付ては、新に新設すべき教育改善及び農村振興基金の運用として、同會計に對し其の財源調達未済額一億四百餘萬圓を貸付けしめ、以て大正十四年四月一日限り本會計を閉鎖することとし、大正十四年度に於ける臨時軍事費所要額は、之を一般會計追加豫算として要求する見込みであります。預金部の資金は近年著しく膨大し、現在額十五億圓を超過するに至りましたが、從來其の資金の運用は動もすれば放漫に流れ、不確實に陥るの弊なきを保し難きを以て、政府はその弊害を匡正するの必要を認め、之が經理の方法につき改善を加ふる爲め、從來の預金利子等特別會計を廢止し、新に大藏省預金部特別會計を設けると共に、其の資金の運用に付き公明確切を期するため一の委員會を設置し、之に諮問することとしたのであります。尙ほ小學校教員俸給國庫負擔額の増加は、近年地方に於ける教育費負擔の實況に鑑み、この緊要なることを認むるものであります。財政の都合上本年度に於ては之を實行することが出来ませぬけれども大正十五年度に於ては財政の狀況に照らし、之が實現に向つて最善の努力を爲す積りであります。

翻つて我國經濟界の現状を一言しまするに、大正十三年の財界は戰後反動の餘勢未だ去らざるに際し、更に前年の大震災の影響を受けまして、依然として不振の況を脱することを得ず殊に多難の時期に際會したのであります。即ち昨年の外國貿易は輸出十八億七百餘萬圓、輸入二十四億五千三百餘萬圓、差引六億四千六百餘萬圓の輸入超過でありまして輸入額、輸出超過額共に我が貿易史上の最高記録を示し、之に朝鮮臺灣の分を加ふれば輸入超過總額七億二千五百餘萬圓に達し、大正八年以降の入超累計二十七億八千三百餘萬圓の巨額に上つたのであります。而して貿易外の受拂勘定は經常的收支に屬するもの、戰時好況の時代に於て受取超過年額五億圓内外に達したることも有りましたが、戰後海運界の不況等のため受取超過額は次第に減少し、最近には一億圓内外に過ぎざる見込でありまして、到底前述の如き貿易の入超を決済することが出来なかつた爲め、我國の正貨は其の最高記録たる大正十年一月の二十一億九千萬圓より遞減して、大正十三年末には十五億百餘萬圓となし、此間六億八千九百餘萬圓を減少したのであります。

而して外國爲替は對米相場に於て、大正七年末五十二弗を維持して居りましたが、震災の結果復興復舊に要する物資の輸入及び關稅の減免に基く激増は甚だしく逆調を示して、昨年一月より三月までの輸入超過累計四億八千三餘百萬圓となり、前年同期の輸入超過額一億六千五百餘萬圓に比して、約三割の多きに上つたのであります。其の結果爲替相場は著しく悲凋を呈し、昨年初め四十八弗を呈して、その後漸落して、四月下旬には四十弗に下り十月上旬には輸入期を控へ遂に四十弗を破り、同月中旬三十八弗を破り下り以て今日に及んだのであります。要するに近時の爲替相場の低落は、その原因主として震災に基く貿易の大逆調に在るのであります。斯くの如き爲替相場の低落は物價、産業、貿易その他經濟界の各方面に及ぼす悪影響容易ならざるものがあります。故に、政府は之が對策に就て最善の考慮を拂ひ、爲替相場の低落を防止し其の安定を期する爲め、適切有效なる方策を實行するの方針を樹て、臨時在外正貨の拂ひ下げを行ひ、必要の場合には政府及び日本銀行の内地に保有する正貨の一部を海外に現送し、以て爲替調節に資することと致したのであります。

之を要するに政府が上述の如き財政計畫を樹てましたのは、我國現下の難局を打開して、國力の發展を期せんが爲めには、之を措いて他に途なきを確信したるが故でありまして、國民も亦政府の意のある所を諒とし、相共に奮勵努力、邦家の隆昌に貢獻せんことを切に希ふ次第であります。終りに臨み諸君が慎重審議、政府提出の豫算案に御賛成を與へられんことを望みます。

### 豫算案論議

政府提出の大正十四年度歳入歳出總豫算案、大正十四年度特別會計歳入歳出豫算案は直ちに委員に附託され、豫算委員總會は一月二十六日より二月二日まで開かれ即日豫算分科會に廻付されたが、同月十日の豫算總會に於て遂に原案を可決し、十二日を以ていよいよ衆議院本會議に上程せられた。

此日、委員長町田忠治氏は詳細に委員會の經過を述べ、委員會は政府提出の原案全部を可決した旨を報告し、之に對し政友本黨は修正の動議を提出して、吉植庄一郎氏之を説明し、「一、文部省所管師範教育改善員より四百萬圓、二、内務省臨時警察費の半額百十六萬圓、三、各省



政務官の俸給費十一萬七千圓、四、鐵道改善費中より一千六百餘萬圓、五、朝鮮總督府所管船舶補助費四十八萬四千二百圓、同じく鐵道建設費より三百四十萬圓を削除せんとする」旨を述べたが、此の時同黨の鳩山一郎氏は突如として豫算返上の動議を提出したので、右の修正案は自ら撤回さるゝ事となつた、是に於て議長は修正案の撤回されたる事を宣し、改めて委員長報告について討論を行ふ旨を宣したが、本黨は豫算返上に關する動議を先きにすべしとの緊急動議を出したのであつた。然しながら右の動議は百七十票の差を以て否決され、之を見た本黨側は一同袂を連ねて退場するに至つた。

是に於て討論は反對黨の影を見ざる議場に行はれ、政友會の東武氏、革新の大口喜六兩氏の賛成演説あり、中正の杉宜陳氏は附帶決議と希望條件とを附して原案に賛し、之にて討論を終結し採決の結果、本黨の豫算返上の動議と中正の附帶決議とは何れも否決せられ、豫算原案は無事衆議院を通過したのであつた。

### 普通選舉法案

普通選挙は二月二十一日午後の本會議に上程せられたが、之より先き普通選挙に關する樞密院精査委員會は、久しく政府原案に就て審議を遂げ、二月十四日改めて政府側と協議した結果、茲に妥協案成立して政府側は大部分、樞府の修正意見を容るゝに至つたのである、その修正條項は左の如くであつた。

- 一、第五條を修正して被選挙權の年齢を三十歳以上に改むること。
- 二、第六條を修正して(A)貧困の爲め公私の救恤を受くる者(B)一定の住居を有せざる者等には、選挙權及び被選挙權を與へざることとする。
- 三、第七條に「華族の戸主は選挙權及び被選挙權を有せず」との條項を入れること。

四、第十四條の「住所」とあるを「住居」と改む。

五、第四十九條第二項を修正して「開票立會人と共に各投票區と混同して開票すべし」と改正。

六、第二項中「其の承諾を得て」とあるを削る。

七、第七十條の當選失格に關する列舉規定を廢し、「被選挙權を有せざる者」に改む。

八、第一百九條の四年以下の禁錮を「四年以下の懲役若しくは禁錮」と改む。

九、第二百十條の(二)に於て「五年以下の禁錮」とあるを「五年以下の懲役若しくは禁錮」と改む。

十、第二百二十七條第一項に於て二年を三年に、千圓を二千圓に改む、同じく第二項に於て「三年以下」を「五年以下の懲役若しくは禁錮」に改む。

此の修正案は二十日の樞密院本會議に附せられ、攝政宮殿下親臨の上、精査委員會の決定通りに可決せられたと同時に、

「教育の普及と思想の善導、國內行政の取締を充分にし、普選實施後の對策に遺憾なからんことを。」

希望條件とした附帶決議上奏案も亦た可決せられたのであつた。

斯くて普通選挙案の上程せらるゝや、粕谷議長は急般の如き拍手の裡に、いよ／＼日程第一衆議院議員選挙法改正案を議題とする旨を告げ、加藤首相は登壇して左の如く提案の理由を述べた。

先帝が維新の宏謨を定め給ひたるより我國諸般の施設は、實に驚くべき程急速の進歩を遂げたのである。即ち徵兵令による國民皆兵の制が行はれて以來茲に五十年、その間數回の對外戦争をも經、廣く國民は義勇奉公の誠を致し、國家防護の責を盡すの實績を挙げたと見るに十分である、政治的責任の自覺及び普及に至つても、誠に徹底したものゝ在ることが認められる、近時に至つて普通選挙制の鬱然として輿論の大勢をなすに至れる事は、誠に偶然でないのである、政府は此の時代精神の趨向に鑑み、廣く國民をして國家の義務を負擔せしめ、普



く國民をして政治上の責任に参加せしめ、以て國運發展の衝に當らしむることは、刻下の最も急務なりと認められたのである。次に若槻内相は其の内容に關して、詳細なる説明を試み、議事に入るや鳩山一郎氏外數氏と内相との間に質問應答があつた後、議長より指名された左記三十六名の特別委員に附託された。

- |           |         |        |          |
|-----------|---------|--------|----------|
| 藤澤 幾之輔    | 頼母 木桂吉  | 野村 嘉六  | 齋藤 隆夫    |
| 荒川 五郎     | 樋口 秀雄   | 石川 安次郎 | 中野 正剛    |
| 山本 厚三     | 管村 太事   | 建部 遜吾  | 武富 濟     |
| 村上 紋四郎    | (以上憲政會) | 小橋 一太  | 松田 源治    |
| 鳩山 一郎     | 成田 榮信   | 植場 平   | 栗林 五朔    |
| 折原 己一郎    | 清水 市太郎  | 高見 之通  | (以上政友本黨) |
| 望月 圭介     | 小泉 策太郎  | 黒住 成章  | 吉津 度     |
| 石井 謹吾     | 若尾 幾太郎  | 笠原 忠造  | 生田 和平    |
| 坂井 大輔     | (以上政友會) | 秋田 清   | 松本 君平    |
| (以上革新俱樂部) | 兒玉 右二   | 井上 孝哉  | 浦山 助太郎   |
| (以上中正俱樂部) |         |        |          |

此の特別委員會は數次の討議を重ねた後、三月一日最後の委員會を開き、政黨兩派の妥協に基く小委員會に於て協議決定した左記修正案を可決した。

華族の兩權 華族の戸主第七條中第一項の「華族の戸主は選舉權被選舉權を有せず」の條項を削除す。

開票の方法 第四十九條第二項を「開票管理者は開票立會人と共に投票區毎に投票を點檢すべし」と改め、開票を市町村別とす。

運動費の清算 第六六條中「七日以内」とあるを「十四日以後」と改む。

連座規定 第三十六條中に但書として「但し選舉事務長の選任及び監督には、相當の注意を爲したる時は此限りに非ず」との規定を加へて其の連座の責なからしむ。

右の修正案に對して憲政會は異議なく之を承認し、政友會亦た秘密代議士會を開きたる結果之を承認した。斯くの如くして多年難産に難産を重ねた普選案は、三月二日を以て衆議院本會議に上程されたのであつた。

同日午後一時五分、粕谷議長は議長席に着き、

「多年の懸案たる普選の重大案を茲に上程するのであるから、嚴肅に慎重に之を審議されんことを望む」と注意したる後、委員長藤澤幾之輔氏を廳く、此時議場は殆んど空席なく、大臣席も加藤首相初め若槻、濱口その他の閣僚盡く着席した。藤澤委員長は委員會に於て本黨の主張した世帯主選舉問題及び住所と住居の問題、貧困の爲め公私の救恤を受ける者、被選舉權の二十五歳を三十歳となす説等に對する質議應答の要旨を述べ、進んで華族の戸主に選舉、被選舉權を與ふる點等に關し、與黨及び本黨の兩修正案を説明し、委員會にては與黨三派の修正案の多數を以て通過した旨を明快に報告して降壇した。

藤澤委員長の報告終るや、直ちに質問戦に入り先づ藤澤米太郎氏(憲政會)は、與黨三派にて作成したる原案も、今回政府より提出したる案には大分相違してゐる、政府は樞府に於て全く骨抜きにされたのであると皮肉り、若槻内相之に答へ石井謹吾、菊地謙二郎兩氏の質問の後作問氏の動議により本案の第二讀會を開き、本黨の修正案を議題として床次竹二郎氏登壇して修正案を説明したが、討論に入るや、我黨の齋藤隆夫氏立つて、普選に關する世界の大勢より我國に於ける普選運動史を述べ、更に普選と思想問題に論及し、普選は民主主義に至る道程である云ふ者があるが、決して左様なことはない、危険思想は國民の自由思想を壓迫する處に發生するのであつて、思想の自由なる處に危険



思想の生じた事は決してないと述べ更に、

本黨の諸君は理に於て普選に賛成しながら、情に於て之に反対し、僅かに世帯主選舉權で満足するのは憐むべきである、憲法上に於ける義務主體は日本臣民個人であつて、家族でもなく家長でもない、今回の改正は此の個體に選舉權を與へるものである、今後の吾々は參政權の上より見て有産階級の特權を認めざると同時に、無産階級の特權をも認めない、有産階級の跋扈を許さざると共に、無産階級の横暴をも許さない、國內に於ける總ての階級、總ての分子が互ひに一致し調和し提携して、國家の進運國民の幸福に向つて最大の意義を果すが、立憲普通選舉の大理想である、政黨の行くべき道は唯だ民衆の世界である、民衆の世界に行き得ない政黨は、政黨を葬る墓場に行くの外ないのである云々。

と約二時間に亘つて述ぶる所あつた。

斯くて九時四十六分再會、討論終決の動議について採決の結果、討論終結と決し、政友本黨提出の修正案を記名投票によつて採決の結果、百九十四票の差を以て否決された、是に於て本案は與黨の修正通りに可決し、與黨側は萬歳を叫び第二讀會の通過を祝福し、續いて第三讀會に入るや、議案全部を議題として採決したるに、本黨以外の殆んど全部賛成起立したるを以て、茲に議長は

衆議院議員選舉法改正法律案は、委員長の報告通り可決確定いたしました。

と宣し、議員の大多数は起立して歡聲を擧げ、議場は嵐の如きどよめきに満ちた、時正に午後十時三十六分であつた。

斯くて衆議院を通過した普選案は、三月四日貴族院本會議に上程せられ、首相及内相共に提案の理由を述べ、板倉勝憲子に次で澤柳政太郎氏起ち「普選の必要果してあるか、又た普選實施後の當然の歸結として労働黨、商工黨、社會黨が出現して、政界の分野も今日とは頗る異なる状態が現出せる、ことと思ふが、政府は之等の點をも考慮したるか、又政府は普選によつて果して國民生活に即した政治が行はれると思ふか」と論じ更に臺灣、朝鮮は何うするかと質し、内相は之に對して、

政府は國民の政治能力の發達した現状に鑑み、本案を提出したのである、其の結果として、労働黨その他の政黨の出現するのは當然の事と思ふ、又た新附の民にも相當の手段を盡したいと考へてゐる。

と答へ、次で副島道正伯は、「吾々は政府案修正の必要を認める、其の主なるものは第五條帝國臣民たる男子にして、市町村の公民たるものは選舉權を有す其他三十ヶ條に亘つて、修正案を有してゐる、我貴族院は我が國體の基礎をして危険に陥らしめんとする迎合的政策を排さなくてはならぬ」と述べたが、内相は「本案は眞に國民の要求するものである、我が國體を擁護する爲めにも本案の成立は必要である」と愚論を駁撃した。次で矢吹省三男と内相の間に斷片的の應答あり、爾來三日に亘つて種々の反對論が出たが、結局本案は林博太郎伯外二十七名の委員附托となり、委員會にては連日會議をつけた結果、二十日左記の修正條項竝に希望決議を決定し、水野鍊太郎氏之を議場に報告した

- 一、第三條三項を「生活の爲め公私の救助を受け、又は扶助を受くる者」と改む。
- 二、第七條の第一項として「華族の戸主は選舉被選舉權を有せず」と挿入す。
- 三、第十二條の第一項及び第三項中に「六月以上」を夫々一年とす。
- 四、第二十三條「勅令を以て指定する義務に従事する」を削り又「選舉人をして勅令の定むる」を残し「業務上の」四字を削り「其投票區内に非ざる爲」を削る。
- 五、第七十九條第一項 削除す。
- 六、第三百三十六條但書を削除す。

#### 希望決議

一、政府は選舉干涉又は之に類似する行爲をなしたる者及び選舉に關し、自己又は第三者の利益を計るの目的を以て、政黨政治團體及び其の幹部又は候補者選舉運動者に對し、金錢物品其他財産の利益を供與又は之に類似する行爲をなしたる者に對する制裁規定に關し、立



法上相當の考慮を爲さんことを望む。

二、政府は第百十一條、百十二條、百十三條及び第百二十七條に基ける投票を無効とする規定に關し、立法上相當の考慮を爲さんことを望む。

三、本案を實施するに當りては、先づ健全なる政治能力の普及を計らざる可らず、政府は之に鑑み教育の改善、社會教育、成人教育、社會事業の施設徹底に努力せられんことを望む。

之に對し若槻内相は

甚だ不穩當なる修正である、「生活の爲」の上に「貧困により」と云ふ字を加へたら善く解ると思ふ、問題は「又は扶助を受くる者」と云ふ點であるが、要するに政府は此の修正案にはどうしても同意し難い。

と述べ、高田早苗氏は「貧困により生活の爲め救助を受くる者」との修正案を出したるも成立せず、結局該委員會の修正案は多數を以て貴族院を通過し、内相は政府の意見は全部之を留保する旨を述べた。

斯くて貴族院にて修正せられた普選案は、二十七日衆議院に廻附されたが、元來該修正案は普選の根本的精神に反するものとして、甚しく一般的輿論の指彈を受けたものであつて、素より下院の意志に合致するものにあらざるを以て、衆議院は豫期の如く貴族院の修正に反對を表明し、斷乎として之を拒否したのであつた、是に於て議長は議院法第五十五條により兩院協議會を開くべきことを宣し、右協議員は投票の結果、衆議院よりは

安達謙藏	藤澤幾之輔	頼母木桂吉	作内作平
齋藤隆夫	(以上憲政會)	岡崎邦輔	小泉策太郎
前田米藏	石井謹吾	(以上政友會)	秋田清

(革新俱樂部)

貴族院よりは

松平頼壽	青木信光	渡邊千冬	寺田榮
郷清之助	(以上研究會)	内田嘉吉	(茶話會)
斯波忠三郎	矢吹省三	(以上公正會)	水野鍊太郎
花井卓藏	(以上交友會)		

の諸氏選舉され、二十七日午後五時より兩院協議室に於て協議會を開き、「生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くるの」の條項を中心として論戰したが、何分にも妥協の途なく其のまゝ二十八日まで持越したが、尙ほ妥協案を得る能はず、一般の形勢は決裂の外なき程の險惡な状態に陥つたので、政府は三十日まで會期を延長したのであつた。然るに同日夜十二時十六分前に至り、岡崎邦輔案を以て双方の妥協案は漸くにして成立し、茲に多年の懸案たる普選案は、辛うじて成立可能の光明を得るに至つたのである。而して該妥協案に於て貴族院制の主張を承認したる條項は

- 一、住居の制限六ヶ月を一箇年とすること。
  - 二、華族の戸主の選舉、被選舉權を認めざること。
  - 三、不在者投票規則中、勅令指定の範圍を擴張すること。
- の三點であつて、衆議員側の主張を承認したるものは
- 一、連坐規定の但書を復活すること。
- 又た双方に於て互譲したるは



一、補缺選挙は二名の時之を行ふこと。  
二、第六條第三項の缺格條件を「貧困により生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者」とすること。  
の二點であつた。斯くて此の兩院妥協案は、翌二十九日の衆議院本會議に上程され、本黨側之に反對したるも其の效なく、大多數を以て可決確定し、次で貴族院本會議に於ても亦た大多數を以て之を可決し、茲に我が憲政史上、特筆大書すべき普通選挙は、遂に目出度く成立するの欣びに會したのであつた。

### 貴族院改革案

政府は樞密院に諮詢した貴族院改革案は、二月以來同院の精査委員會に於て精査審議し、三月二日大體の修正條項を決定したが、政府は之に對して敢て反對しなかつた、而して直ちに再諮詢の手續きを執り、樞府も亦た直ちに同案を審議し、九日の會議に上程して之を可決したのであつた。

斯くて此の改正案は三月十四日の貴族院本會議に上程され、加藤首相は「憲政の本旨を擴充し時代の進運に順應して、此際此の程度の改正を以て公正、且つ穩當なりと信ずる」旨を述べた。蓋し貴族院の根本的改正は、憲政を改正するにあらざれば之を行ふ能はざる事既記の如くであつて、云ふ迄もなく憲政は國家の基礎を定むる萬世不磨の大典であるから、之が改正の發案權は獨り、天皇のみ屬し、且つ攝政を置くの間之が發案を見る能はざる以上、今日に於て行はれ得べき貴族院改革は、貴族院の同意を得て貴族院令の改正を行ふの範圍を越ゆる可らざるものである。先きに清浦内閣が貴族院を基礎として政權を把握し、衆議院を解散して一般民衆に挑戦せんとするの勢ひを呈するや、國論大に沸騰し遂に貴族院改革、特選打破の聲は四方に響應するに至り、貴族院廢止の叫びすら聞くに及んだ程であつたが、現内閣が貴族院令の改正を提議するに至つた所以は、斯くの如き偶發的憤激の爲めでは決してなかつた、虚心坦懷に内外の情勢、時代の趨勢を推察し、貴族院の組織

に對して穩健にして適切なる改正」を施し、以て二院制の機能を圓滑にし偏重偏輕の憂ひなからしむるに在つたのである。

加藤首相の本案に對する説明に對しては、首相、内相と永田秀次郎、矢口長右衛門、鎌田勝太郎、山田佐五兵衛、山脇玄、中村純九郎諸氏との間に相當激烈な質問應答があつたが、近衛文麿公外二十七名の委員附託となり、委員會では屢々會合を催ふして慎重審議の結果、三月二十五日に至り左の如く政府原案を修正可決した。

貴族院令第一條第五號の「特殊の官又は職に在る者より」とあるを「帝國學士院の互選に由り」と改む。

同案第六號の「直接國稅年額三百圓以上」とあるを「多額の直接國稅」と改む。

第五條の第二號第二項は全部削除。

第五號の二三項中「帝國學士院會員中より」とあるを「滿三十歳以上の男子にして學士院會員たるもの、中より」と改む。

第六條中「北海道各府縣に於て滿四十歳以上の男子にして」とあるを「滿三十歳以上の男子にして北海道各府縣に於て」と改む。

第六條中「直接國稅年額三百圓以上を納むるもの、中より一人又は二人」とあるを「多額の直接國稅を納むるもの百人の中より一人、又は二百人の中より二人」と改む。

議員法中改正法律案の修正條項として、議院法第四十條に左の但書を加ふ。

但し已むを得ざる事由ある時は貴族院は議決を以て之を延長することを得、其の期間は通じて七日を越ゆることを得ず。

貴族院令第六條の議員選挙につき衆議院議員選挙法中罰則の規定準用に關する法律案の修正條項としては「但し百三十六條の規定は此の限りにあらず」を削除す。

該修正案は岡野敬次郎氏委員長に代つて之を議場に報告したが、之に對し中川良長男と岡野氏との間に問答あつた後、永田秀次郎氏は「僅二週間の短日月を以て之を審議せよとは餘りに輕卒ではないか」とて反對し、前田利定子は



本案に従へば何等の罪及び過失なくして、吾々と共に國策の遂行に關與したものが、故なくして議員を去らねばならぬ結果となる、私は之を天災と諦めて堪へ難きを忍んで堪忍するのが、國家の爲め憲政の爲めである。

と賛成意見を述べ、次で阪谷芳郎男は

凡そ改革は豫期すべきものではなく、必然の結果であつて茲に至ると云ふのが、歴史を見ても自然の事であると思ふ、此の意味に於て現内閣が貴族院改革を提唱するのも、内閣一個の力ではなく周囲の事情及び明治大帝在天の靈の御引合せではないかとも思はれる、新日本に對しては貴族院も亦た新らしき衣を着けて臨むべきである。

と賛成説を述べ次で第二讀會に移つて原案を可決し、委員長報告通り滿場一致を以て之を可決した。但し貴族院にて附加した豫算審査期限の但書に關しては、衆議院が反對した結果、之を兩院協議會に於て審議する事となり、討論の未採決に入り先づ貴族院側の但書を認むるや否やを起立に問ひ、貴院側十名起立、次に削除を認むるや否やを起立に問ひ、衆議院側九名起立、即ち貴族院側の但書を可決して九時散會した。

而かも二十九日の衆議院本會議は、兩院協議會の成案に反對を表明し、議院法中改正法律案のみは採決の結果、滿場一致を以て否決され遂に廢案たるの運命に陥つた。

以上の如く政府の提案は多少貴族院の修正を被つたものゝ、而かも其の精神を損傷するに至らず、其の内容の主なるものとしては第一、貴族院議員たるべき公侯爵及び、伯子男爵の年齢を二十五歳より三十歳に引揚げたる事、第二には伯子男爵議員の定数を現行定数の最高限より各一割を減じて、伯爵十八人、子爵男爵各々六十六人、合計百五十人と改めたる事、第三には従来の多額納税議員を廢し「年齢滿三十歳以上の男子にして、北海道各府縣に於て土地或は工業商業につき多額の直接國税を納むる者百人の中より一人、二百人の中より二人を互選」して貴族院に列せしめ、その總数を六十六人と定めた事、第四には「帝國學士院會員中より四人を互選し、その選に當り勅任せられたる者は其の會員たるの間七個年の任期を以て貴族院議員たるべし」と定めた事、第五には勅選議員の数を百二十五名とし、公選議員及び學士院選出の議

員と合せて其の總数を百九十五名としたことである。

それから第六としては貴族院令第七條を削除し、勅任議員の總数が有爵議員の總數に超過し得ざるの制限を除いた事であつて、貴族院令改正の精神は實に在つて存するのである。世或は此の改革を以て不徹底として非議するものがあるかも知れぬが、然しながら現代の産業、經濟教育等諸般の發達に鑑み、新たなる勢力を代表する各方面の要素を迎へて、貴族院の現代化を圖つた點に至つては、其の効果が決して鮮少なからずと云ふことが出来ない。

### 重要法案その他

#### 治安維持法案

過激思想及び過激運動を取締るための治安維持法案については、司法省内務省及び法制局に於て、共同して協議を進め而かも容易に成案を得るに至らなかつたが、結局若槻内相、小川法相の意見に依つて決定し、二月十七日の院内閣議に附議して其の承認を得、十九日の衆議院本會議に上程せられたのであつた。同法の内容とする所は

- 一、萬世一系の皇室を奉戴する我國體を變革するを目的として結社を組織する者
- 二、私有財産制度を根底より否認し、共產主義を行ふの目的を以て結社を組織する者
- 三、同上の目的の實行を謀議する者
- 四、同上の目的の實行を煽動する者
- 五、同上の目的を以て騷擾、暴行、その他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者
- 六、以上の罪を犯さしむる目的を以て、金品其他の利益を授受したる者に對し或は十年、或は七年、或は五年以下の懲役又は禁錮の形に處するを規定したものであつて、自首に關する免刑及び減刑の規定を合せて八箇條より成るものである



政府は本案の提出理由を説明して曰く、「近時帝國の治安を紊るの目的を以て無政府主義者、共產主義者その他の運動猛烈となり、而かも取締法規の不充分なるを以て、新たに法律を制定して治安の維持を圖る必要を認め、本案を提出するに至つたのであるが、然しながら該法は決して穩健なる労働運動、社會運動を抑壓し若しくは労働者を對象とするが如き頑冥の思想より出でたるものでなく、唯だ我が金歐無缺の國體に對して變革を企て、或は海外の同志と通謀し、或は外國より資金を仰ぎて共產主義を實現せんとするが如き過激の徒を處罰せんとするものに過ぎざるものである」と。

而して右法案に對しては革新俱樂部の星島二郎氏、清瀬一郎氏、政友會の安藤正純氏等は主として反對の氣勢を示し、十九日の本會議に於て星島氏は

我が思想界は動搖しつゝある、而かも之は國家として社會として、更に進展せんが爲めの動搖である、今日より更によりよき社會、よりよき生活状態に行かむする爲めの動搖は、月の如く死せる平穩よりも多く勝つてゐる、國體なる文字が法文に現はれたのは本法を以て始めとするが、國體の解釋に就ては學者間に定説が無い。

と論ずるが如き有様であつた、而して更に清瀬氏は「一、本案提出の動機如何、本法案を實施して取締るべき結社が現在ありや、二、若槻内相は樞密院に於ける普選審査の際、本法案の提出を約束された事實があるではないか、三、本法案こそ我國の政體を否認するものではないか、四、立法者の意志は法律解釋上の参考にはならぬ、我國を陥し穴だらけにする事は眞に日本を愛する政治家の執るべき態度ではない」と述べると至つたが、結局二十七名の委員附託となり、委員會に於て審議を進むるに際し、憲政會は反覆質問を重ねて立法の精神を諒解し、率先して政府原案第一條中の「若くは政體」の五字を削除し、其の適用範圍を局限することを主張したので、遂に委員會は右の五字を削除して原案を可決し、其の修正案は翌日の本會議に上程せられ、討議の上採決に入り終に修正通り可決確定したのであつた。

内閣不信任案 政友本黨は此期議會開會中、屢々内閣不信任案を提出せんと計畫したのであつたが、政策上の見地に立つて政府を糺彈するの

資料なきに窮し、内部の議容易に決するに至らず、却つて本黨自ら國民に不信任を問はるゝの醜態を暴露して仕舞つた、而かも本黨は尙此の醜態を蔽はんとしてか會期の最終日に至つて、俄かに「普選案審議に際し三たび會期の延長を奏請したのは、許すべからざる現内閣の失態である」との奇怪なる理由を以て、内閣不信任案を提起したのであつた。言ふ迄もなく同案は大多數を以て即時一蹴し去られて仕舞つたが、當日三派を代表して箕浦勝人氏が述べた不信任案反對説は、最も善く理を盡したるものであつた。即ち左の如し。

多年國民の要望せる普通選挙法案が、首尾よく兩院協議會の成案を得るに至つたのは、天下の齊しく歡喜鼓舞する所である、固唾を呑んで問題の経過を注視してゐた一般國民は、今朝の新聞を一瞥して始めて安心の思ひを來したことと思ふ、之によつて政局も人心も共に安定し、六千萬の同胞は之れから上下一致して明治維新の宏漢を内外に擴充遂行すべく、大に意氣込んで居るのである。

此の憲法附屬の大典が立派に改正されたる紀念すべき日出度き日に、突如として政友本黨より政府不信任の決議案が現はれたことは、實に心外千萬である、三度び會期の延長を奏請し奉り、慎重審議の效あつて遂に上下兩院の完全なる了解を得た事は、我々同志の感激に堪へない所であつて、政府も幸に輔弼の大任に副ひ奉り得たことを本懐に思ふものである、本黨の不信任案は國民の意嚮感情とは全然背馳したもので、毫も理由なきものと信じ之に反對する。

金輸出解禁問題 金解禁の決議案は實業同志會を中心として、議院内一部小數者の提案にかゝり、一定の豫告の下に金輸出禁止を解かんと主張するものであつて、提案者の説明によれば二月若しくは六月の猶豫を付して解禁期を豫告し、以て經濟的激變を豫防しながら、解禁の效果を收めんとすると云ふに在つた。

蓋し本案は一國の經濟、金融、貿易及び國民生活に亘つて、非常なる影響を及ぼすものであるから議場に於ては慎重に之を審議し、多數の質問及び討論あり濱口藏相も亦た懇篤に之に對應した後、

金輸出解禁は主義として異存はないのであるが、國際貸借の關係今日の如く、外國貿易の逆調今日の如く、爲替相場の低落今日の如く



るに際し、俄かに之を實行せんか、爲替は之が爲めに一時恢復すべきも、貿易の逆調は一層甚だしく正貨は盛んに海外に流出し、通貨信用は急激に收縮して金融梗塞、金利暴騰の結果、財界全體に激甚なる打撃を與へ或は兌換制度の基礎を危くし、恐慌の襲來を誘致するの虞れがあるのである。

と述ぶる所あつたが、結局解禁の時期未だ到らざるものとして、本案は否決し去られたのであつた。

**輸出組合法及び重要輸出品組合法** この兩案は何れも政府の提案にかゝり、二月十七日委員會を通過し、十八日更に滿場一致を以て本會議を通過したのであつた、前者は輸出貿易の振興を圖るため共同の施設をなすを目的とし、組合の事業としては、

- 一、組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の施設、保管、選別、包装その他組合員の營業に關する共同施設。
  - 二、組合員の營業上の弊害を矯正するため必要な取締又は事業經營に對する制限。
  - 三、海外市場の調査、新販賣の開拓、其他組合の目的を達するに必要な施設。
- 等をなす事に關して規定したものであつた。

**藥劑師法並に藥品法案** 元來藥劑師法案と藥品法案とは、相互關聯して姉妹案であつて國民衛生上、重大の關係を有するものである、而して醫師と藥劑師とは所謂唇齒輔車の關係にあり、相協力して公衆保健の任に當らざる可らざるに拘らず、本案の提出せらるゝや兩者の間に意見の相異を來し、囂々たる爭議を交ゆるに至つたのであつた、隨つて議場に於て最も論争の焦點となつたのは、藥品法第十條の規定に關し、藥劑師に藥品の混合販賣を許すべきか否かに在つた。

藥劑師法に就ては別に面倒な議論を生じなかつたが、藥品法は遂に審議を了せず、藥劑師法案のみ修正の上、可決確定を見るに至つた、而して藥劑師法の目的とする所は、藥劑師の身分、資格、權能を定むると共に、藥劑師會の制度を設けて之を公認し、以て其の地位を向上し公衆衛生に貢獻せしめんことを期するに在つた、憲政會は社會政策中特に國民保健に甚深の注意を拂ひ、常に政府をして之が對策を講ぜしむる

に努めて居つただけに、右兩案の審議に際しても平常の主張に基き、能く適當の處置を講じたのである。

**新聞紙法改正法案** 現行新聞紙法は第二十六議會の改正にかゝり、其の内容改廢すべきもの少なくなかつた、故に憲政會は之を三派の交渉會の議に附し、その同意を得て衆議院に提出したのであつたが、委員會に於ては政友本黨の反對あつたのみで通過し、本會議も亦た大多數を以て通過したのであつた。而かも不幸にして貴族院に於て審議未了に終つたのは遺憾であつた。

**違警罪即決例** 現行違警罪即決例は、明治十八年の制定に屬し、改正すべき條項又少しとなさず、依つて憲政會は今議會の劈頭に於て、之を衆議院に提出したのみであつて修正可決したのであつたが、之れ亦た貴族院に於て審議未了のまま會期を終ることとなつた。

**借家法中改正法案** 借家問題の解決は中産階級以下の生活に關する重要問題なるを以て、之が解決は目下焦眉の急務である、而して本案も亦た衆議院を通過したのであつたが、貴族院に於て審議未了に歸した。

**裁判所構成法中改正法案** 現行裁判所構成法の規定によれば、區裁判所の民事訴訟は五百圓までを限度とすれど、右は大正二年の改正に係るものであつて、爾來財政經濟の發達と産業取引に伴ひ之を相當の額に引上ぐるの必要を認め、政府案は之を千圓に改むることにしたのであるが、議會は此の改正を相當と認めて成立せしめた。

## 議會の閉會

三月二十九日普選の兩院協議會案の衆議院を通過し、次で政友本黨提出の内閣不信任案が大多數を以て即時否決し去らるゝや、粕谷議長は議長席に起立して

第五十回帝國議會は明日を以て會期終了致すのでありますが、明日は上程すべき議案はありませぬ、従つて休會となります、依つて此際御挨拶を申上ります。



と前提して第五十議會が憲政史上、特に記録すべき議會であつたことに就て述べ、最後に議員の熱誠なる努力に對して感謝の意を表し、書記官長をして此期議會の議案數その他の報告を爲さしめた。越へて三十一日午前十一時、貴族院に於て閉院式舉行せられ、加藤首相は長谷川内閣書記官の捧持せる勅語を受けて壇に進み、「勅令に依り閉院式の勅語を捧讀するの光榮を有す」と述べたる上諸員最敬禮中に左の勅語を捧讀した。

勅語

朕貴族院及ヒ衆議院各員ニ告ク、

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命ジ、併セテ卿等勵精克ク協贊ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス。

斯くて徳川貴族院議長は階を上りて右の勅語を拜受し、茲に式を終り加藤首相は各國務大臣以下を従へて退場し、次で諸員退散したが加藤首相は直ちに東宮假御所に伺候し、攝政宮殿下に拜謁仰付られ、滞りなく閉院式終了の旨を奏上した。

此期議會に於ける憲政會の功績——即ちその努力と實績とが、如何に甚大なるもの、あつたかに就ては、左に憲政會の第五十議會報告書中に於ける結論の一節を摘録して置く。

第五十議會の戦跡を顧みて、我黨の尙かに誇りとする所のものは他なし、終始一貫誠意を傾けて常道を履み、虚偽を排して眞面目を發揮し、堂々の陣容些の術策を用ひず、只管邦家の爲に盡瘁せしにあり、世上或は内閣及び我黨行動の巧拙を是非する者あらんも、但吾人の誠意と努力とに對しては一點の疑ひを挟む者なかるべし、普通選舉の斷行と貴族院の改革とは、高遠なる理想の表現たると共に、之が實現の過程には複雑なる政治的情弊を横たへ、友黨の立場と反對黨の權略と貴族院の態度とに對しては、周到細密の考慮を煩はすべきものあり、内外幾多の策動と相俟つて動もすれば、政界の暗雲を低迷せしめんとせり。然れ共現内閣と我黨とは信念を確保して、苟くも遲疑せず、幾多の曲折に善處して遂に最後の凱歌を奏するを得たり、即ち衆議院議員選舉法改正に於ては、納稅資格を撤廢して立憲政治の根本義を徹底

せしめ、貴族院令改正に於ては幾多の改廢を加へて、特權階級割據の關門を打開せり。

我黨は斯くの如く第五十議會に於て驚くべき實績を挙げ、未曾有の大記録を貽したる光榮を感じざるを得ず、然れども内閣の使命は未だ之に盡きたるに非ず、我黨の任務は之より更に重大を加へんとす、吾人は護憲三派締盟の精神を擴充して、直ちに幾多重大問題の解決に着手せざるべからず、乃ち稅制整理、文官任用令の改正、産業及び社會政策の確立、勞働立法の制定、國民教育の充實、失業者救済、人口問題の解決、思想の善導、國民性の涵養、特に生活の安定及び協調的外交の積極的發動の如きは其の最たるものなり、今や國民を擧げて政治に覺醒せり、政治家の行動も政黨の進退も、一に民意を基礎とし輿論の潮流に掉すべきものにして、一二策士の陰謀によりて政界に波瀾を惹起せんとする如きは、憲政の恥辱にして國民の許さざる所なり、我黨は三派協調の精神を擴大し、廣く天下民衆と協力して以て國家を負擔せんことを希望して已まざるなり。

### 第三十一節 爾後の黨務及び政界の情勢

#### 總務會及び幹部會

四月十一日本部に總務會を開き、八並幹事長より長崎、千葉、愛媛の各補缺選舉に就て報告あつた後、地方遊説計畫について協議する所あり、次で最近の政局に就き意見を交換したが、同十八日開會の同會に於ては、現下の政局は安定し我々の主張する政策を施行し得ること確實となつて來たので、既に發表したる政策の施行を期すと共に、近く政務調査會を開き、各種の新政策について協議する事と決定した、尙ほ榎瀬軍之佐氏より



各地方の町村會議員の選舉狀況を見るに、各地とも我黨に有利なる狀況を呈してゐる、依つて我黨は益々主張、政策を國民全般に徹し得るやう一層の努力をしなければならぬ。

と激勵する所あつたが、次で田中總務は

今朝政友會の新總裁を訪問したところ、同總裁は自分は政治は陰謀によつて行ふべきものではないと信ずる、將來も亦た此の考へは變らず、飽く迄も陰謀政治を排斥して、主義政策に依つて行動する積りである、自分は現内閣とは主義政策が一致してゐるから、三派の協調を確保し内閣を支持する考へであると語つた。

旨を報告し、其他種々の協議をなして散會した。

幹部會は同十三日本部に開會、八並幹事長より普選案が兩院通過後、各地に於て祝賀會の催されつゝあることは、我黨として誠に慶賀の至りに堪へぬので、先般二三幹部會に國民的大祝賀會を東京に於て開催すべく相談があつたが、如何なる方法を以て爲すべきか、各位の御意見を伺ひ度しと述べ、協議の結果、左の如く決定した。

一、普選法公布日を以て大祝賀會を舉行すること。

二、當日は紀念會を催す事とし、當時の院内總務たりし人及び黨總務、幹事長、政務調査會長、黨務委員長等を準備委員となす事。

次で棚瀬軍之佐氏より、普選通過紀念碑建設の件に就き提議があつたが、右は明年の紀元節までに右記念碑を青山憲法記念館構内に建設、その完成を期し度しと云ふ希望で、協議の結果三派交渉の上之が實現に努むることを申合せ、次で憲政會側にては物故せる河野、島田、關その他の普選功勞者の靈に對し、普選通過報告祭を五月一日頃本部に舉行することに決し、更に時局問題に就き懇談する所あつた。

因みに降旗元太郎氏は陸軍政務次官に、武内作平氏は海軍政務次官に、野村嘉六氏は商工省參與官に何れも同月二十一日付にて任命された。

### 三派協調前途の暗雲

#### 高橋政友總裁の引退

是より先き護憲内閣は、第五十議會に於て其の使命たる普選、貴院改革の大業を成就すると共に、こゝに端なくも三派協調の前途に一抹の暗雲のたゞよふものを見るに至り、政黨界に一大變化を來したのであつた。

即ち議會開會中の二月四日、法相横田千之助氏の病氣に倒れたことが先づ其の最初の影響であつて、後任として政友會の小川平吉氏入つて法相の椅子に着いたが、横田氏の死は政局の動きに少なからざる影響を及ぼすものとして、此時既に一抹の暗翳が漂ひ來つたのであつた。横田氏は星亨氏の門下に育てられ、原敬氏の懐刀となつて重きをなしてゐたのであるが、原氏の没後は高橋氏の下に在つて、隠然たる勢力を政友會内に有して居つた。而して分裂後の政友會は高橋氏の徳と横田氏の力によつて率ひられ、高橋總裁と共に護憲内閣に入つて能く三派の協調に努力したのであるが、氏の没後代つて入閣した小川氏には横田氏程の力無いのは云ふ迄もない事で、隨つて横田氏の死によつて政府と政友會との關係も、また政友會内部の事情も著しき變化を生じ來り、從來の如き協調も統制も取れなくなつて來たのであつた。

殊に高橋是清氏に總裁辭任の意があり、其の後任として田中義一氏を推さんとするのは、横田氏の生前既に三浦梧樓氏等と共に豫定されつゝあつた所であるけれど、横田氏の死によつて此の總裁更迭問題も、自ら其處に多少の變化を生じて來たのであつた。

憲政會と政友會とは世上、犬猿も言ならざる間柄と目されてゐただけに、其の協調聯盟も果して何時まで持續され得るかは、多く疑問とされて居つた事は決して事實にあらずとは云はれなかつた。然しながら加藤總裁は勿論、高橋總裁も亦た正直な人であつて、此の兩氏は互に内



輪話をして隠すことなく、常に誠意を披瀝し合つて協調を持續し、政界の懸案を解決せんことを誓つた程であるから、高橋氏が党内の事情と一身の都合上から、内閣を退き政界を去るに於ては、加藤總裁に於ても一抹の寂しさと憂ひとを持つたことは尤もの事であつた。

故に四月三日、高橋氏が加藤首相を番町の私邸に訪問し、政友會總裁を辭すると共に商工大臣の職を辭せんことを申出でたと同時に、政友會の後任總裁として田中義一氏を推戴すべきことを談じてより、加藤首相は政友會が正式に總裁更迭を決定せざるに先立ち、田中義一男に對して總裁就任と同時に内閣を勸説したのであつた、然し田中男は未だ正式決定を見ざるのみならず、入黨早々入閣は困難であり、政友は副總裁たる野田卯太郎氏が商工大臣として入閣する以上、政友會を代表するに十分なる旨を答へて入閣を固辭したのであつた。

### 護憲内閣破綻の因

政友會が協議員會を開いて田中總裁推戴の議を決し、田中氏が高橋氏に代つて正式に政友會總裁の任に就いたのは四月十日であつた、是に於て加藤首相は極力、田中新總裁の入閣を勸説したのであつたが、遂にその承諾を得る能はず爾來幾多の曲折を経て、同十六日田中男の身代りとして野田卯太郎、岡崎邦輔の兩氏入つて閣員たるに決し、翌十七日野田氏は商工大臣に、岡崎氏は農林大臣に親任せられたのであつた。

當時政府は世間の誤解を解き、三派協調の更に續行さるべきこと及び、加藤子と田中男との間には政綱政策に就て、完全なる諒解ある旨を聲明し置くの必要を認め、江木翰長を介して豫じめ田中男とも打合せの上、首相秘書官より詳細なる兩氏會見の顛末並に左の共同聲明を公表した。

一、田中男は加藤子が三派の協調を尊重し、最も有効に之を具體化するため、田中男の入閣を希望せらるゝの誠意を諒すると同時に加藤子は田中男の政友會入會匆々入閣を爲すは、黨情の許さざる已むを得ざるものあるを諒とすること。

二、兩子男は固より飽くまで現政局の基礎たる三派協調を、維持繼續するの牢固たる決意を有すること。

三、田中男は入閣せざると否とに拘らず、責任を以て現内閣の政策を支持援助すること。

之によつて問題は一段落を告げたものではあつたが、憲政會及び政友會兩派の感情は、此の時より疎隔を生ずるに至り、遂に護憲内閣破綻の因は其の種を深くこゝに植へ付けられたのであつた。而かも政友會は田中男の總裁就任と共に、豫ねて策士の間計畫されつゝあつた革新俱樂部及び中正俱樂部との合同問題を進行せしめ、その實現に依つて所謂第一黨計畫を策するに至り、いよゝゝ協調の前途は危くなつたのであつた。

### 評議員、議員聯合會

評議員及び議員聯合會は七月三日午後二時本部に開會、出席者二百餘名、高田耘平氏會長席に着き開會を宣し、會長、副會長の選舉を行ふべき旨を述べ、河波荒次郎氏の動議によつて互選の手續を省略し、總裁の指名に一任することとなつたので、別項の如く加藤總裁より指名決定し、八並幹事長は之より議員と評議員との聯合會を開くべきを告げ、荒川五郎氏會長席に着き八並幹事長より一場の挨拶あつた後、總務二名の補缺選舉に移つたが、先例により總裁一任と決し、加藤總裁は別項の如く指名し町田忠治氏新總務を代表して挨拶を述べ、次で例の如く加藤總裁の演説があつた。閉會後引續き別室に於て懇談會を開き評議員、代議士等より地方の政局並に中央政局の實狀に就き報告及び質問あり、閣僚及び幹部は是等質問に對して一々答へ午後四時散會、六時より一同上野精養軒に於ける本部主催の大懇親會に臨んだ。

總務(補缺)	町田忠治	原脩次郎	
評議員會々長	荒川五郎	同副會長	中原徳太郎
	高橋元四郎		



## 第三十二節 政憲兩派の決裂

## 政友、革新、中正三派の合同

所謂護憲三派の協調の前途に、端なくも暗雲の低迷せるに至つたことは既記の如くであるが、此歳七月に入るや果然決裂し、協調は遂に断絶することになつたのである。先づ順序を逐ふて其顛末を記さねばならぬ。

高橋是清氏が内閣を去ると同時に總裁を辭し、田中男が代つて政友會總裁となつて以來、豫てより同黨の企圖しつゝあつた非憲政系の合同即ち革新、中正兩俱樂部の合併計畫は、漸次具體化し來り政友會は小泉策太郎氏、革新派は秋田清氏、中正派は若尾璋八氏等が専ら相策應して其間に奔走すると同時に、それ〴〵自派の意嚮を取纏めつゝあつたが、五月に入るや機運漸く熟し來つたので同月三日、小泉氏は鎌倉より歸京するや直ちに秋田氏を訪ひ、その手續及び時機等に就て打合せた結果、同五日夕より芝三線亭に於て三派有志の協議會を開き、其の席上諸般の手續を決定することに取極めたのであつた。

斯くて豫定の如く同月五日午後六時より芝三線亭に政友會、改革俱樂部及び中正俱樂部の三派有志の協議會は開かれ、政友會よりは山本(悌)、武藤、小泉、内田、岩崎、木下、山田、加藤、春日、松本、革新俱樂部よりは濱田、秋田、大口、板野、松本、前川、弓削田、更に中正派よりは若尾、磯部、若宮、森、齋藤、浦山、杉、岡田の諸氏出席、三派の合同善後所置に對する協議に入つたが、先づ革新派の前川虎造氏を座長に推し、小泉策太郎氏より當日の會合をなすに至つた趣旨に關し、詳細なる説明を述べ之に對し秋田、木下、濱田、若尾、島田、若宮、杉の諸氏より交々意見の開陳があつた。之を要するに

我々が小異を棄て、大同に就く所以のものは、眞に國民を基調とする政黨の樹立にあつて、單なる政黨の分解作用ではない、目的とする處は政黨の建直しであつて、決して政權争奪の野心を包藏して出發した政黨の合同ではないのである、又此の意味にて新政黨の樹立を爲すものでもない。

との意味を以て合同賛成の趣旨を力説したのであつた。而して小泉策太郎氏は合同に關する趣旨を覺書として、之を天下に聲明したしと語り、左記の覺書の原案を提示して種々協議の結果、右原案を滿場一致を以て承認した後散會したのであつた。

## 三派合同覺書

一、政治の要は國民生活を充實し、個人としては生を樂しみ、國家としては富強をなすにありと信ず、然るに我國の現状は産業自治の基礎を缺き、自由に經濟機能を發揮すること能はず、之を匡救するの道は外に信愛と平和を基調とする國際關係によりて有無相通じ、共存共榮の策を樹て、内に國民の意見を振興し、文化を向上する爲めに憲政を更新して、凡ゆる時弊を改革せざるべからず。

一、然り而して政治の基礎は議會にあり、議會の基礎は民衆にあり、苟くも政治の局に當りて經綸を行はんとせば、則ち民意に立脚し政黨に倚信せざる可らず。

一、而も政界の現状は各派分立して、何れの政黨も獨力を以て時局を擔任する能はざるを以て、人心自ら多少の不安を感じざるを得ず、三派協調の現状に即して之を考ふるも、寧ろ協調を合同に進めて、一致協力の最善に就くを勝れりとするも、實際の事情は未だ容易に之を許さざるを憾む。

一、然るに政友會と革新俱樂部及び中正俱樂部所屬の多數者は、現在に於て其の主張を同じくし、個人間の感情も亦たよく融和し、其名を二三にするも其實は一なる如し、然れば互に小異を去り合併一致して黨の規格を擴張し、有力なる團體を結成するは自然の歸趨なりと云はざるを得ず。



一、現に昨春以來、政友、革新、中正三派は協心戮力して政黨内閣制の確立により政權推移の基準を定め、又選舉權の擴張によつて憲政運用の機軸を正し、こゝに國民多年の要望を達成せり、既に議會政治の基調を正せる以上は、之より更に政黨の規格を擴張し、議會の權威を發揮せざるべからず。

一、此の意義に於て政、革、中三派は、共に團結して時運の進歩に貢獻せんとす、即ち三派合同の潑刺たる生氣により、規約を刷新し政策を協定し、立憲政友會の名に於て新局面を更生し、過去に拘泥せず現在に即し將來に慮り、據つて以て新進敢爲の意氣を發揮すべし、敢て政友會を主とするに非ず、即ち同志新に結合して一黨を樹立するの眞意なり。

一、會の規約及び機關の運用に關しては、總て立憲的なるを要し、政綱は國民生活の充實に由る、國家の富強を目的とし特に社會政策の實施を主眼として合同を成就し、新運命の開かれたる機會に於て慎重に之を審議協定す。

一、茲に三派の有志相會して右申合をなし、互に誠意を盡して之を實行するに力むることを約す。

爾來、合同談は着々として進捗し、政友會は六日幹部會を開いて合同覺書を承認し、革新俱樂部は十日聯合協議會を開いて斯の問題を議し結局、合同非合同の兩派に分裂して頗る悲痛なる場面を演出したが、兎も角も同派の座長は覺書の多數可決を宣し、中正派も亦た黨としての合同参加は決議するに至らなかつたものゝ其の多數は來つて合同に参加したのであつた。

こゝに於て三派合同による第一回の懇親會は、十一日芝三線亭に於て開催され、田中政友總裁を初め犬養、野田、小川の三大臣その他所屬代議士黨員等百五十餘名出席、先づ食堂を開き晚餐を共にした後、別室に於て懇談を交へ散會したが、更に政友會は同十四日、三派合同式を兼ね田中總裁推戴式を舉行する爲め、臨時大會を本部に開き改めて合同覺書を承認し、次で高橋、田中の新舊總裁及び犬養、若尾四氏の演説あつて會を閉じた。

かくて犬養毅氏を初め古島一雄、秋田清等革新俱樂部の大多數は、關直彦、清瀨一郎氏等の數名を残したまゝ政友會に加はつたのであるが犬養氏の政友會入りを以て犬養の身賣りとして非難する者が多かつた爲め、古島氏は世間の思惑と非難とに少なからず心を悩ませ、遂に犬養氏を説いて政界引退の悲劇を生んだのであつた、即ち古島氏は逓信大臣たる犬養氏の下に政務次官であつたが、犬養氏共々大臣次官を辭すると共に代議士をも辭し、更に古島氏は政友會をも去つたのである、然るに犬養氏は郎黨に泣きつかれて遂に政友會に踏み止まると共に、再選せられて又復代議士となつたのであつた。犬養氏が五月三十日逓相の職を辭するや、憲政會の安達謙藏氏内閣に入つて逓相に任ぜられ、之れまでの三派聯合は二派聯合に變つたが、而かも是れ唯だ表面だけの事に過ぎなかつた。

兎に角、政友會は斯の如くにして其の野心の一部を成就せしめたが、この合同によつても所屬代議士の總數は百三十九名を算するに過ぎず第一黨として大勢を制するには足らなかつた。而かも彼等は猶ほ依然として口には憲政會との協調を唱へ、高橋前總裁の如きも其演説中に於て從來の三派協調が今日以後、二派協調に代つただけであつて、現政府存立の基礎には何等の變動もないのである。

と云つたが、高橋氏自身は或は左様思つたかも知れないが、是れ決して政友會の本心ではなかつた事は云ふ迄もなく、政友會としては一日も早く現内閣を倒壊して、獨力以て之に代らんとする希望に充ちてゐたので、只だ羽翼未だ全たからず之を實現せしむる力が足らなかつた爲めに、姑らく穩當の言を爲しつゝ時機の到來を待ちつゝあつたのに外ならぬ。是れ獨り憲政會のみならず天下識者の齊しく視る處を同じうした所であつた。

此の合同に對する憲政會の態度は、極めて平然且つ冷靜であつて、政友派の諸子如何に愚なりと云へ、既に三派協調を天下に誓明した以上徒らに政權を奪取せんが爲めに内閣破壊の舉に出づべしと思はれず、假令また其の舉に出づるとしても、其の一半の責は彼等が自ら負はねばならぬ所であるから、後繼内閣組織の如きは斷じて實現を見るべき筈がない、結局政友革新兩派の合同は從來の三派協調を二派協調たらしめたものであつて、政策實行上に寧ろ幾多の便宜を得べく、憲政會としては之を阻止すべき何等の理由を發見せぬのである、と觀じ全く無關心の態度を以て之に臨み、冷然として事態の推移に對したのであつた。



## 税制案閣議の決裂

果然七月二十二日、税制整理案の閣僚に内示せられ、次で二十九、三十日の兩日に亘り閣議に上程せらるゝや、政友會出身の閣僚は斷乎として同案に對し抗議の態度を執り、こゝに政憲兩派の協調は遂に斷絶するに至つたのであつた。

抑々税制整理の事たる現内閣の一大使命と信する所のものであつて、曩に第五十議會の終了を告ぐるや、閣議は直ちに新政策として税制整理の實現を決議し、大蔵省に税制調査會を設けて濱口藏相を會長とし、歳出入に増減なきを條件として藏相に調査立案を一任したのであつた。之れ第五十議會に先立ち、閣議を以て普選、貴革兩案の立案を内務、司法の兩大臣、内閣書記官長及び法制局長官に一任したと同意義であつて、何等藏相の獨斷に出でたものではなかつた。乃ち藏相は調査の結果、成案を具して總理大臣に報告し更に協調の意義を徹底せしむべく、七月二十二日藏相官邸に政黨出身の各大臣を招き、税制案を内示して懇切なる説明を爲したのであつた、而して其の内容大綱は左の如きものと稱せられる。

## 改正せらるゝ税種

- 一、現行所得税の免税點八百圓を千二百圓程度に引上ること（之が爲めに稅收入の減額約六百萬圓）資本利子税は設けざること。
- 一、地租は収益税に改め、成るべく賃貸料標準税を採用し、宅地租を除く田畑其の他の土地につき百分の二分減税し、地租免税點は設けざること（之が爲めに生ずる稅收入の減額約二千萬圓）
- 一、營業税は營業所得に課税することに改め、大體千圓程度として免税點となし減税すること（之が爲めに生ずる稅收入の減額約一千五百萬圓）
- 一、酒税を現在の課税率より思ひ切り數割方引上ぐるること（之が爲めに生ずる稅收入の増額數千萬圓）

一、相續税は倍率に復活せしむること（之が爲に生ずる稅收入の増額約一千萬圓）

## 廢止せらるゝ税種

- 一、自家用醬油税（稅收入減額七十萬圓）
- 一、綿織物消費税（稅收入減額約二千三百萬圓）
- 一、通行税（收入減額一千二百萬圓）

## 新設せらるゝ税

一、化粧品税及び賣藥税の根本的改正（稅收入増額約一千萬圓）

以上の税制改正に依つて生ずる稅收入の減額は、約八千萬圓に上るが之に對し、稅收入の増加額の内確定的のものは二千萬圓に過ぎざるを以て、不足分の約六千萬圓は酒税並に目下調査中に屬する關稅の増收に依りて補填せんとす。

當日の會合は極秘に附せられたのであるが、仄聞する所に依れば先づ濱口藏相より右税制案に關し、その立案の経緯及び内容について二時間餘に亘り詳細説明したのであつて、當日は別段書類等を各閣僚に提示せず、只だ藏相が一通だけを持ち來つて説明し、各閣僚はその聴取したる點に付き種々質問する所あり、殊に政友會出身の岡崎、小山兩相は各方面に亘つて熱心に質問し、濱口藏相も亦た熱心に應答したので別段意見の交換とまでは進まず、更に相互に熟考すべきことを申合せて、午後五時半散會したのであつた。

越えて二十三日重ねて懇談會を開くべく、小川法相より内相を通じて要求し來つたので、乃ち其の希望を容れ即日會合を催したのであるが政友會出身の大臣よりは數字に就て記憶を確めたのみであつた、仍つて藏相はコツピーを作製して手交し、續いて一般閣僚にも之を配付したのであつた。然るに二十五日に至るや小川法相は若槻内相へ電話を以て「之れ迄の如き懇談會ならば最早や之を開會する必要なき」旨を通告し來つたが、云ふ迄もなく是れは政友會側が懇談會を打ち切り、閣議に提案せんことを催促したものと解すべく、斯くして税制案は懇談會を終



へた後、七月二十九日の定例閣議に上程せられた。

當日の閣議も亦た嚴秘に附せられたのであるが、探聞する處によれば午前十時右閣議の開始せらるゝや、江木翰長加藤首相に代つて税整案を正式に提案する旨を簡單に述べ、次で濱口藏相より案の内容につき、先般の内示會に於て爲したると同様の意味を極めて省略して説明し、且つ此の整理案の審議は絶対に基礎案の箇條の範圍内に於て進められんことを希望する旨を附言する處あつた。而して愈々審議に入るや、小川法相は

濱口藏相は此の税整案を以て、豫算を切り離すべきものであり而かも其の決定を急いで居る様であるが、その意味を了解することが出来ない、元來吾々としても税制整理の必要を認め之を主張したものであるが、此の税整案は斷じて整理の意義が徹底してゐない、即ち税制整理の意義を挙げんとすれば、先づ地方税制の整理と相俟つて中央税制の整理を行ふ必要がある、現に中央の税制に於ては先年原内閣當時、所得税及び酒税の増徴をなした以外増税したことはない、之に反して地方税制は累年増税に増税を重ねて、今日では一億三千万圓の多額に達してゐる。

殊に地方税制中には殘忍酷峻なる雜種税の負擔を重からしめてゐる爲め、地方細民は非常に困窮の情勢に在る、故に今日の急務は中央の税整より地方税整に重きを置かねばならぬに拘らず、其の事を閉却したのは當を得て居ない、又苟くも税制整理を行ふには貿易の振興、産業の開發、教育の改善等我國策の確立遂行に伴ふものでなければならぬが、今度の税整は此の意味にも副ふてゐない、更に國税の整理から云ふも、本案は黨略の見地から立案したものであつて徹底を缺いてゐるが、もし憲政會にして眞に協調の誠意があるならば、政友會の主張をも充分に考慮して適當に按配すべきものであるに拘らず、只だ憲政會の主張のみを取つて政友會の主張を顧みないのは、協調の誠意を疑はざるを得ない。

と述べたのであつた。之に對し濱口藏相は

此の税整案は豫算と可分である、即ち税整の結果は直ちに歳入に影響を及ぼすものであるのみならず、豫算編成は既に目前に迫つてゐるのであるから、其の決定を急ぐ譯である、小川君は地方税制の整理と相俟たずして中央税制の整理のみを急ぐは不合理であると云ふが、大藏當局は決して地方税制の整理を閉却してゐるのではない、内務當局とも交渉して既に其の審議立案に當つてゐるから、整理實現の期も遠くあるまい、又小川君は黨略の見地から立案したと云ふが、決して左様なことはないのである、當局は憲政會の主張にも囚はれず、政友會の主張にも泥まず、税制そのものを眼目として公平に而かも時代に適應すべく立案をなしたものであることは、地租問題についても憲政會の二分減を棄て、一分減にした事に就ても明かである、又此の税制案が經濟産業と全然没交渉であると云ふが、現下の經濟産業状態より見て、此の程度を以て最も適切なりと信ずるものである。

と大藏省の立案理由を反覆説明して、此の税整案の公平適切であることを力説する所あつた、而して若槻内相も亦た濱口藏相の議論を補足して殊に地方税制に關しては

地方税制の整理に關しては、その必要を認め折角審議申であるが、その整理方針としては府縣に新に家屋税を設け、其の收入約一千五百萬圓を財源に充て、整理を行はんとするものである、然し成るべく増減を生ぜしめざる程度に於て、不公平を除去したいと考へて居るが、此の地方税制に就ては中央税制を切離すも敢て差支ない。

と地方税整の方針を述べて、小川法相の議論に答ふる所あり、正午休憩後一時再開し、午前に引つゞき小川法相は地方税制整理の必要を繰返

し  
若槻君は地方税制に就ては家屋税を新設すると云ふが、家屋税の新設については大に議論を要する所であるのみならず、地方税制と中央税制とを切り離すも差支へないと云ふが如きことは、如何にしても首肯することは出来ない。

と地方振興の急務を説くことに努めて地方税制の必要なることを詳述し、税整案を中心として小川、濱口、若槻三相の間に議論が上下された



が、此時、黨外大臣たる岡田文相は

増減なしに負擔の均衡を圖るやう整理することは、既に前回の閣議に於ても決定して居ることではないか。

と云ふや、加藤首相は「その通り、その通り」と三度まで連呼し、席上頗る緊張味を加へた、小川法相はこれに答ふる所あつて後、岡崎農相は

濱口君は協調の意味を以て本案を立てたと云ふけれど、若し憲政會にして眞に協商の意志があつたならば、何故に普選案の如く兩派の意見交換によつて、其の原則又は大綱を決しなかつたか、只だ大藏省独自の立案を以て、協調案なりと云ふは甚だ當らない。

と述べて小川法相の議論を補足したのであつたが、濱口藏相は協調の意味は十分含まれてゐる旨を繰返したので、小川法相は更に立つて其の然らざる旨を述ぶる所あつたのみならず、若槻、濱口兩相も亦た政友會側の態度に對して批評を加ふる所あつた、此時岡崎農相は

本日は此程度にて打切り明日續行しては如何。

と提議したので、憲政會側は今夜中なりとも議論を進めて解決したいと答へたが結局、三十日午後一時より審議を續行することに決したのであつた、依つて加藤首相は

「明日は夜遅くなつても是非解決し得る様に御努力を乞ふ。」と告げ一同之を諒承して散會したのである。

斯くて翌三十日午後一時より更に税制案閣議は續行せられ、先づ加藤首相より税制案に對する政友會閣僚の意見を求む所あつたので、小川法相は「吾々は前日の意見と變る處は先づ無いが、濱口藏相は如何に考へらるゝか。」と反問すると共に税制案の審議と豫算編成の不可分なる理由及び、國稅整理と地方稅整理の離るべからざる理由を、再びこゝに繰返して説明する處あつた、依つて濱口藏相は「自分の意見も前日と同様變る所はない。」と前提し、更に前日の議論を反覆し、若槻内相も亦た發言する所あつたが、小川法相は更に「内務省案と大藏省案とは、その内容に於て相當開きがあるのみならず、其の整理方針は或るものは新設し或るものは廢止するが、その結果は直ちに國稅に影響すること

となる、故に國稅整理と地方稅整理とを切り離して審議することは出来ぬ、例へば家屋稅を新設しても、戸數割を現状のままに放つて置いては地方民の負擔は反つて増してくる嫌ひがある、即ち戸數割を變改するには、地方に獨立の財源を與へねばならぬが、それには國稅を如何に處分するかの問題が起り、地租委讓の是非を考へねばならぬではないか、是れが所謂地方稅制と中央稅制の不可分關係を主張する所以である。と地租委讓論に言及したるを以て、若槻、濱口兩相は交々起つて

小川君は地方稅の整理實行上、地租委讓が必要であり、此の稅制整理に於て是非地租委讓をせねばならぬと主張するものであるか。と詰り寄つたのであるが、小川法相は

吾々は今直に地租委讓を斷行すべしと主張するものではないが、苟くも地方稅整理に當つては、地租問題の如きは最も重要であるから、稅制全般に亘るに於ては此の問題を閉却する譯には行かぬ、即ち協調に依つて之等の問題を解決すべきである云ふのである。

と答へたるを以て、若槻、濱口兩相も亦た地租委讓問題に對しては、此上議論を進むることをしなかつた、此の時岡田文相は

小川君は地方稅並に豫算は、併行して審議しなければならぬと云ふが、稅制案の中には小さい稅制も相當多數含まれて居る故に、是等だけでも審議を進めては如何。

と語つたのであつたが、小川法相は種々の事例を擧げて、稅制の根本方針に於て異なる旨を述べ、部分的には審議することの出来ぬことを力説した、次で岡崎農相は

吾々は今更ら内容に就て彼れはれ議論する前に伺ひ度い事がある、元來吾々は協調に就ては十分の誠意を有してゐることは、彼の普選案立案當時の有様を見れば分ることである、然るに此の稅制案を見ると、少しも協調の誠意を認むることが出来ない、憲政會には若槻、濱口安達諸君の如く政黨の苦勞人が居るが、夫れでも吾々は今日の如き事態を惹起しはせぬかと心配し、屢々注意したのである。

然るに濱口藏相は政友會の歴史的事情をも顧慮せず、或は憲政會の主張に聽き、或は大藏省獨特の見地に立つて此の案を作り、之に政友



會をして追隨せしめんとするは、政友會の到底爲し能はざる所であり、又兩派協調の爲めに遺憾に思ふが、何れにしても此の案が政治的重大の影響あることは、憲政會の諸君にしても豫め諒解せられて居る所であらう。

と述べ、濱口藏相は之に對し  
自分は憲政會の意見を聞いたのではない、憲政會にも秘密を以て税制そのもの見地から立案したのである、岡崎君が政友會の歴史的事情と云ふのは、地租委譲を税制案に含有しなかつたことを意味して、本案に反対せんとするものであるか、本案は普選案の立案とは大に意味が異なるのである。

と又々地租委譲論に言及せんとし、斯くては何時まで議論を續くも、畢竟同一の事を繰返すに止まるを以て、小川法相は最早や吾々は議論はしないが、要は税制案は地方税制及び國家事業の審議と併行すべきものであつて、濱口案のみを單獨に審議することは出来ぬ。

と結論を述べたので、加藤首相は

小川君の言ふ所は、然らば一種の妨訴抗辯の如きものか。

と聞き、小川法相は「然り」と答へたるを以て、加藤首相は「然らば他の閣僚の意見を聞いて見る。」

と告げ、宇垣陸相、財部海相、幣原外相等に順次に意見を徴したところ何れも小川法相の意見に反対し、税制案の内容審議に移るに至當とする旨を述べたので、小川法相は全閣僚が未だ意見の陳述を終らざるに先だち、「自分は税制案を獨特に切離すことの不可を云ふものであるが、強いて單獨に審議せんとするならば、濱口案そのものに全然反対である。」

と決然反對を聲明したので、仙石鐵相は「そんな事を云はず、出来るものなら各方面の問題とも併せて審議したら良からう。」と仲裁的の意見を述べたるも遂に成立せず、小川法相は重ねて「此の税制案に就ては吾々兩人は勿論、野田商相も反對であることを言明する。」

と最後の意志を明示したのであつた。是に於て加藤首相は兩大臣を別室に招き、兩大臣は他の閣僚と意見を異にし、提案の審議に反対せられんとするが、然らば進退につき考慮せらるゝ處ありやと問ふたのであつた、然るに兩大臣は何も考慮し居らざる旨を答へたので、首相は攝政宮殿下樺太行啓が八月二日に迫つてゐる由を告げ、閣議を遷延することの不可なるを説き、成るべく早く態度を決せられんことを求め、且つ何時頃態度を決定せらるべきかを質した處、兩相は日を定めて確答することは出来ぬが決定せば報告すべしと言明して退席した。斯くて波瀾萬丈の閣議は午後三時十分散會したのであつた。

### 第三十三節 護憲内閣總辭職

#### 加藤首相の辭職理由

かくて同月三十一日臨時閣議は開かれ劈頭、加藤總理大臣は

政友會の閣僚諸君に對し、税制案の意見が異なるならば、進退を如何に考慮せらるゝかと訊ねたけれど、昨晚より今朝に至る迄何等の御挨拶がない。

と述べて督促する處あつたが、岡崎、小川兩相は

我々は考慮した結果、辭職する意志はない。

と明答したのであつた、依つて加藤首相は

自分は此の問題に就て、遂に意見の一致を見ることを得なかつたことを遺憾とする、斯くては政務の進行困難なるを以て辭職したし。



と言明したので、之に對し宇垣陸相を先頭に安達選相を最後として、首相と行動を共にする旨を述べ、次で岡崎、小川兩相も

既に首相が辭職せらるゝならば、吾々兩人並に野田商相も辭職する。

旨を告げ、猶ほ岡崎農相は野田商相の辭表をも携帶してゐることを述べた。

是に於て内閣總辭職は決せられ加藤首相は、閣僚の辭表を取纏めたのであつたが、首相の辭表は

臣高明、曩に大藏大臣をして閣議に税制整理案を提出せしめ、之が審議の際臣等と農林、司法兩大臣との間に意見の一致を缺き、爲めに

政務の進行に支障を來し恐懼に堪へず、依つて職を解かれたく謹んで聖斷を仰ぐ。

と云ふのであつて又、濱口藏相の辭表は

臣雄幸、曩に閣議に税整案を提出し、之が審議に際し臣等と農林、司法兩大臣との間に意見の一致を缺き、爲めに總理大臣をして辭表捧

呈の止むを得ざるに至らしめたるは、臣等其の責を分つべきものと信じ茲に辭職を乞ふ。

と書し各その經過を明白ならしめたのである。

加藤首相は斯くて同日午前十一時八分參内、直ちに攝政宮殿下に拜謁して、總辭職の止むを得ざるに至れる事情を奏上して辭表を捧呈し、

攝政宮殿下より「何分の沙汰あるまで政務を見よ」との御言葉あり、首相は聖旨を體して御前を退き、折柄參内中の牧野内府と會談して辭表

捧呈の顛末を報告する所あり、十一時二十分御所を退出して官邸に歸るや、閣議を再開して辭表捧呈の顛末を報告し聖旨を傳へた。

斯くして所謂憲内閣はこゝに最後の幕を閉じたのであつた。蓋し加藤首相の辭表は政友會の欲する所、又彼等の計つて爲した所であつて

是に依つて自黨に政權の落下を夢みたのであつたが、斯かる欺瞞に天下の眼をくらす事の出来なかつたことは云ふ迄もない。憲政會は八月

七日、協調決裂の顛末並に税制案に對する主張に關する聲明書を發表して、政變の真相を明かにした。

### 第三十四節 憲政會單獨內閣成立

#### 大命加藤子に再降下

加藤聯立内閣の總辭職に伴ひ、攝政宮殿下には七月三十一日午前十時二十分、牧野内府を赤坂御所に御召あり、同十一時二十五分一木宮相も參内、善後策に就きて御下問あり、之に對し兩相は現下時局に鑑み、西園寺公に御下問あらせられて然るべき旨を謹み奉答したるを以て、入江侍従長は命を奉じて午後零時半、東京驛列車にて御殿場に赴き同地の西園寺公を訪問して、聖旨を傳達したのであつたが西園寺公は折柄病體のため上京する能はず、且つ現下政局の内容判明せざるを以て、御下問に對する確定的の奉答をなさず、國公より入江侍従長を介して牧野内府の來訪を求めたのであつた。

依つて牧野内府は八月一日午前四時五十七分、品川驛發の列車にて御殿場に赴き、直ちに西園寺公を訪ひ、こゝに兩者の間に重大なる會見は行はれたのである、而して右會見を終るや内府は午前十時三十二分御殿場發の列車にて歸京、直ちに赤坂東宮御所に伺候し、攝政宮殿下に拜謁して西園寺公の奉答を伏奏した。

而して其の結果、同日午後四時四十分、憲政會總裁加藤高明子は赤坂御所に召され、組閣の大命は更に同子に再降下したのであつた。是に於て加藤子は暫らく御猶豫を乞ふ旨を奉答して御前を退き、別室に於て牧野内府、一木宮相等と大命拜受方につき打合せをなした後、午後五時二十分永田町の官邸に歸り、直ちに單獨内閣の組織に取りかかり同日夜、新三閣僚の選考を了し、二日午前宮中の御都合を伺ひ奉つた上、午前九時四十五分赤坂御所に伺候、攝政宮殿下に拜謁仰付られ、内閣組織の大命を有難く拜受する旨を伏奏して、閣員全部の名簿を内奏した



るに、殿下には直に御嘉納あらせられ、次で七月三十一日捧呈したる辭表の内加藤子の辭表は殿下より加藤子に却下せられ、加藤子は茲に第二次加藤内閣の總理大臣として、江木、早速、片岡三大臣の任官並に小川、岡崎、野田三大臣の免官を上奏して御聽許を賜つた。

かくて同日午前十一時半、加藤首相待立の上左の如く親任式を舉行され、引續き幣原、若槻、濱口、宇垣、財部、岡田、安達、仙石の各大臣の辭表は首相の手許に却下され、茲に第二次加藤内閣は出現したのであつた。

- 任 司法大臣 内閣書記官長正四位勳二等 江 木 翼
- 任 農林大臣 大藏政務次官正五位勳三等 早 速 整 爾
- 任 商工大臣 内務政務次官正五位勳三等 片 岡 直 温
- 司法大臣 小 川 平 吉
- 農 林 大 臣 岡 崎 邦 輔
- 商 工 大 臣 野 田 卯 太 郎

依願免本官(各通)

次で内閣書記官長に塚本靖氏、法制局長に山川瑞夫氏任ぜられ、更に政務官の補充については政府と貴族院側との間に交渉成立し、貴族院側よりは水野直(陸軍政務次官)井上匡四郎(海軍政務次官)溝口直亮(陸軍參與官)伊東二郎丸(海軍參與官)矢吹省三(外務政務次官)の諸氏。憲政會側より棚瀬軍之佐(商工政務次官)本田恒之(司法政務次官)小山松壽(農林政務次官)高田耘平(農林參與官)八並武治(司法參與官)山道襄一(逓信參與官)の諸氏入つて政務官たるに決し、八月十日その任命を見た。即ち當時憲政會員にして政務官(舊新)在任中の諸氏は左の如くであつた。

- 内務政務次官 依 孫 一 同 參與官 鈴木富士彌

- |       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 外務參與官 | 永井柳太郎 | 大藏政務次官 | 武内作平  |
| 大藏參與官 | 三木武吉  | 司法政務次官 | 本田恒之  |
| 司法參與官 | 八並武吉  | 文部政務次官 | 鈴置倉次郎 |
| 文部參與官 | 川崎克   | 農林政務次官 | 小山松壽  |
| 農林參與官 | 高田耘平  | 商工政務次官 | 棚瀬軍之佐 |
| 商工參與官 | 野村嘉六  | 逓信政務次官 | 頼母木桂吉 |
| 逓信參與官 | 山道襄一  | 鐵道政務次官 | 降旗元太郎 |
| 鐵道參與官 | 古屋慶隆  |        |       |

かくて在野七年有半、此間幾多の困厄に遭遇しながら而かも泰然として動することなく、清節を堅持して力闘に努め來つた憲政會は、時節漸く到つて曩には政、革二派と協調して聯立内閣を成立せしめ、更に今次の政變によつて單獨内閣を組織し、茲に積年の經綸を擧げて天下に行ふの欣びに會したのであつた。

乃ち八月二日午後本部に臨時議員總會を開き、先づ加藤政之助氏會長席に着き、八並幹事長は聯立内閣より單獨内閣に至つた經緯に就て簡單なる説明をなして挨拶に代へ、次で箕浦總務は起つて

本日親任式を擧げられ、茲に第二次加藤内閣は名實共に我黨の單獨内閣として成立したことは、我々の最も欣快とする所である、勿論斯くなることは憲政上、當然の歸結であるとは云ふものゝ、從來動もすれば常道を逸して、爲めに歸着すべき處に歸着せざる如き感もあつたが、今回は眞に公明正大に歸着點を得たる事は、誠に御同慶の至りに堪えない。と祝辭を述べ、之に對して江木法相は新任閣僚を代表して



今回再び加藤子に大命降下し、我々は圖らずも總理の御推舉を蒙り新任務に就くこととなつた、是れ偏に諸君の厚き御同情と、深き御交誼によるものであつて、茲に謹んで感謝の意を表する、我黨單獨内閣の成立は、我黨の責任をして一層重大ならしめたものであつて、前途には幾多の難關波瀾を豫想しなければならない、何卒向後も益々諸君の御後援と御同情とに與りたく希ふ次第である。

と挨拶し、終つて加藤政之助氏の發聲にて憲政會及び新三大臣の萬歳を三唱して散會した。

### 第三十五節 第五十一議會

#### 當時の政情

第五十一議會は大正十四年十二月二十五日を以て召集せられ、恒例の年末年始の休會を終つて、翌十五年一月二十一日を以て再開されたが當時加藤内閣に對する一般の輿論は既記の如く極めて良好であつただけに、それだけ自己の立場に悩みつゝあつたのは政友及び本黨の兩派であつた。されば此の兩黨は便宜的の提携を策したものと、而かも遂に其目的を達することを得ず、さりとて今更ら之を放棄することも出来ぬ苦しい事情の爲め、田中政友總裁及び床次本黨總裁は兩派提携の具體化について會見した結果、三ヶ條の申合せを交換したが、加藤單獨内閣の成立を見たる後に於ては、床次氏としては政本提携は寧ろ無用であり、邪魔物ともなつて仕舞つたのであつた。

殊に床次氏としては、政友會と結ぶことに依つて解散を受くることは其の最も苦痛とする所であつたことは云ふ迄もなく、此の苦惱より脱せんには是非とも政友會に遠ざかるより他なかつた。況んや床次氏が畢生の目的とする政權を獲得せんとする爲めには、先づこの際憲政會と結び、憲政會の力によつて次ぎの政權に近づかんとすることの上策なるを案じたるに於てをや。依つて床次氏は能ふ限り政友會より遠ざかる

と同時に、一面亦た憲政會に向つてしきりに接近の歩調を進めて行つた。勿論憲政會としては之を望むものではなかつたが、然しながら近づき來りつゝある者を峻拒すべき理由は毫もなかつた。殊に政友會と絶縁したる今日に於ては、本黨との提携も同黨より希望する以上、敢て之を歓迎せざる迄も決して避くる必要は認めなかつた。されば緊密とは云ひ得ざるも相當の提携は自然の成行として實現せられ、第五十一議會の開會劈頭、豫算委員長及び税制委員長その他の常任、特別各委員長の割り當てに於て完全に憲本の提携は成立したのであつた。

一方本黨内に於ては床次氏の態度に憚らず、憲政會に近づかんよりは寧ろ政友會と提携せんことを主張する一派を生じ、之に屬する中橋徳五郎、鳩山一郎、木下謙次郎、吉植庄一郎、高橋光威、田邊熊一、廣岡宇一郎等の諸氏等は、豫てより鈴木喜三郎、水野鍊太郎氏等と共に相策應して政本の合同を提唱しつゝあつたので、床次氏が上記の如く委員長問題で政友會と離れて憲政會と握手せるを見るや、遂に本黨を脱して新たに同交會を組織し、一月の議會再開に際して政友會と合同したのであつた。即ち當時の情勢は

憲政會	一六五
政友會	一六一
政友本黨	八七
新正俱樂部	二六
實業同志會	九
無所屬	一六

であつて、憲本兩派の提携は優に二百五十の絶對過半数を占め、議會も亦た當然之によつて左右せらるゝことになつたのである。

是より先き憲政會は、議會再開に先ち十五年一月二十日、上野精養軒に大會を開いて其の陣容を整へ、軒昂の意氣を天下に示す所あつた。一月二十一日休會明けの議會は再開され、劈頭加藤首相の施政方針演説があつた。



## 加藤首相の施政演説

我國と締盟各國との交際の愈々親密に赴くことは、世界平和の確保として又人類の福祉増進の爲めに、最も喜ばしく思ふ所である、顧みれば昨年一月、日露の間に國交回復に關する基礎條約が成立して、兩國の間に存在する幾多の懸案を解決すべき基礎が定まつたのであるが、其後昨年十二月初に當り、該條約に基いて北樺太に於ける石油、石炭に關する利權の契約が、當業者と露國官憲との間に滞りなく締結せられるに至つたことは、日露國交上並に兩國の經濟的發展の爲めに、洵に悦ばしいこと、信するのである。

次に隣邦支那の關稅改正について、帝國政府は善隣の交誼を以て對支政策の根本方針とするに鑑みて、關稅自主權恢復の支那の希望に對しては、直ちに主義上之が承認に各ならざる旨を聲明したのである、之れ聽て其の内政の改善を援助する爲めであり、亦たその産業の發展を要望するが爲めである、其の他あらゆる點に於て及ぶ限り同情的態度を以て支那の要求に對し、而して列國と協調を保ちつゝ、我が對支貿易の擁護に違算なきを期する覺悟である、尙支那に於ける治外法權撤去についても、主義として異論あるべきでないが、唯だ其の此に至るまでに支那の行ふべき諸般の施設の完成が必要であることは、論を俟たないのである。

昨年十月以來支那に於て再び動亂が勃發し、我邦朝野をして在支邦人の安危に關し、憂慮の感を抱かしめたのであるが、政府は徹頭徹尾不干渉主義を嚴守すると共に、支那に於ける帝國の權利益の保全については、百方正當なる手段を盡したのである、其後戰禍は滿蒙地方にも波及し、此の方面に於て帝國の有する重大なる權利益を脅かすの虞あるを以て、帝國としては之が擁護の爲めに必要なる手段を講ぜざるを得ざるに至つた、是より先き我が滿洲駐劄師團の兵は、除隊歸休の者のあつた爲めに半減せられ、之を以てしては十分に警備の任を全うすることを得ざるの憂ひあつたが爲めに、應急の措置として朝鮮及び内地より略々除隊兵を補充するに足るの兵員を派遣したのである。然るに其後幾何もなく動亂の鎮靜を見、今や其の派遣を全部歸還せしめたのである、要するに帝國政府の支那に於ける政策行動は、全

然公明正大を旨とするものであつて、此の趣旨は結局支那の何れの方面に於ても能く諒解せらるゝに至るべきことを信ずる。

衆議院選舉權は、既に大に擴張せられ所謂普通選舉制が布かれたに就ては、地方制度に於ける議員選舉も、また同じく之を擴張するの適當なるを認め、政府は之に關する諸般の法律案を提出する積りである、而して同時に益々自治能力を發揮せしむる趣旨を以て、自治體に對する監督の整理を併せ行つたならば、國民の政治上享有すべき權利は、今日の時勢に於て完きを致すものと考ふるのである。

斯く國民參政の權利はすでに大に擴張せられ、その地方自治に參與する權利も亦た次いで擴張せらるゝに於ては、國民の政治生活の基礎は、こゝに安定したものと云ふべきである。仍つて政府は今後國民の經濟的社會的生活の充實安定を圖る上に専ら力を注がなければならぬ、而して之が爲めには各種産業の發達に努力すべきは勿論、同時にまた諸般の社會政策的施設を行ふことを必要とするのである、之を以て政府は一面に於て生産の増加並びに貿易の發展に關し、或は從來の施設を擴張し、或は新たな計畫を立て、種々畫策するところあつた、他の一面に於ては久しく問題となつてゐる健康保險法の實施を期して、所要經費を來年度豫算に計上し、更に新たに勞働組合法、勞働爭議調停法の制定並に治安警察法の改正の必要を認め、それら該法律案を提出することになつた。

蓋し勞働問題は、内外の情勢に伴つて近年著しく重要な度を加へ、之が對策は緊要なる政務の一つとなつてゐる、而して之等の立法は社會上、經濟上、將た思想上に影響するところ甚大なるものがあるが故に、その制定については徒らに外國の事例にのみ依ることとは出来ぬ、必ずや我が國情に適合すべき、妥當なるものでなければならぬ、仍つて政府は之が立案に就て各種の行政機關をして、反覆調査せしめ慎重審議を盡さしめたのである。

我國の租稅制度を一般的に整理する必要のあることも、多言を要せざる所である、此の事は朝野多年の懸案であつて、國民もしきりに之を希望し、歴代の内閣も相當に調査を重ねたのであるが、今日に至るまで未だ實行を見なかつたのである、政府は稅制整理を速かに實行するの必要を認めて、前議會に於て聲明したる如く鋭意調査研究を遂げ、こゝに其の成案を得たので、關係諸法律案を大正十五年度歲入歳出



總豫算と同時に、今期議會に提出したのである。

今回の税制整理は、殆んど國稅の全體に涉る大改正であつて、一方に廢減税を行ふと共に、他方これに因る收入の減少を補ふ爲めに、新税を起し又増税をなしたのもあるが、その根本の方針は、歳入に著しき増減を來さざる程度に於て、租稅の體系を整へ、國民負擔の均衡を圖ると共に、社會政策的見地に立つて、成るべく多數國民の福利を増進せんとする點に在るのである。而してその結果は、又現下の經濟状態に於て事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の伸展に資するもの尠からざるを信する、尙ほ國稅整理と同様の趣旨を以て、地方税制に於ても亦た其の根本に觸るゝ整理を行ふことゝしたのである。

近年我が國民の經濟生活が、公私を通じて頗る膨脹したことは争ふべからざる事實である、不肖曩に大命を拜するや、深く時弊に顧みて上下心を協せ勤儉力行を主とし、質素緊縮を旨として、以て他日伸張の素地を作すべきことを唱へたのである、爾來一年有半を閲して、經濟財政その他各方面に涉る多少の成績を挙げつゝあるのである、即ち今は經濟界轉向の時機に達したるものと考へられる。

併しながら今日の場合、最早や安心を致して、苟くも氣を緩めることあれば、九仞の功を一箕に缺くの虞れがあるのである、仍つて政府は依然として緊縮方針を繼續し、只時勢の進展に伴ひ、國力の充實に必要な計畫を立つるのみであるが、斯くて官民の一致協力により、他日經濟界の眞の回復を見るに至らば、十分之に應ずべき政策を取り、以て國運の伸張に寄與したいと期するものである。

## 加藤總裁 薨去

### 薨去に至るまでの經過

大正十五年一月二十一日、休會明けの第五十一議會の再開せらるゝや、加藤首相は貴衆兩院に於て施政方針の演説を試みたる翌日、即ち二十二日の午後衆議院に於て、長岡外史氏の質問に係る帝國飛行機の將來に關する方針について應答した後、暫時國務大臣席に在つて議員の質問を傾聽しつゝあつたが、間もなく首相の顔色は蒼白を呈し來り、その呼吸さへ困難を感じつゝあるものゝ如く見へたので、之を認めた濱口藏相及び幣原外相は大に驚き、急ぎ歸邸の上靜養せらるゝ様にと懇請し、その爲め首相は議會の大臣席より控室に退き、少時休養する所あつたものゝ責任感の強き首相は、其後再び議場に出席したのであつた。

然しながら病狀は依然として去らざるのみか、却つて益々昂進し次第に烈しき疼痛をさへ覺ゆるに至り、遂に其席に堪へざるに及んだので閣僚並に黨員幹部の介抱により午後四時退席、麹町下二番町の自邸に靜養することゝなつたのである、而して爾來専ら回復に努め療養怠りなかつたのは勿論、その病勢も亦た差したる變化なく數日を経過したのであつた。即ち其容體書を記せば左の如くであつた。

△一月二十四日 一昨日來鼻咽喉加答兒にて發熱のところ、鼻腔の方は段々宜しきも、喉頭の充血腫脹去らず、爲めに熱も咳嗽も持續せり今朝體温三十七度、正午十五分三十八度、食氣良。

△同二十五日 昨夜は安靜、午前四時半頃より喘鳴多く九時の體温三十七度八、隨つて本日は安靜休息。

△同二十六日 昨夜喘鳴の爲め安眠を得ず、今朝體温三十七度八分、喘鳴は昨日に比し減少す、正午體重三十八度一分。



△同二十七日 午前は體温三十七度九分より漸次下降して、午後は三十六度に降り、諸症幾分輕快せるが、午後より尿量減少せり。  
△同二十八日 五時頃までは別段の事もなかりしに、夫れより脈搏漸時弱く種々なる注射を試みしに恢復せず、終に午前八時四十分危篤の状態に陥りたり、首相は豫てより慢性腎臓炎にて蛋白尿あり、加ふるに僧帽瓣不完全閉鎖と稱する心臟疾患を有したる事を以て、今回の發熱の爲めに心臟力衰弱を來し、遂に心臟麻痺に陥れり。

斯くの如く最初は格別の事もなかつた首相の病状は、俄然として急變するに至つたのであつた。左れば二十七日夜診察の三浦博士が、經過頗る良好の旨を告げた時には家人及び近親の人々は非常に安堵し、令息厚太郎氏夫妻及び令嬢岡部長景氏夫人等は、同夜十二時過ぎ病室を引上げ、寺島主治醫のみ残り、夫人及び四人の看護婦が枕頭に在つて看病して居つたのであつた。

然るに二十八日午前七時頃より首相は急に苦痛を訴へ、病勢急變の狀を呈し來つたので、家人は大に驚き寺島醫師は直ちにカンフル注射を行ひ、一方直ちに三浦博士を迎ふべく神田駿河臺の同博士邸に自動車を馳らせ、午前八時三十分三浦博士が惶惶として加藤邸の門を入つた時は、首相は既に臨終に近く如何とも施すべき術なく、午前八時四十分遂に薨去したのであつた。されば是より先き急變を聞いて厚太郎氏夫妻、岡部長景氏夫妻及び幣原外相夫人が、馳せ付けた時は最早や臨終後であつたのである。

發表された所に依れば首相の病氣は、二十七日は時々右胸部及び上腹部に疼痛を覺へ、右胸下部より上腹部に疼痛あつて安眠を妨げられ、二十八日午前五時に至り急に心臟の衰弱を來したれど、格別の事もなかりしに夫れより脈搏次第に衰弱し、種々の注射を試みしも其の甲斐なく、遂に午前八時四十分危篤の状態に陥つたとの事である、即ち首相の病氣は、二十八日一日を以て急變して危篤に陥り、遂に起つ能はざるに至つたのであつた。享年六十有七歳。

臨終後の首相は其まゝ同邸内、奥十疊の日本間に安らかに眠り、香煙は悲しくも縷々として其枕頭に立上り、午前九時岩崎久彌男を先頭として若槻、安達、片岡等の閣僚並びに憲政會幹部初め朝野の名士は陸續として來邸、その餘りに突然の悲報に愕きつゝ弔訪するもの引きも切

らず、殊に危篤の報天聽に達するや、長き邊りよりは本多侍従の御差遣となり、御見舞として葡萄酒一ダースを御下賜された、尙ほ閑院宮、東伏見宮、久邇宮其他各宮家よりも御見舞の御使を加藤邸に差遣せられた。

#### 首相危篤と臨時閣議

加藤首相病氣危篤の悲報に接した若槻代理首相以下各閣僚は、前記の如く同日午前九時過ぎ、相前後して急遽加藤邸に馳せ付け弔問をなしたが、九時四十分一先づ同邸を辭去するや、直ちに永田町の首相官邸に參集し、首相薨去の善後策に就て協議をなすべく、緊急臨時閣議を開會したのであつた。

而して右の結果、閣員一同の辭表を取纏めて之を閣下に捧呈することに決定し、尙之に先んじ加藤首相が全く危篤の状態に陥りたる旨を奏上する事に決したので、若槻首相代理は閣議半ばにして同十一時二十五分赤坂御所に伺候し、攝政宮殿下の拜謁を賜ひ、委曲之を奏上して十二時退下し、閣議に列席して右奏上の顛末を報告する所あつた。斯くて閣議は總辭職の形式を執り、更に臨時總理大臣を奏請する事を申合せ加藤邸の發喪を俟つて直ちに首席大臣たる宇垣陸相より、若槻代理首相を臨時總理大臣に奏請するに至つたのである。

#### 伯爵大勲位に陞叙

加藤首相の病ひ危篤に陥るや、加藤子は既に二回までも總理大臣の重任を盡し、國家に對する功勞多大なるに依り、二十八日の閣議に於て陸將奏請の内奏を爲すに決し、宮内省側の意嚮を徴する爲め、岡田文相は同日午後一時半、宮内省に一木宮相を訪問し、右に關し協議する所あつた結果、同日午後八時三十分左記の如く發表され、同時に親族たる保科正昭子は赤坂御所に參候して、一木宮相より假辭記を拜受した。

内閣總理大臣從二位勳一等子爵 加藤 高明



依勳功特陞授伯爵

叙正二位（以特旨位一級被進）叙大勳位菊花大綬章

尙ほ伯薨去の翌二十九日の納棺式に際し、聖上皇后兩陛下並に攝政宮殿下より、侍従を差遣はされる所あつたが、二月一日聖上陛下には河  
緒侍従を御名代として左の弔詞を賜つた。

弔詞

出テハ則チ使臣、入りテハ則チ閣臣、盟ヲ結ヒ約ヲ訂シ功ヲ奏シ績ヲ效ス、進トナク退トナク常ニ忠蹇ノ志ヲ持シ、朝ニ野ニ克ク翊贊ノ  
道ヲ盡ス、遂ニ臺閣ノ首班ニ列シ正ニ國家ノ重寄ニ膺リ、聲望愈隆ニ勳勞殊ニ顯ル、遽ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム、爰ニ侍臣ヲ遣ハシ  
賻ヲ齎ラシテ臨ミ弔セン。

總裁の葬儀と憲政會追悼會

加藤伯の葬儀は二月二日、正午より青山齋場に於て盛大に執行せられた、此日午前十時仙石葬儀委員長、箕浦、志村の兩副委員長は齋場に  
先着して、諸般の準備は滞りなく整へられ斯くて近衛歩兵第二聯隊の儀仗兵の一隊は古莊聯隊長之を指揮し、午前十時半伯の靈柩は麹町下二  
番町の同邸を發し、肅々として一路青山齋場に向つた。途中一般の民衆は首相の急突の薨去を悼み、沿道に堵列して何れも心より敬弔しつゝ、  
送葬をなしたが、齋場近くの沿道兩側には、憲政會院外國及び地方支部より贈られたる二百餘旗の弔旗、風に吹かれて哀愁の情一層こまやか  
に、同十一時儀仗兵の吹奏する哀調喇叭の音と共に、靈柩は若槻首相以下の關係その他の諸氏に迎へられて齋場に着した。  
かくて正午より大導師杉田日布管長の引導にて、式は壯嚴に開始せられ、水を打ちたる如き靜肅裡に讀經の聲は朗かに聞え、哀愁の感更に  
切なるものあるを覺へしめた、零時二十分に至るや閑院宮、梨本宮、朝香宮三殿下には御自ら御會葬あらせられ、同二十五分には勅使、皇后

宮御使、東宮、東宮妃御使御着相成り、茲に同三十分引導の佛式を終つたが、之と同時に勅使及び各宮殿下並に各宮御使の御燒香を初めとし  
次に獨逸大使を先順として各國大公使等外交官の禮拜あり、夫れより喪主厚太郎氏及び春路夫人をはじめ、岡部長景子夫妻、岩崎久彌男、岩  
崎小彌太男、幣原外相夫妻、志村源太郎氏夫妻その他故伯側の親族、伯未亡人側親族一同の燒香が行はれ、此の間儀仗兵の吹奏する哀悼の樂  
の音は、悲愁の音を込めて滿場に響きわたり、參列者の中には思はず涙を拂ふ人々さへ少なからず見受けられた。  
親族の燒香終るや、若槻首相は靈前に進み、默拜久しうした後、左の弔詞を朗讀し次で貴衆兩院議長を始め其他の多くの弔詞の朗讀があつ  
た。

弔詞

憲政會總裁 若槻禮次郎  
從三位勳一等

内閣總理大臣正二位大勳位伯爵加藤高明閣下憲政會總裁として天下の輿望を負ひ、第五十一回帝國議會に臨むに當り、偶々病ひを得て一  
月二十八日忽焉として薨す、朝野の驚愕措く能はざる所、嗚呼悲しい哉。

閣下堅剛の資を以て精勵の功を積み、夙に東西の書を讀破し、廣く世界の實情に通達し、牢固なる所信を抱いて一身邦家の重きに任ぜり  
大正二年立憲同志會の創設せらるゝや、桂公の後を承けて其の總理となり、大正五年十月十日憲政會結黨の式を擧ぐるや、其の總裁に推戴  
せらる、爾來十有餘年、時勢の變遷を洞察し、大局の歸趨を達觀し終始一貫、憲政の常道に則り苟くも權略を交へず、磐根錯節に利器を示  
し、不遇の境涯に不屈の傲骨を證し、克く黨員を激勵し、公黨の面目を發揮するを得たり。

大正十三年六月大命を拜し、始めて内閣を組織するや、内は普通選舉法を制定して維新の宏謨を擴充し、外は善隣の情誼を盡して列國の  
信頼を長大し、是より漸く時運展開の機を促進し、前途洋々春の如くならんとす、惟ふに組織以來の苦心は今日の素地を築く所以にして、



閣下が我黨單獨内閣を掲げて、宿昔の經綸を行ふは主として今後の事に屬し、舉世刮目して之を待てり、是に於てか夙夜匪懈國務に傾倒し、二豎の侵すを覺らず、三十九度の高熱を冒して議會の壇上に立てるが如き、同志に於て閣下の心事を想ひ、誠に感激の涙を禁ぜざるなり。邦家多事にして棟梁の材を懷ふ、國政は最も閣下の贊翼を要し、同志は益々閣下の指導を求むるに際して、卒然閣下と幽明を隔つ、何ぞ痛惜哀悼の情に勝へん、嗚呼悲しい哉、我黨同志奮發努力、庶幾は閣下の遺志を繼承して、在天の英靈を慰むるを得ん、茲に謹んで弔詞を捧ぐ。

弔詞

貴族院

議員内閣總理大臣正二位大勳位伯爵加藤高明君は、國政變理の大任に在り流焉薨去せらる、痛惜曷を勝へむ、貴族院は爰に恭しく弔詞を呈す。

弔詞

衆議院

衆議院は多年憲政の爲に盡瘁し、屢々輔弼の重任に膺りたる内閣總理大臣正二位大勳位伯爵加藤高明君の薨去を哀悼し、恭しく弔詞を呈す。

弔詞

憲政會東京府支部外四十七支部

内閣總理大臣憲政會總裁正二位大勳位伯爵加藤高明閣下の薨去を悼み、謹で弔意を表す。

### 第三十六節 後繼若槻内閣成立

#### 前内閣の施政踏襲

加藤高明伯の薨去直後、若槻内相は一月二十八日午後九時三十八分を以て、臨時内閣總理大臣に親任せられたのであつたが、閣議の結果正式に内閣々員全部の辭表捧呈に決し、斯くて若槻臨時首相は再び赤坂御所に伺候し、階下内謁見所に於て攝政宮殿下に拜謁仰付けられ、前首相の逝去に伴ふ政情を具さに奏上し、種々御下問に奉答したる後、閣員全部の辭表を捧呈し、謹みて骸骨を乞ひ奉つたが、殿下には「何分の沙汰あるまで従前通り國務に精勵せよ」との優渥なる御詔を賜つた。茲に於て若槻臨時首相は、五日間議會停會の件を奏請して御裁可を仰ぎ、同日十時御所を退出し、再び首相官邸に於て臨時閣議を開き、此旨を報告する所あつた。

是より先き攝政宮殿下には後繼内閣組織の件につき、西園寺公に御下問あらせらるべく、入江侍從長は聖旨を奉じて同日午後十一時東京驛發列車にて興津に向ひ、同地に西園寺を訪ふて御下問の次第を傳達し、且つ宮中の御意嚮をも詳細に物語る所あり、西園寺公も亦た時局を速かに收拾する必要ありとなし、御下問の趣に對しては謹んで奉答する旨を依頼し、斯くて會見を終つた入江侍從長は、翌二十九日午後四時東京驛着後、直ちに赤坂御所に伺候し、攝政宮殿下に拜謁仰せ付けられ、西園寺公奉答の趣きを復命する所あつた。仍つて攝政宮殿下には別室に控ゆる牧野内大臣を御前に召され、西園寺公の奉答に就て御下問あり、牧野内府之に奉答申上げた結果、殿下には臨時内閣總理大臣若槻禮次郎氏に對し、後繼内閣組織の大命を御降下あらせられ、其旨電話にて御傳達あつた。

是に於て若槻臨時首相は、同日午後五時二十八分内相官邸より東宮御所に伺候し、攝政宮殿下に拜謁の上、親しく御機嫌を奉伺したる後、



大命を拜し暫らくの御猶豫を乞ひ奉りて御前を退下し、同七時半より首相官邸に前各大臣の参集を求めて臨時閣議を開き、攝政宮殿下よりの御詔を拜したる旨を報告したる後、不肖乍ら大命を拜し熟慮の結果、諸君の御援助を得て組閣をなし度く、右に就き御意見を聴きし且又御援助を乞ふ旨を述べたので、前各大臣共一致して若槻氏を援助することに決し、愈々若槻氏は大命拜受の決意をなし、他の各閣僚は其儘留任に内定したが、閣議散會は午後十時五分となり、且つ翌三十日は孝明天皇祭にて宮中の儀式あり、仍つて若槻氏は同日儀式終了後、午前十一時東宮御所に伺候し、攝政宮殿下に拜謁仰付けられ、若槻氏より大命拜受の趣を奉答し、且つ閣員名簿を捧呈して御勅裁を仰ぎ、殿下には若槻臨時首相の辭表のみ御聽許に相成り、幣原外相以下各大臣の辭表は、其儀に及ばずとの優詔を下し給つた。

斯くて表謁見所に於て宇垣陸相待立の許に、兼任内閣總理大臣の親任式を行はせられ、茲に若槻首相以外、閣僚全部は現職に留任することとなり、各大臣の親任式は略せられて、若槻内閣は成立したのである、云ふ迄もなく若槻内閣は前加藤内閣の延長たる意味に於て出現したのであつて、若槻首相は加藤伯の遺志を繼ぎて、第五十一議會開會中の貴衆兩院に臨み前内閣の主義政策を踏襲して、國政變理の大任に膺ることとなつたのである。

因みに若槻内閣々員の顔觸れは左の如し。

内閣總理大臣兼内務大臣	若槻禮次郎
外務大臣 (留任)	幣原喜重郎
大藏大臣 (留任)	濱口雄幸
陸軍大臣 (留任)	宇垣一成
海軍大臣 (留任)	財部彪
司法大臣 (留任)	江木翼

文部大臣 (留任)	岡田良平
農林大臣 (留任)	早速整爾
商工大臣 (留任)	片岡直温
逓信大臣 (留任)	安達謙藏
鐵道大臣 (留任)	仙石貢

若槻内閣は其の後一部閣僚の更迭を行ひ、若槻首相兼任の内務大臣は、首相の兼任を解きて藏相濱口雄幸氏内相に就任し、藏相の後任には農相早速整爾氏之を襲つたが、後早速氏は病氣の爲め逝去したるを以て、商相片岡直温氏その後を繼いで藏相に就任し、農相の後任には町田忠治氏、商相の後任には藤澤幾之輔氏各新任せられ、又鐵相仙石貢氏の辭任後、井上匡四郎氏代つて後任鐵相となつたのであつた。

### 後繼總裁若槻氏に決定

加藤總裁突然の薨去は、思ひがけなき出来事として世人の耳朶を打つたが、我が憲政會全黨員にとつては、驚愕悲痛、まことに言語に絶するものあり、宛がら慈父を失ひたる如き感慨に打たれざるを得なかつた。然しながら伯の遺志を繼いで以て大に成さんとするは、全黨員を擧げて堅く其心に誓つた所であつた、即ち伯薨去の翌一月二十九日午後二時より、本部に評議員及び議員の聯合會を開き、後繼新總裁推戴の協議を遂ぐる所あつた。而して劈頭幹事長横山勝太郎氏の挨拶は左の如くであつた。

諸君、我黨の總裁として又内閣總理大臣として、國事に精勵せられたる加藤總裁が、豫て病氣中の處、昨日俄かに病勢革まり薨去せられたことは、我黨の大なる不幸であるのみならず、國家憲政の大なる損失であつて、洵に痛悼に堪へぬ所である、茲に謹んで弔意を表する。故加藤總裁は、我が憲政會の前身立憲同志會創立委員であつて、大正二年十二月二十三日その總理となり、大正五年十月十日同志會が憲



政會となるや、其の總裁となられ爾來十四年の間、我が黨の爲めに多大の犠牲と努力とを拂つて、吾々黨員を指導せられ來つたことは、感謝に堪へぬ所である。

今や時局極めて多事、時恰かも帝國議會開會中であつて、我黨が多年中外に宣明したる主義政策を實行すべき時に際會し、全國黨員萬一の不安を除くが爲めには一日と雖も黨首なきを得ないのである、吾々は故總裁の遺志を繼ぐべく、聲望ある新黨首を選擧して時局を收拾したい、是れ故總裁の意志を永遠に存続せしむる所以に外ならぬと考へる、本日急遽大會を開いたのは蓋し之が爲めである。

更に報告すべきは、故總裁は我が黨創立以來の至大なる功勞者であるから、黨葬を以て敬意を表したきは、全國百五十萬黨員の希望であると認め、總務會に於て之を決定し、直ちに關係閣僚に之を語り、又加藤家に對しても其の意向を通じたのであるが、加藤家に於ては岩崎小彌太男、岩崎久彌男、志村源太郎氏を代表として、其の誠意は地下の故人も定めし満足することであらう、併しながら此際全國多數の諸氏に御迷惑を掛けるは恐縮と思ひ、熟議の結果御辭退することに決した。併しながら此の好意に對しては深く感謝するものであるから、全國黨員に此の旨を適當なる機會に於て、充分に傳へて頂き度い旨、町田、原兩總務に御答へがあつたことを申上げて置く。

右横山幹事長の挨拶に次で、箕浦顧問を會長に推し、新總裁の選に入つたが、町田總務は立つて

我黨が今日、新たに總裁を選擧せねばならぬことに成つたのは、洵に遺憾に堪へぬ所である、然しながら我黨は前内閣の與黨として、極めて重大なる責務を負擔してゐる、總裁を失つて僅かに一日にして此事を見るは、或は故人に對して禮を失する嫌ひがあるかも知れぬが、目下の政局は一日と雖も黨首なくして推移することを得ない状態にある。

されば事極めて重大、本來ならば全員の選擧を以てすべきであるが、恐らくは今日後繼總裁の議に關しては、全國黨員を通じて自ら一致する所があるであらう、故に選擧の手續を省略し、詮衡委員十七名を選び、之に詮衡を委任することとし、其の指名を會長に一任しては如何。

と提議し、箕浦會長より之を一同に語りしに異議なく決定したので、會長は直ちに左記委員を指名する所あつた。

- |              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| 閣僚側          | 仙石鐵相  | 濱口藏相  |
| 顧問側          | 箕浦勝人  | 加藤政之助 |
| 總務側          | 町田忠治  | 原脩次郎  |
| 相談役側         | 村松龜一郎 | 橋本喜造  |
| 評議員及び地方支部代表者 | 中原徳太郎 | 加藤定吉  |
| 大島要三         | 三浦得一郎 | 久須見東馬 |
| 村上紋四郎        | 荒川五郎  | 森田茂   |
|              |       | 平出喜三郎 |

斯くて右詮衡委員は別室に於て、委員會を開き詮衡の結果、若槻禮次郎氏を後繼總裁に推戴することに決し、次で若槻氏と會見して之が承認を求めたのであつた。而して若槻氏は遂に承認したるを以て、箕浦會長は此の旨を一同に報告する所あり、満場之に對して異議なく、急聲の如き拍手を以て之を賛成決定した、茲に於て若槻氏は壇上に起つて、左の如く總裁就任の挨拶をなした。

### 若槻新總裁就任の挨拶

本日はお互ひに悲痛の感に満たされて、此の會に臨んだ次第である、加藤總裁が突如薨去されたことは、國家の大損失であると同時に、我黨の大なる不幸である。

加藤總裁が内治外交の爲めに、國家に貢献せられた事は、私が述べる必要もなく國民が牢乎として忘れ得ない所である、而して又、加藤總裁は剴博なる智識を以て大局を觀察し、我が黨員を指導されたのであつて、一度其の決意を爲される迄には、慎重なる考慮と態度とを持